第３次上尾市多文化共生推進計画

（令和９年度～令和１３年度）

【素案】

上尾市

目　次

第１章　第3次上尾市多文化共生推進計画策定にあたって …… 1

１．計画策定の趣旨 …… 1

２．計画の位置づけ …… 2

３．計画の期間 …… 2

第２章　現状と課題 …… 3

１．　外国人を取り巻く環境 …… 3

２．　本市のこれまでの取り組み成果 …… 9

３．　今後取り組むべき課題と新たな視点 …… 12

第３章　基本方針と施策展開 …… 14

１．　基本理念 …… 14

２．　基本方針 …… 14

３．　体系図 …… 15

４．　SDGsとの関連性 …… 16

第４章　各施策と取り組み内容 …… 17

基本方針１　心のつながりを育むコミュニケーション支援 …… 17

基本施策１　日本語教育の推進 …… 17

基本施策２　やさしい日本語の普及 …… 18

基本施策３　相談窓口の充実 …… 19

基本方針２　　安心して暮らせるための生活支援 …… 21

基本施策１　受け手のニーズに応じた情報発信 …… 21

基本施策2 ライフステージに応じた支援 …… 22
基本施策3 災害への備え …… 25

基本方針3　共生社会づくりの推進……27
基本施策1 国際視野の養成 …… 27
基本施策2 互いを尊重する意識づくり …… 29
基本施策3 地域における多文化共生の担い手の育成…… 30

第5章 計画の推進……32

1．推進体制 ……32

2．進捗管理 ……32

参考資料 ……33

外国人市民アンケート集計結果 ……34

日本人市民アンケート集計結果 ……57

上尾市多文化共生推進委員会条例 ……69

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程 ……71

上尾市多文化共生推進計画策定の経過……73

上尾市多文化共生推進委員名簿……74

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議委員名簿 ……75

用語解説……76

第1章　第3次上尾市多文化共生推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化や人口減少が進行する中、深刻な人手不足に対応するため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」の施行（平成 29 年）や、在留資格「特定技能制度」の創設（平成 31 年）等により、外国人人材の受け入れを進めてまいりました。

本市においても、令和 8 年 4 月 1 日時点の外国人市民人口は 6,526 人に達し、5 年前に「第 2 次上尾市多文化共生推進計画」を策定した当時と比べて約 1.6 倍に増加しております。

また、令和 9 年度からは、従来の「技能実習制度」に代わり「育成就労制度」が開始される予定となっており、「就労」を目的とした外国人市民の転入が見込まれることに加え、将来的にはその家族の滞在も可能となることから、さらなる外国人人口の増加や多国籍化が予想されるところです。

「第3次上尾市多文化共生推進計画」では、市としてこれらの実情を正しく把握するとともに、関係機関・市内企業等とも連携しながら、「言葉の壁」「心の壁」「制度の壁」の解消に向けた各種取り組みを推進してまいります。

そして、これらを契機として外国人市民も地域社会の構成員としてその役割を果たすとともに、誰もが安心して暮らし、学び、働き、活躍できるまちを目指すものです。

「外国人市民」の考え方

本計画における「外国人市民」とは、日本国籍を有しない市民（住民基本台帳で登録している国籍）にほか、外国にルーツを持つ人（日本国籍を有しながら、海外で生まれ育った人）や日本語による情報取得・コミュニケーションに支援を必要とする人も含むものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次上尾市総合計画」を上位計画として、多文化共生に係る本市の特性やこれまでの成果・課題、国や埼玉県の動向、本市の多文化共生推進委員会での様々な提言・意見等を踏まえて体系的にまとめたものです。

第6次上尾市総合計画（後期基本計画）

まちづくりの基本方向4―2 「多文化共生・平和」

施策1　多文化共生・人の交流の推進

外国人労働者が増加する中、国籍や民族等が異なる市民が、お互いの文化や習慣を尊重し合い、地域社会を共に担う多文化共生が重要となっています。また、外国人が地域で安心して生活できるよう支援することも求められています。

↓

第3次上尾市多文化共生推進計画

基本方針1　心のつながりを育むコミュニケーション支援

基本方針2　安心して暮らせるための生活支援

基本方針3　共生社会づくりの推進

3. 計画の期間

令和９年度から令和13年度の５年間です。実施期間内に国際社会の情勢や、国における多文化共生に係る方針等、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合や、計画に新たにも盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直す可能性があります。

第2章　現状と課題

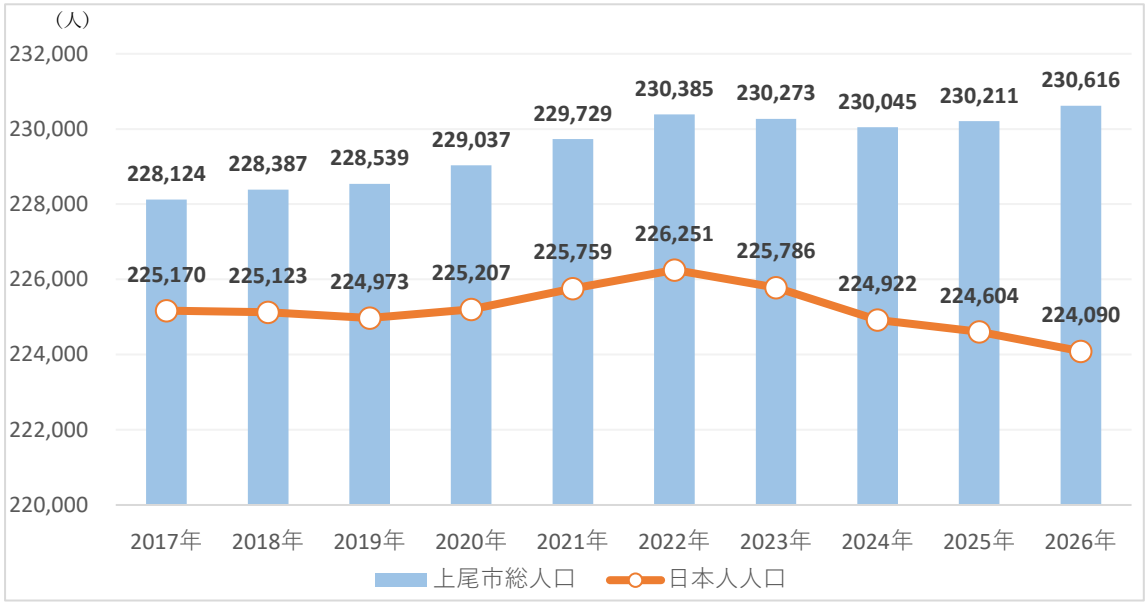
Ⅰ．外国人を取り巻く環境

（1）本市の現状

①総人口及び日本人人口の推移

本市では、図1のとおり、総人口は緩やかに増加している一方、日本人人口は令和4（2022）年をピークにして、減少傾向が続いています。また、日本人人口は今後、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加するのに対し、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少することが予想されます。

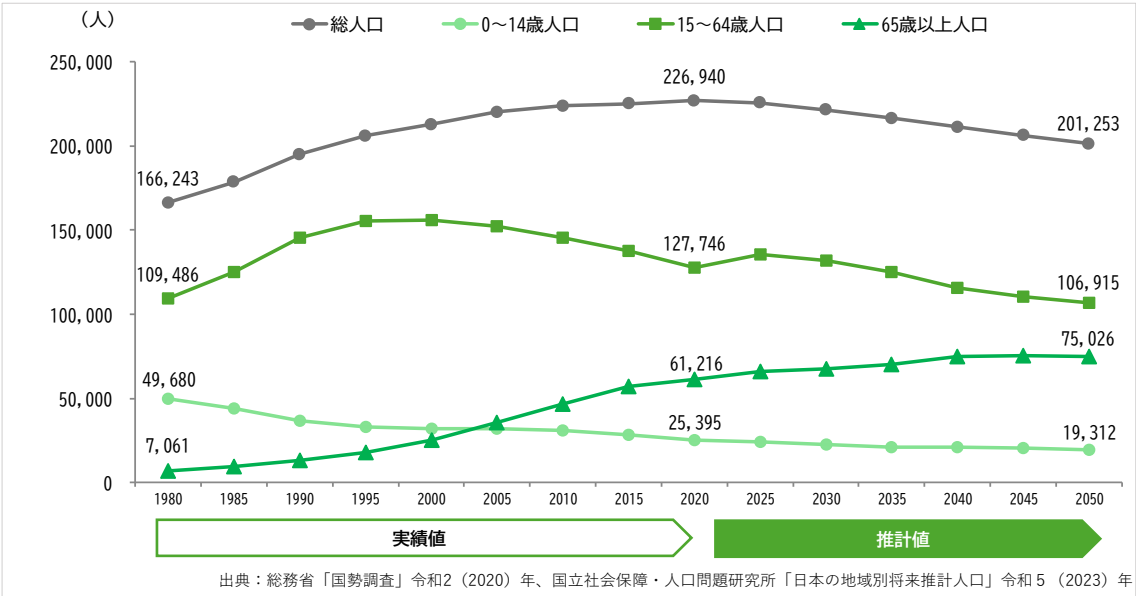
図1　本市における総人口及び日本人人口の推移（各年４月１日時点）



（出典）上尾市住民基本台帳

②人口の推移と推計

図2　人口の推計



出典：総務省「国勢調査」令和2（2020）年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和５（2023）年

③外国人人口の推移

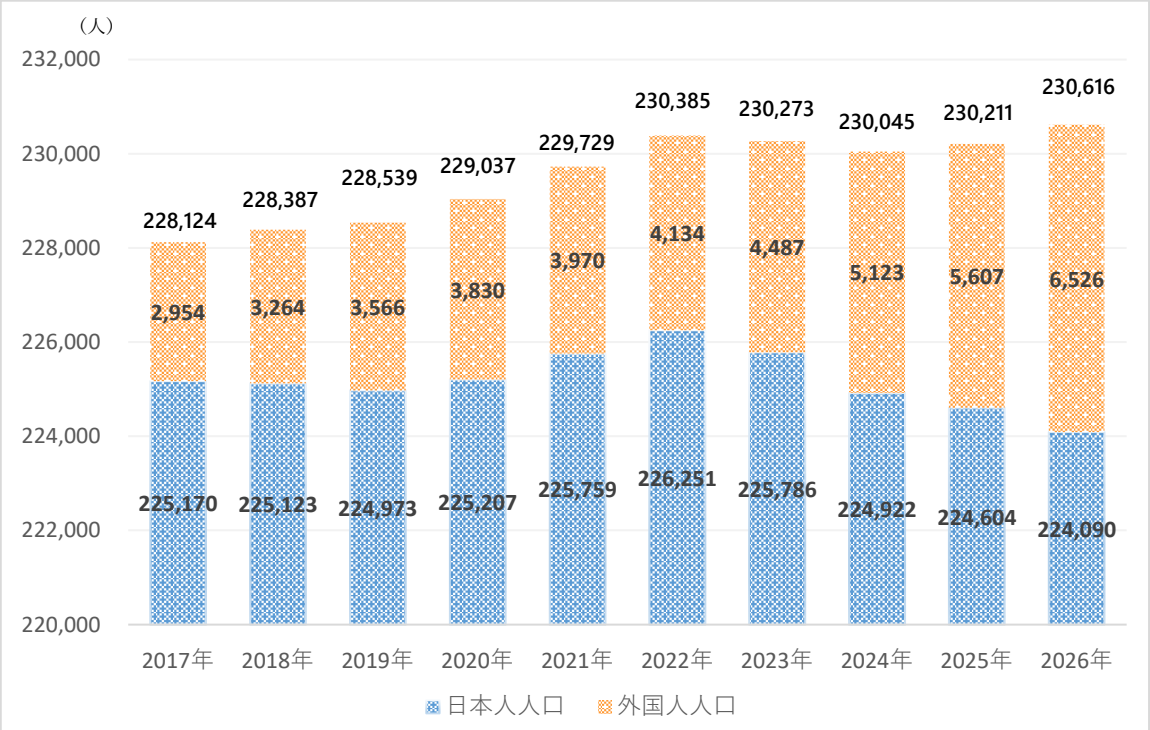
本市における外国人市民人口の推移は、図3及び図4のとおり、「技能実習法」（平成29（2017）年）や「特定技能制度」の創設（平成31（2019）年）を契機として、増加傾向が続いています。

また、令和5（2023）年6月には、技能実習制度及び特定技能制度の見直しが閣議決定されたことから、今後外国人市民のさらなる増加が見込まれています。

図3 総人口及び外国人人口の推移（各年４月１日時点）

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
総人口	228,124	228,387	228,539	229,037	229,729	230,385	230,273	230,045	230,211	230,616
外国人人口	2,954	3,264	3,566	3,830	3,970	4,134	4,487	5,123	5,607	6,526
割合	1.29%	1.43%	1.56%	1.67%	1.73%	1.79%	1.95%	2.23%	2.44%	2.83%

図4 日本人人口及び外国人人口の推移（各年４月１日時点）

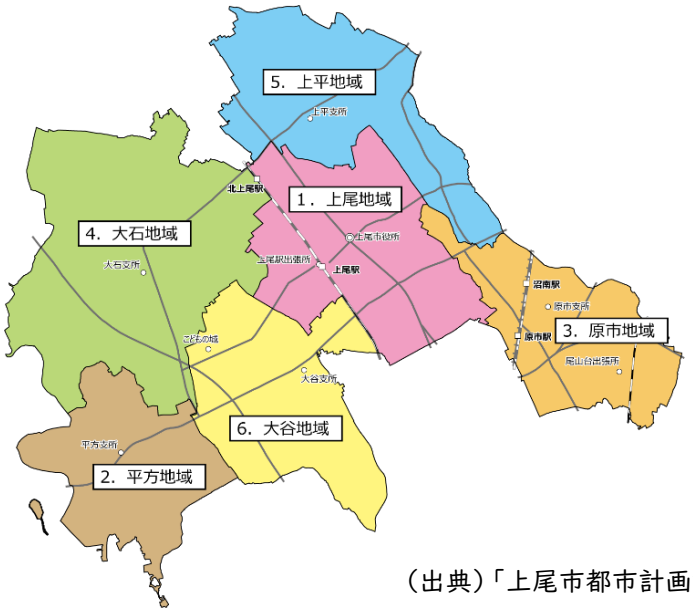


④地域別外国人人口

市内に居住する外国人は、上尾地域が最も多く、全体の約 3 割を占めています。その理由として、交通の便や生活環境の利便性が挙げられます。また、団地等の住宅が社員寮として企業により借り上げられることもあり、団地に居住する外国人の数が多いという特徴もあります。

図5 各地域の外国人人口（令和8（2026）年4月1日時点）

	外国人人口	地区人口	比率	外国人人口割合
1.上尾地域	1,992	66,393	3%	31%
2.平方地域	168	7,677	2%	3%
3.原市地域	843	33,789	2%	13%
原市団地	324	2,306	14%	5%
尾山台団地	233	2,512	9%	4%
4.大石地域	794	45,391	2%	12%
西上尾第一団地	243	4,770	5%	4%
西上尾第二団地	462	4,465	10%	7%
5.上平地域	711	30,445	2%	11%
6.大谷地域	756	32,868	2%	12%



（出典）「上尾市都市計画マスタープラン2020」

⑤国籍・地域別外国人人口（令和8年4月1日時点）

本市に居住する外国人市民の国籍別人口は、ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、ネパールの順に多く、この上位5か国で約7割を占めています。

また近年は、インドネシア、インド、ネパール、ミャンマー等、東南アジア圏出身の市民の増加が著しい傾向にあります。加えて、国籍の数も平成29（2017）年は60か国であったのに対し、令和8（2026）年には70か国を超えており、外国人市民の出身国や地域の多様化が進んでいる状況です。

図6 令和8（2026）年4月1日時点の上位10か国における過去5年の人口推移（各年4月1日時点）

順位（R8.4.1）	国籍	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	割合（2026年時点）	増加率（2022年に対し）
1	ベトナム	743	828	1,033	1,112	**1,406**	21.5%	89.2%
2	中国	1,150	1,138	1,199	1,230	**1,350**	20.7%	17.4%
3	フィリピン	641	688	756	817	**816**	12.5%	27.3%
4	インドネシア	81	136	214	313	**487**	7.5%	501.2%
5	ネパール	143	173	211	244	**384**	5.9%	168.5%
6	韓国・朝鮮	361	358	370	357	**370**	5.7%	2.5%
7	ミャンマー	94	122	141	204	**293**	4.5%	211.7%
8	タイ	112	134	154	164	**159**	2.4%	42.0%
9	インド	47	88	113	138	**147**	2.3%	212.8%
10	モンゴル	116	115	133	148	**145**	2.2%	25.0%

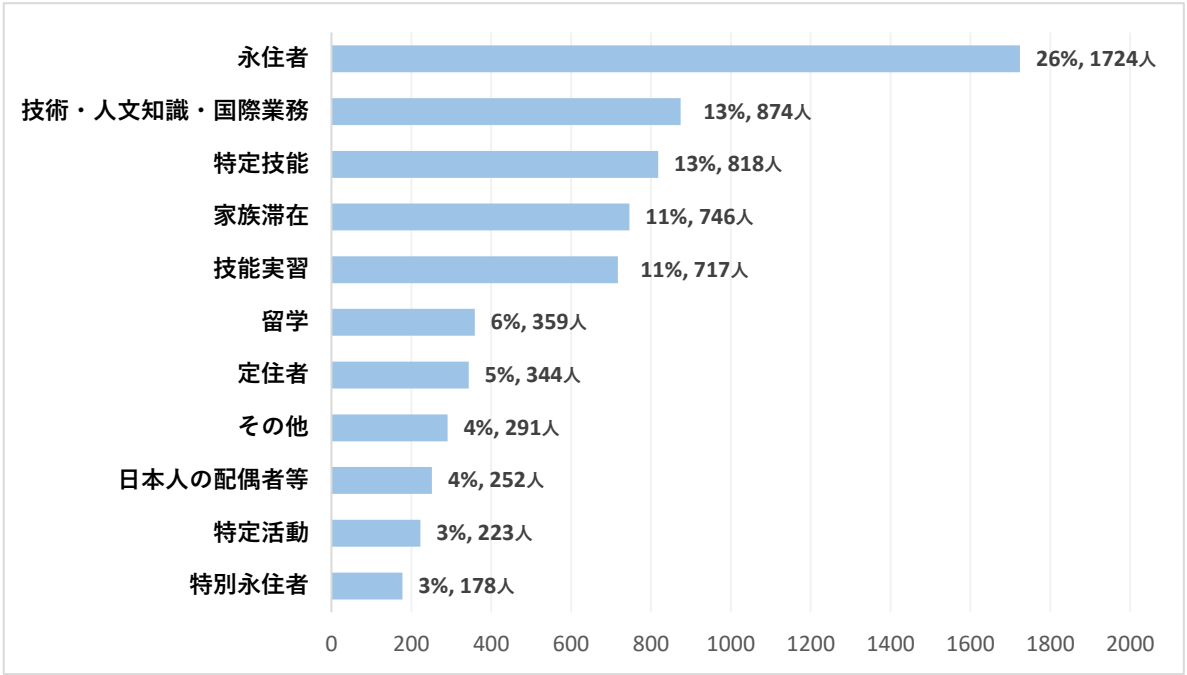
※令和8（2026）年4月1日時点で外国人人口は6,526人

⑥在留資格別外国人人口

令和8（2026）年4月1日現在の外国人市民の在留資格の内訳は、「永住者」が最も多く、次いで「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」の順となっています。

国では、外国人人材受け入れ施策として、令和5（2023）年に特定技能2号の対象分野を拡大しており、令和9（2027）年からは技能実習制度に代わり、人材確保を目的として育成就労制度を導入する予定となっています。従来の帰国前提の受け入れから、労働者としてのキャリアアップも実現しやすい制度となることで、将来的に特定技能2号（家族の帯同や制限のない就労が可能）取得者の増加も見込まれ、さらなる受け入れの拡大が予想されます。

図7 本市における在留資格別外国人人口（令和8（2026）年4月1日現在）

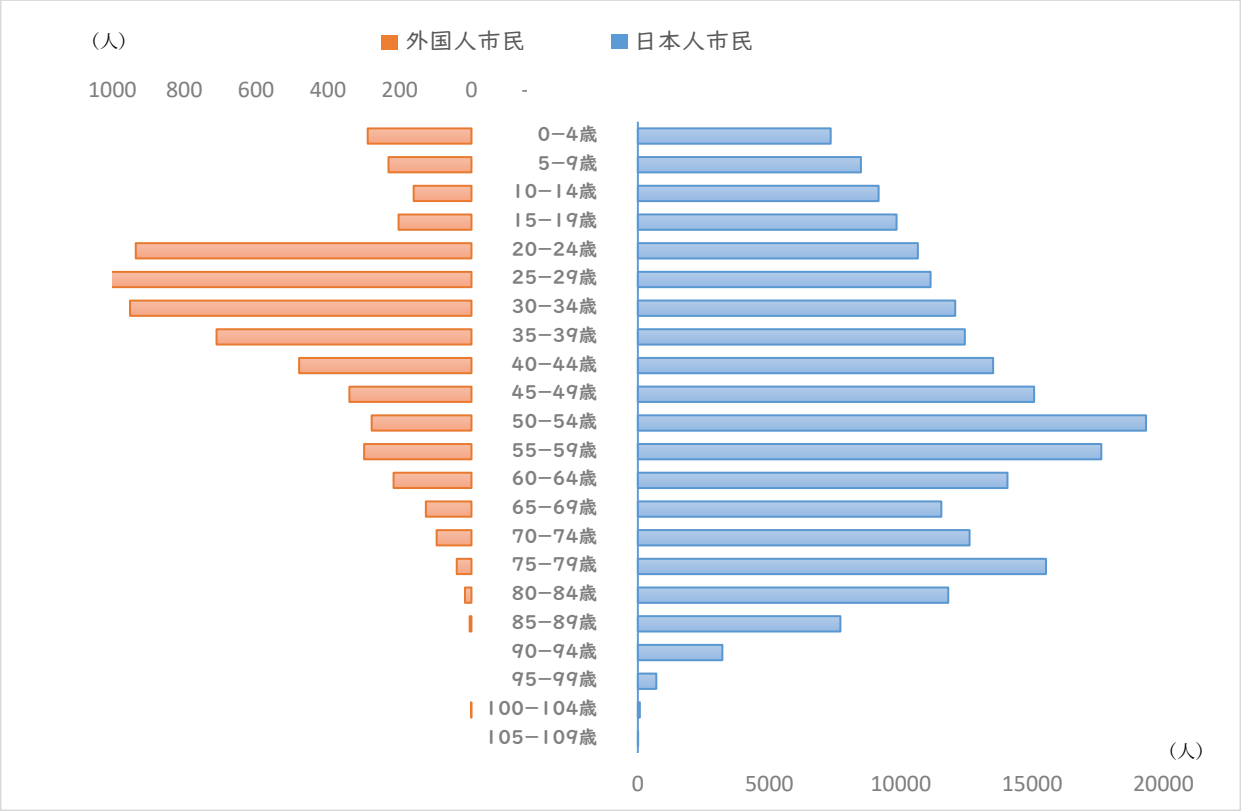


⑦年齢別外国人人口

外国人市民と日本人市民の年齢別人口を比較すると、日本人市民は「50-54歳」、「55-59歳」、「75-79歳」の順に多いことが分かります。一方、外国人市民は「25-29歳」が最も多く、次いで「30-34歳」、「20-24歳」と続き、20歳から49歳までで全外国人市民人口の70.1%を占めています。

また65歳以上の人口比率では、日本人市民が28.2%であるのに対して、外国人市民は4.4%と低く、働き世代の若年層中心の年齢構成となっています。

図8 年齢別人口状況（令和8（2026）年4月1日現在）



（出典）上尾市住民基本台帳

（2）国及び埼玉県の動向

①国の動向

〇外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策の策定（平成30（2018）年度）

〇在留資格「特定技能１号」、「特定技能２号」の創設（平成31（2019）年度）

〇出入国在留管理庁の設置（平成31（2019）年度）

〇日本語教育の推進に関する法律の施行（令和元（2019）年度）

〇「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定（令和4（2022）年度）

〇技能実習制度及び特定技能制度の見直し（令和5（2023）年度）

〇「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（一部変更）」（令和7（2025）年度）

〇「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」閣議決定（令和7（2025）年度）

〇技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度の運営開始（令和9（2027）年度）

②埼玉県の動向

〇埼玉県多文化共生推進委員を設置（平成20（2008）年度）

〇埼玉県多文化共生推進プラン策定～国籍・文化の違いを超えて共に創る活力ある埼玉の実現を目指して～（平成29（2017）年度）

〇埼玉県日本語教育の推進に関する基本方針を策定（令和3（2021）年度）

〇埼玉県多文化共生推進プラン策定～誰もが主役の多文化共生社会の実現に向けて～（令和4（2022）年度）

2. 本市のこれまでの取り組み成果

（1）「第2次上尾市多文化共生推進計画（令和4年度～令和8年度）」の指標達成状況（令和7年度時点）と計画終了時点での達成見込み

基本目標	施策／指標名	R7年度実績値	R8年度目標値	達成状況（見込）
安心して暮らせるまち	通訳サービスの提供件数	65 件	100 件	○
	日本語教室の参加者数	1,011 人	1,138 人	○
	外国人市民向け相談窓口のオンライン相談件数	0 件	10 件	△
	AGA 子ども教室参加者数			※1
	外国人市民アンケートで医療についての心配と困りごとが「ある」と回答した割合	3.2%	40%	◎
	外国人市民のための勉強会に参加した人の満足度	88%	80%	◎
	災害時の外国人多言語支援センター運営訓練に参加した人数	23 人	30 人	○
	外国人市民が参加した市が主催する防災訓練数	1 回	1 回	◎
活躍できるまち	技能実習生の居住支援を行った介護事業所数	4カ所	3カ所	◎
	外国人市民アンケートで「市から欲しい支援」について「就職活動のための相談窓口」と回答した割合	8.3%	20%	◎
	自治会の役員（班長以上）に外国人市民がいる自治会数	17 団体	16 団体	◎
	通訳・翻訳ボランティアの登録者数	34 人	40 人	○
助け合い、発展するま	日本人市民アンケートで外国人市民が増加することが「好ましくない」と答える日本人市民の割合			※2
	「あげおワールドフェア」の来場者数	3,500 人	3,500 人	◎
	外国人市民による SNS での発信件数	22 件	80件	△

◎：過年度時点で目標を達成した実績があり、令和8年度終了時点でも目標達成できる見込みである。
○：令和7年度時点では、目標に届かなかったものの、令和8年度終了時点は、達成できる見込みである。
△：進捗が不十分、または達成に向けて取り組みの改善を必要とする。
※1：現在休止中のため、データはありません。本計画では方法等を変え、実施する予定です。（参照 P23）
※2：多文化共生は、外国人市民を地域社会の構成員の一人として位置付けることが前提であることから、令和7年度に実施した日本人市民アンケートでは、この設問を設けておりません。

（2）「第2次上尾市多文化共生推進計画」の取り組み成果

基本目標Ⅰ　安心して暮らせるまち

外国人市民に本市の生活情報を効果的に届けるため、生活オリエンテーション動画の作成に加え、SNS（LINE、X、Facebook）を活用し、やさしい日本語を含む多言語で各種申請やイベントなど本市に関する情報を発信してきました。





【外国人市民向け生活オリエンテーション動画】の PR カード ※転入時に配布

LINE　X　Facebook

【外国人市民向けの多言語 SNS の二次元コード】



【SNS（X）で発信したもの】

また、外国人市民の増加を踏まえ、上尾市国際交流協会と連携して日本語指導ボランティアの育成や日本語教室の拡充にも努めてきました。



【市国際交流協会が主催するにほんご教室（火曜日教室の様子）】

さらに、近年の気象災害の激甚化を受け、各避難所へのコミュニケーションボード設置や「災害時外国人多言語支援センター運営訓練」の実施等を通じて、災害時に外国人市民を支援できる体制づくりを進めています。

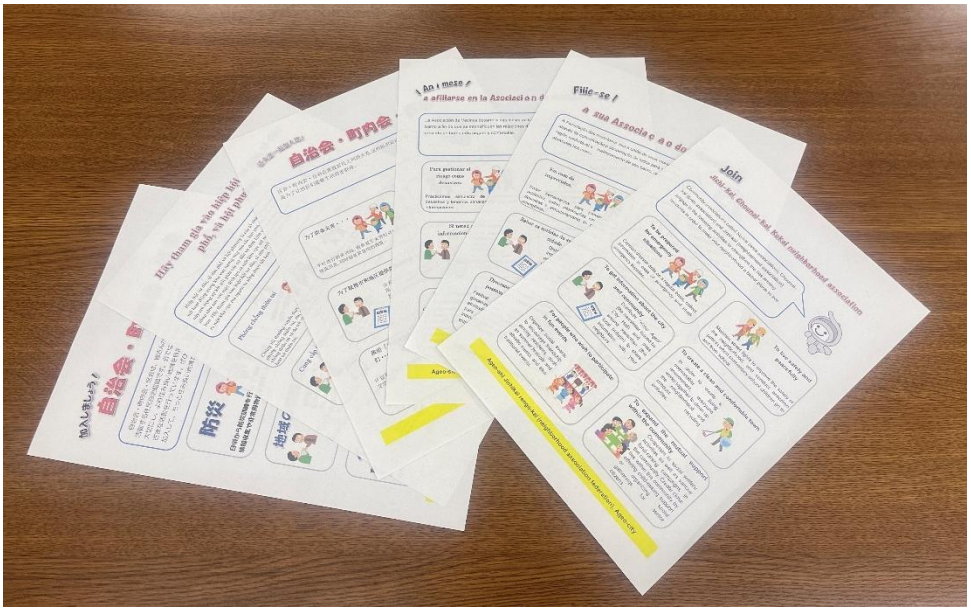


【「災害時外国人支援」をテーマとした多文化共生ボランティア講習会 】

基本目標2　活躍できるまち

少子高齢化による生産年齢人口の減少や特定分野での深刻な人手不足を踏まえ、外国人労働者を雇用する事業主に対して生活環境の支援を行うとともに、国や県等から提供された就労に関する情報を働く意欲のある外国人市民に対して多言語で積極的に周知してきました。

また、自治会の紹介や加入方法に関する多言語チラシを作成したほか、通訳ボランティアの派遣を行う等、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めてきました。



【多言語で作成した自治会加入チラシ】

基本目標3　助け合い、発展するまち

「あげおワールドフェア」等の国際交流イベントの開催や市内小中学校への外国人ゲストティーチャーの派遣を通じて、互いに知り合う機会を創出し、異文化理解を深めてきました。外国人市民と日本人市民が地域社会の一員として相互に支え合い、それぞれの知識や能力を発揮できる地域づくりに努めてきました。



【あげおワールドフェアのトラックステージで披露したインドの踊り】

3．今後取り組むべき課題と新たな視点

①今後取り組むべき課題

令和7年度に実施した市民アンケートを分析した結果、「情報伝達方法の改善」、「ニーズに対応する事業の検討」、「既存事業の改善余地」が課題として明らかになりました。

「情報伝達方法の改善」については、これまで広報あげお、SNS をはじめとする情報発信に取り組んできた一方、外国人市民向けアンケートでは、届いてほしい人へその情報が十分に伝わっていないことが判明しました。

また、「ニーズに対応する事業の不足」については、市内の日本語教室が生活に関する日本語学習の場を設けている一方、アンケートでは、進学・就職や日本語検定受験を目的とした難易度の高い学習機会を求める声も多くあり、ニーズに合致した事業が不足していることが分かりました。

さらに、市民アンケートを通して、市が実施する「生活オリエンテーション講座（ごみの出し方等をテーマごとに学習する場）」と生活ルールやマナーに関する外国人市民の認識にギャップがあることが明らかとなり、「既存事業の改善余地」があると認識できました。

本計画では、これらの課題解決に向けた各種取り組みを推進するとともに次に掲げる3つの視点にも着目してまいります。

②新たな視点

これまでの取り組みの成果と課題を検証するとともに、市民アンケートの結果から明らかになったニーズや課題を踏まえ、従来の取り組みを充実・発展させるだけでなく、新たに 3 つの視点を加えることで、外国人市民も日本人市民も、誰もが安心して暮らし、互いを認め合い、ともに輝く多文化共生のまちづくりを目指します。

1．やさしい日本語の普及

外国人市民にも分かりやすい情報発信や円滑なコミュニケーションを促進するため、やさしい日本語の普及・啓発、ピクトグラムの使用による伝え方の工夫を図ります。

2．【アウトリーチ型】外国人市民向け生活オリエンテーションの実施

外国人市民が地域で安心して生活できるよう、日本の生活習慣や社会制度、地域のルール等を学ぶ機会を提供します。

3．地域における多文化共生の担い手の育成

多文化共生への理解を深め、外国人市民と日本人市民が互いに支え合いながら地域で活躍できるよう、地域における人材の育成とネットワークづくりを推進します。

第3章　基本方針と施策展開

1．基本理念

多文化共生社会の形成のため、目指すべき目標として、次のとおり基本理念を定めます。

国籍や文化の違いを越えて、互いに理解し、ともに輝く共生のまちづくり

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い尊重しながら、共に地域社会の構成員として安心して暮らせるように、「上尾市人権施策推進指針」を踏まえ、多文化共生の意識醸成を図るため、国籍や文化の違いを越えて、互いに理解し、ともに輝く共生のまちづくりを目指します。

2．基本方針

基本理念を実現するため、次のとおり3つの基本方針を定め、取り組んでいきます。

基本方針１　心のつながりを育むコミュニケーション支援

「言語の壁」、「心の壁」を取り除くために、日本語教育の推進、やさしい日本語の普及、ならびに相談窓口の充実を図ります。これらの施策を通じて「壁」を取り除き、市民の相互理解と信頼関係を深め、地域の包摂性を高めるとともに、日常生活や災害時における情報伝達の確実性と安全性を高めます。

基本方針２　安心して暮らせるための生活支援

外国人市民の実情を把握し、子育て、仕事、介護等人生の各段階（ライフステージ）に応じた情報発信を行うことで、誰もが等しく必要な情報にアクセスしやすい環境を整備するとともに、「制度の壁」の解消へとつなげます。また、外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できるよう、外国人を雇用する市内企業等と連携し、日本での生活に必要な知識や習慣、地域のルール等を学ぶ機会の充実を図ります。これにより、人材の定着と外国人市民が抱える不安・孤立を未然に防ぎ、地域や職場に溶け込めることを目指します。さらに、防災訓練等を通して自然災害への知識を備えることで、外国人市民と地域住民間における災害時の共通認識を持ち、生活基盤を守るための防災・減災体制を強化します。

基本方針３　共生社会づくりの推進

様々な背景や価値観を持つ人々が互いに尊重し合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。そのために、「目に見える交流」を軸に、異文化や多様性を理解する視野を育み、世代や国籍、障がいの有無を問わず、互いを尊重し合う意識を地域全体に広げていきます。また、外国人市民が地域活動に積極的に参加することで、「支援を受ける側」から「これからの地域を支える側（担い手）」へとシフトできるよう後押しします。この主体的な参画こそが、地域全体の活力を育む重要な基盤となります。

3. 体系図

基本理念

国籍や文化の違いを越えて、互いに理解し、ともに輝く共生のまちづくり

基本方針

1 心のつながりを育むコミュニケーション支援	2 安心して暮らせるための生活支援	3 共生社会づくりの推進

基本施策

1 日本語教育の推進	1 受け手のニーズに応じた情報発信	1 国際視野の養成
1 地域日本語教室	1 ICT を活用した多言語情報発信	1 中学生海外派遣事業
2 オンライン教室	2 SNS 等による情報発信	2 国際理解教育、英語教育
		3 友好都市との交流
2 やさしい日本語の普及	**2 ライフステージに応じた支援**	**2 互いを尊重する意識づくり**
1 職員向けの講座開催	1 子育て支援	1 人権尊重の意識啓発
2 市民向けの講演会等の開催	2 学校就学支援	2 日本人と外国人との交流の場づくり
	3 就労支援	3 外国人市民委員の参加の促進
3 相談窓口の充実	4 福祉支援	**3 地域における多文化共生の担い手の育成**
1 オンライン相談	5 テーマ別相談会・勉強会の開催	1 多文化共生サポーター認証制度
2 生活オリエンテーションの実施	**3 災害への備え**	2 地域活動への参加の促進
	1 避難所外国人支援マニュアルの作成	
	2 防災意識の啓発	

4. SDGsとの関連性

平成 27（2015）年の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、多文化共生の地域づくりを推進していきます。

SDGs の 17 のゴール



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、精算的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる



14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章　各施策と取り組み内容



基本方針１　心のつながりを育むコミュニケーション支援

基本施策１　日本語教育の推進

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
日本語教室の受講者数（延べ人数）	1,011人	1,200人

（1）現状と課題

本市では、市国際交流協会をはじめとする3つの日本語教室があります。これらの教室は、買い物やゴミ出し、近隣住民との挨拶等、日常生活を円滑に送るための学習のほか、外国人市民が地域で孤立せず、安心して暮らせるための交流拠点としての役割も担っています。

一方、令和7年度に実施した「外国人市民アンケート」では、回答者の約4割がオンラインによる受講を希望しており、学習したい内容としては、就職・検定試験等キャリアアップに関する日本語の学習にニーズがあることが判明しました。しかし、本市において長年教室を支えてきたボランティア指導者は高齢化が進んでおり、新規ボランティアの確保も難しく、活動の担い手が不足しています。

このような状況を踏まえ、今後は、地域の日本語教室の運営を継続しつつ、オンライン指導環境の整備・導入に向けた支援や、外国人市民のニーズに応じた多様な学習コースの開設を検討するとともに、若手ボランティア指導者の育成・確保及び専門人材（日本語教師等）との連携・役割分担等、持続可能な体制づくりが求められています。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
1	日本語教室運営に対する支援	教室の確保、周知等運営に対する支援をします。	AGA 生涯学習課 市民協働推進課
2	レベル別集団教室の開催【新規】	オンライン形式を含む受講方法の多様化を推進するとともに、日本語能力試験への対応も可能となるよう、教育内容の充実に努めます。	市民協働推進課 AGA
3	日本語ボランティア指導者への支援	研修の実施や国・県等からの情報提供、地域日本語教育コーディネーターによる支援を通じて、日本語ボランティア指導者の育成に努めます。	市民協働推進課 AGA

4	日本語教室の効果的な周知	SNS を含む多様な媒体を通じて、日本語教室の開催情報の周知を行います。	市民協働推進課 AGA

基本施策2 やさしい日本語の普及

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
「やさしい日本語」講座を受講した職員と市民参加者の合計数（延べ人数）【新規】	24人	100人

（1）現状と課題

外国人市民の増加に伴い、国籍や言葉の多様化が進んでいます。本市の外国人市民の在留資格は永住者や労働者が多く、簡易的な日本語で意思疎通が可能な人が多数を占めていることから、多文化共生を推進する施策の一つとして「やさしい日本語」の普及を掲げています。しかしながら、市役所からの通知文等には、専門用語が多く、外国人市民にとって分かりにくいことに加え、それらの言葉を「やさしい日本語」へ適切に変換できるスキルを持つ職員が不足していることが課題となっています。また、多文化共生担当以外の部署において、「やさしい日本語」を用いた情報発信・住民サービスの提供に対する意識や重要性の認識が十分に浸透していない現状にあります。

今後は、全庁的な理解促進を図るとともに、職員のスキル向上に向けた研修等の実施、及び各部署が連携して情報提供を行える体制整備が求められています。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
5	職員向けの「やさしい日本語」勉強会の開催【新規】	全職員を対象とする「やさしい日本語」講座を定期的に開催します。	市民協働推進課
6	外国人市民に対応できる職員の育成【新規】	庁内掲示板を活用して定期的に全ての職員への周知・啓発を行います。また、自習研修グループにおいて、所属の垣根を超えた学ぶ機会の提供と、それに関わる支援をするとともに、階層別研修の実施も検討します。	職員課 市民協働推進課
7	ピクトグラムを活用した情報発信【新規】	外国人市民やこども・高齢者でも容易に理解できるよう、ピクトグラムを活用した情報発信を促します。	市民協働推進課
8	「やさしい日本語」出前講座	やさしい日本語を普及するため、職員	市民協働推進課

	の提供【新規】	が小中学校や市民団体に対して、出前講座を実施します。	
9	市民向け「やさしい日本語」の普及活動【新規】	やさしい日本語の認知度を高めるため、市民が参加する講座や会議の中に、「やさしい日本語」に触れる機会をつくり、地域全体の普及・啓発に努めます。	市民協働推進課



【「やさしい日本語」自習研修グループの活動風景】

基本施策3　相談窓口の充実

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
外国人支援コーディネーター資格取得者数 【新規】	―	相談窓口で 1人以上常駐

（1）現状と課題

本市では、外国人市民の利便性向上や不安解消に向け、一元的相談窓口「ハローコーナー」を設置しています。しかしながら、対面相談における対応言語は限られており、昨今の多国籍化・多言語化へのニーズには応えられていません。

また、外国人市民が地域社会の一員として安心して暮らし、地域住民と良好な関係を築くためには、日本の生活習慣や地域のルール・マナーについての理解が不可欠です。しかし、現状では「困ったときの相談窓口」や「地域で開講されている日本語教室」等の生活に必要な基本情報が十分に届いておらず、外国人市民がこれらを把握できていない状況が見られます。

このような情報やルールの認知不足は、外国人市民の日常生活における不便さや孤立を招く

だけでなく、ごみの出し方トラブル等地域住民との摩擦を生む要因にもなっています。

このため、転入初期の段階から、多言語や「やさしい日本語」を用いた日本の生活ルールや地域の仕組み、行政サービスを体系的に学ぶ機会を設けることが急務となっています。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
10	オンライン相談の周知	相談者のプライバシーやニーズに対応し、オンライン相談を周知します。	市民協働推進課
11	相談窓口の対応言語数の拡充	引き続き、外国人相談窓口ハローコーナーの管理運営をするとともに、対面相談において、対応可能な言語の拡充を検討します。	市民協働推進課
12	多言語タブレットを通じた円滑な窓口対応【新規】	外国人市民が多く訪れる窓口のニーズを踏まえ、やさしい日本語を含む多言語タブレットの導入等を検討し、円滑な窓口対応を図ります。	市民協働推進課
13	外国人支援コーディネーター資格取得の支援【新規】	外国人相談窓口の対応力向上を目指し、職員及び相談員を対象に、外国人支援コーディネーター資格の取得を支援します。	市民協働推進課
14	転入した外国人市民への生活オリエンテーションの実施【新規】	転入した外国人市民に対して、日本語教室の案内やごみの出し方等本市で暮らすために必要な生活情報、ルールやマナーを学ぶ場を提供します。	市民協働推進課



基本施策1　受け手のニーズに応じた情報発信

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
やさしい日本語を含む多言語情報発信件数	71件	100件

（1）現状と課題

本市では、外国人市民の増加や国籍の多様化に伴い、「広報あげお」（ハイライツ）やハローコーナーニュースの多言語化やSNSを活用した情報発信等に努めてきました。しかしながら、これらは一方向的な情報発信にとどまることが多く、行政側の「知らせたい情報」（手続きや制度案内）と、外国人市民の「知りたい情報」（子育て・教育、医療、災害時の一時避難、地域イベント等の生活密着型情報）との間にギャップが生じています。

さらに、転入直後の「ごみの分別方法や行政手続き」、妊娠・出産時の「母子保健サービス」、就学期の「学校のルールや準備物」等、ライフステージに応じて必要となる情報は変化します。現状では、これらの生活に密着した情報が、必要とされるタイミングで当事者へ直接届く「プッシュ型」の配信手法が十分に確立されていません。

今後は、単に情報を「多言語化して掲載する」だけの発信から脱却し、「誰に（属性・言語別）」、「いつ（転入時、ライフイベント時）」、「何の情報を（生活密着情報・緊急情報等）」、「どのツールで（LINE　等の　SNS、紙媒体）」届けるかを整理した、ターゲット目線の多言語情報発信へと移行していく必要があります。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
15	多言語情報発信	受け手のニーズに応じ、外国人市民に生活情報を確実に届けるため、デジタルサイネージ、SNS　等多様な媒体を活用し、積極的に情報を発信します。	広報広聴課 市民協働推進課
16	ICT　を活用した通訳・翻訳サービスの提供	スマートフォン等のアプリをはじめ、ICT機器を積極的に活用した通訳・翻訳サービスを提供します。	市民協働推進課
17	暮らしに関する多言語図書資料の収集・展示	外国語の資料や、外国語による日本紹介資料の収集・提供に努めます。	図書館
18	外国人市民向けごみの出し方の周知	ごみ集積所へのやさしい日本語を含む多言語看板の設置やごみ分別アプリ	西貝塚環境センター

		「さんあ～る」の対応言語の追加等の取り組みを通じて、外国人市民に正しいごみの出し方を周知します。	
19	外国人市民向け交通安全に関する啓発【新規】	外国人市民に対し、交通ルールや自転車を含む安全運転に関する啓発活動を行います。	交通防犯課
20	多言語情報コーナーの整備	多言語化された行政の各種資料・パンフレット等を自由に閲覧できるコーナーを設置し、内容の充実を図ります。	市民協働推進課
21	広報誌における多言語・やさしい日本語への対応	「広報あげお」巻末にある「ハイライツ（記事の一部を多言語で翻訳しているページ）」の掲載や視覚的に分かりやすい情報の提供を行います。また、外国人市民向けの記事にルビを振ります。	広報広聴課 市民協働推進課
22	市ホームページにおける多言語・やさしい日本語の対応	外国人市民が市ホームページにアクセスしやすくするため、自動翻訳機能を備えます。また、「やさしい日本語」に変換する機能の導入を検討し、周知を行います。	広報広聴課 市民協働推進課



【ごみ収集アプリ「さんあ～る」をダウンロード用の二次元コード】

基本施策2　ライフステージに応じた支援

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
外国人児童・生徒向けのサマースクールの受講者満足度【新規】	―	70%
就労に関する各種セミナーへの外国人の受講者数	―	15人
テーマ別相談会・勉強会の受講者満足度	88%	90%

（1）現状と課題

地域で暮らす外国人市民は、「言葉の壁」に加え、税金、年金、社会保険等、日本独自の複雑な「制度の壁」にも直面しており、適切な情報へのアクセスや行政サービスの受け取りに課題を抱えています。今後は、外国人市民の実情の把握をするとともに、市民課（転入）、こども家庭保健課（母子保健）、学務課（就学）、高齢介護課（介護）等の関係部局とも連携し、生活者として必要な各種情報をやさしい日本語を含む多言語で積極的に発信していきます。

また、市内企業と緊密に連携し、日本での生活に必要な知識やルールを学ぶ機会の充実を図ることで、地域社会の一員として安心して働き、暮らせる環境を整えます。

外国人市民のライフステージを「一人の人生」として捉え、言葉や制度の壁を解消する取り組みを実施することで、生活上の不安や孤立を未然に防ぎ、地域での暮らしをスムーズに送れるよう支援します。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
23	子育て支援情報の多言語化	妊娠・出産・育児を行う外国人市民に対し、子育て支援情報について、「やさしい日本語」を含む多言語で提供するほか、ピクトグラムも活用します。	こども支援課 こども家庭保健課 保育課
24	小中学校における「取り出し指導」の対応	日本語指導職員を派遣し、児童生徒の個性を生かした効果的な指導を行います。	学務課
25	外国人市民向け就学ガイダンスの開催【新規】	小学校入学前の外国人児童の保護者に対し、入学前に準備するものや日本の学校生活の特徴等のガイダンスを開催します。	市民協働推進課 学務課
26	外国人児童・生徒向けのサマースクールの実施【新規】	市・市国際交流協会等が連携して、夏休み期間を活用して、日本語学習や教科学習支援を行います。	市民協働推進課 AGA 学務課
27	進学に向けた進路指導	外国人生徒の保護者向けの高校進学ガイダンスの活用等、適切な進路指導を行います。	指導課
28	就労に関する各種セミナーの開催	国や県等からの就職支援に関する情報を提供するとともに、在留資格制度や採用までの流れの説明をテーマとしたセミナーを開催します。	商工課
29	経営・就労に関する相談対	労務管理や人材教育の方法等をはじ	商工課

	応及び関係機関との連携	め、企業の経営状態について調査・分析・アドバイス等を行います。	
30	適正な外国人雇用に関する労務リスク対策セミナーの開催【新規】	企業への安定した経営環境維持を支援するため、外国人雇用に関する労務リスク（例：不法就労、賃金トラブル等）を回避する手法を学ぶ場を提供します。	商工課
31	外国人従業員を雇用している企業との連携【新規】	外国人従業員を雇用している企業から提出された「協力確認書」を活用し、市や支援団体が企業と緊密に連携しながら、「アウトリーチ型」の生活オリエンテーションや社内研修等を通じて、日本での生活に必要な知識や習慣、地域のルール等を学びます。	市民協働推進課 商工課
32	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療に関する情報提供	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度に関する情報をやさしい日本語を含む多言語で提供します。	保険年金課
33	介護保険制度に関する情報提供	介護保険制度に関する情報をやさしい日本語を含む多言語で提供します。	高齢介護課
34	税金・年金・介護等、ライフプランの構築に必要な知識の周知【新規】	税金の納付や年金・国民健康保険、介護保険等の支払いを適切に行い、将来を見据えたライフプランを構築することで、現在から将来までの安定した生活につながることのメリットについてやさしい日本語を含む多言語で周知します。	市民税課 納税課 保険年金課 高齢介護課
35	テーマ別相談会・勉強会の開催	「税金」や「年金制度」等の講座を、やさしい日本語や通訳を介して実施します。	市民協働推進課 AGA
36	多文化共生庁内連絡会議【新規】	多文化共生に関する各種施策を確実に推進するため、外国人市民が多く訪れる窓口の職員をはじめ、自治会や商工・労務等を担当する職員が定期的に課題認識、意見交換や情報共有を図ります。	市民協働推進課

37	通訳・翻訳ボランティアにおける多言語対応	役所、市立保育所、市立小・中学校等の公共施設及び自治会等公益性の高い団体の要望に応じて、通訳・翻訳ボランティアにおける多言語で対応します。	市民協働推進課

基本施策3　災害への備え

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
災害時多言語支援センター運営訓練の参加者数	23 人	30人
外国人市民向けの防災啓発イベントの参加者満足度【新規】	―	80%

（1）現状と課題

外国人市民が生まれ育った国・地域には、地震や津波、台風等の自然災害が少ない場所も多く、防災に関する基礎知識や訓練の経験が乏しいケースがあります。そのため、日本での災害リスクを身近に捉えることが難しく、非常食の準備や家具の固定等の日頃の備えが十分にできていません。

近年、地球温暖化等に伴い、台風の大型化や線状降水帯による局地的な豪雨等、気象災害が激甚化・頻発化しており、災害対応の経験が浅い外国人市民が危険にさらされるリスクは急速に高まっています。

実際、外国人市民アンケートでは、災害時の「避難場所」や「避難生活に必要な持ち物」に関する情報が強く求められていることが明らかになりました。

今後は、外国人市民を対象に、「防災ガイドブック」「水害ハザードマップ」の普及啓発に努めるとともに、防災訓練・避難訓練等の実施を通じて、防災意識の向上を図る必要があります。さらに、日本語が堪能な外国人市民においては、外国人被災者支援の「担い手」として活動できるよう、相互の協力体制を整えていくことが期待されます。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
38	避難所外国人支援マニュアルの周知	避難所等に避難した外国人市民に対し、適切な支援を行うために作成したマニュアルを周知します。	市民協働推進課 危機管理防災課
39	避難所における多言語・やさしい日本語による情報提供	避難所における情報について、多言語・やさしい日本語で対応します。	市民協働推進課 危機管理防災課
40	災害・防災情報の多言語・や	国や県等から提供される災害関係の	市民協働推進課

	さしい日本語での提供	情報（やさしい日本語を含む多言語化されたもの）を、適切に外国人市民に提供します。	危機管理防災課
41	外国人市民からの救急・消防通報への対応	外国人市民からの119番通報や現場での対応のため、三者同時通訳やアプリを活用し、対応力の向上に努めます。	指令課
42	災害時多言語支援センター運営訓練の実施及び多文化共生担い手の育成【新規】	災害時、外国人市民支援をスムーズに行うため、平時に講習会と運営訓練を実施します。また参加者に対して、多文化共生サポーター認証制度の紹介等を通じて多文化共生の担い手の育成に努めます。	市民協働推進課 危機管理防災課
43	外国人市民向け防災講座・訓練等の実施【新規】	地震・台風等被災経験の少ない外国人市民を対象に、防災講座・地震体験等を実施し、平時の防災意識の向上を図ります。さらには消火体験や救急指導等も合わせて行います。	消防管理課 危機管理防災課 市民協働推進課 AGA
44	イベント等における防災ゲームの実施【新規】	外国人市民が多く集まるワールドフェア等のイベントで、防災ゲームを通じて視覚的・体験的に学ぶことで、複雑な説明を必要とせず防災知識を伝えることができます。	AGA 市民協働推進課 危機管理防災課



【「防災講座」における非常口確認】



【多言語支援センター運営訓練の様子】



基本施策1　国際視野の養成

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
出前講座、国際理解に関する各種講座への参加者数（年度）	30人	90人

（1）現状と課題

本市の中学生海外派遣事業は、参加生徒の国際感覚の醸成や、主体性・コミュニケーション能力の向上に大きな成果を上げています。また、帰国生徒による報告や体験談は、周囲の生徒や地域社会へ好影響を及ぼす等、高い波及効果を生み出しています。

英語教育の面では、英語活動を楽しめる地域クラブの設置等を通じ、実践的なコミュニケーション能力の育成を重視しています。さらに、地域に暮らす外国人市民をゲストティーチャーとして迎える等、海外に行かなくても日常的に異文化理解を深めることができる「校内国際化」を推進しています。

今後は、単発の学習にとどまらず、地球規模の課題を主体的に捉えて行動できる「グローバル・シチズンシップ（地球市民意識）」の育成へと、教育の質的転換を図る必要があります。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
45	中学生海外派遣研修の実施	本市と友好関係協定を締結しているオーストラリアのロッキャーバレー市へ、市内の各中学校から２名ずつ生徒を派遣します。	指導課
46	ALT の活用	外国語の授業にとどまらず、音楽や国語・総合的な学習の時間等においても、児童・生徒が ALT と触れ合い、国際感覚を身に付けられるように努めます。	指導課
47	地域クラブによる英語活動の実践【新規】	市内中学生を対象とした地域クラブの活動を通じて、誰でも、気軽に、「生きた英語」を楽しめるコミュニケーションに特化した活動を行います。	指導課
48	学校における国際理解教育の実施	総合的な学習の時間に、地域に住む外国人市民、またはゲストティーチャーを講師として、国際理解教育に関する授	市民協働推進課

		業を行います。	
49	JICA 海外協力隊員による現地生活等の紹介や活動の周知	JICA 埼玉デスクと連携し、市ホームページ、学校、ワールドフェア等様々な場面を通じて、協力隊員による現地生活や活動を紹介し、広く市民に周知します。	市民協働推進課
50	多文化共生に関する出前講座の提供	希望する学校・団体に対して市職員が多文化共生をテーマとした出前講座を実施します。	市民協働推進課
51	友好都市との交流	本市と友好関係協定を締結している海外都市との交流活動の推進に努めます。	市民協働推進課



【英語クラブに所属している生徒による発表（あげおワールドフェアにて）】



【友好都市・ロッキャーバレー市副市長ご夫妻との交流（富士見小学校にて）】

基本施策2　互いを尊重する意識づくり

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
「あげおヒューマンライツミーティング」における外国人人権コーナーで「理解を深めた」と回答した来場者の割合 【新規】	―	70%
国際交流イベントへの参加者満足度	80%	80%

（1）現状と課題

外国人市民アンケートによると、「人権・差別」に関しては、顕在化した差別を経験した人は少ないものの、職場や飲食店、入居時等の場面において、潜在的な差別が存在している実態が明らかになりました。

このような「見えない差別・偏見」を解消するためには、外国人市民に対する多言語対応や、アクセスしやすい相談窓口の充実を図ることが不可欠です。同時に、行政、企業、学校における人権教育については、イベントの開催に留めず、日常的な意識啓発を継続していく必要があります。

また、地域社会においては、外国人市民も構成員の一人として、地域の行事や役員会への参加、そしてお互いの「顔が見える」交流の場を通じて、異なる文化や背景への理解を深めていきます。こうした歩み寄りが、互いを尊重し合える、差別のない温かい地域社会の実現へとつながっていきます。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
52	「あげおヒューマンライツミーティング」における外国人人権コーナーの設置	人権講演や、関係団体による交流事業を開催し、外国人の人権について理解を深める機会を提供します。	人権男女共同参画課 AGA
53	国際交流イベントへの参加者の満足度の向上	あげおワールドフェア、AGAサロン等の国際交流イベント参加者の満足度向上に努めます。	AGA 市民協働推進課
54	あげおワールドフェアの開催	各国の展示ブースやステージパフォーマンス、民族衣装体験、日本語スピーチ発表、外国の遊び等を通じて、市民との交流を深めます。	AGA 市民協働推進課
55	ホームステイ受け入れ事業の実施	埼玉県及び国際交流基金日本語国際センター等が実施する「ワンナイトステイ事業」に協力し、研修生を受け	市民協働推進課

		入れるホストファミリーの登録受付や受け入れ支援を行います。本事業を通じ、市民の異文化理解の増進と交流促進を図ります。	
56	国際理解に関する各種講座の開催	公民館等の公共施設で、外国文化や料理等を紹介する講座を開催します。	AGA 生涯学習課 市民協働推進課
57	多文化共生推進委員会への外国人市民委員の登用【新規】	外国人市民の意見等を把握するため、多文化共生推進委員会に外国人市民委員を登用します。	市民協働推進課



【日本文化体験「浴衣着付け教室」】



【AGA サロン「ブラジルの話し」】

基本施策3　地域における多文化共生の担い手の育成

目標値

指標名	現状値（令和7年度）	目標値（令和13年度）
外国人人口に対する、多文化共生サポーターの認定者の割合【新規】	―	0.2%
自治会等における地域住民交流イベント（例：夏祭り、運動会、餅つき等）の運営に協力した外国人市民数【新規】	15人	40人

（1）現状と課題

地域社会の担い手であった日本人市民の高齢化と減少が進む一方、外国人市民は生産年齢人口（若年層・労働力層）を中心に増加しています。また、入管法改正（特定技能制度の拡充や育成就労制度への移行方針等）に伴い、単なる短期労働者ではなく、家族帯同や永住を見据えて長期滞在する外国人が増加しており、地域社会の一員としての定着が進んでいます。

今後は、外国人市民を「支援を受ける側」として捉えるだけではなく、地域経済や地域コミュニティーを維持・発展させる人材（「支援する側」）として位置づけることが不可欠です。

これを実現するため、国籍を問わず、地域課題の解決や行政との橋渡しを担う「ブリッジ人材」の育成と活躍を後押しする「多文化共生サポーター認証制度」を導入します。今後は、認証された人材が具体的に活動できる場（自治会の交流イベントや防災組織等）を十分に確保し、共に地域社会を支える重要な担い手として活躍することが期待されています。

（2）主な取り組み

	取り組み名	取り組み内容	関連部署
58	多文化共生サポーター認証制度の創設【新規】	条件を満たしている者をサポーターとして認証し、証明書を授与します。 認証後は、県や市の多文化共生イベントの周知等に努めます。	市民協働推進課
59	各種ボランティア制度の新規登録の促進・養成及び連携	多文化共生ボランティアや「通訳・翻訳ボランティア」、ゲストティーチャー等の新規登録者を募集し、ボランティアを必要とする部署との調整を行います。	市民協働推進課
60	地域活動への「通訳・翻訳ボランティア」の派遣	自治会または地域団体が主催する活動に外国人市民が参加しやすくするため、必要に応じて、「通訳・翻訳ボランティア」を派遣します。	市民協働推進課
61	地域のイベントへの外国人市民の参加促進【新規】	夏祭り、運動会、異文化紹介等地域住民との交流イベントへの外国人市民の参加促進を図るため、やさしい日本語を含む多言語チラシの作成や周知等の支援を行います。	市民協働推進課

第5章　計画の推進

1．推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画に掲げる施策を計画的かつ総合的に推進するため、「多文化共生庁内連絡会議」を立ち上げ、庁内の関係部局と連携を図りながら、外国人市民の実態把握、課題抽出及び情報共有を行います。

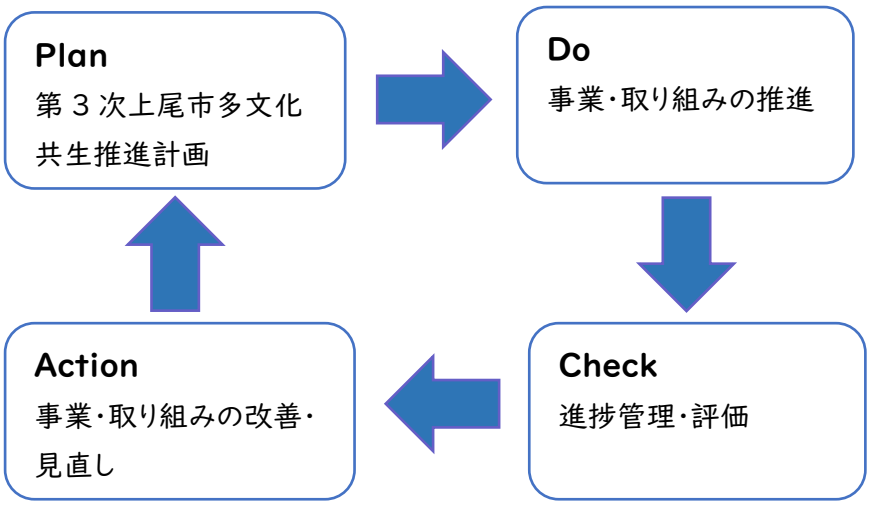
(2) 関係機関・地域との連携

多文化共生施策を推進するため、学識経験者、市内各種団体、市民（日本人市民、外国人市民）で構成される「多文化共生推進委員会」を中心に、国や県、埼玉県国際交流協会、上尾市国際交流協会、自治会等の関係機関・団体と積極的に連携しながら多文化共生のまちづくりを進めます。

2．進捗管理

本計画で示す施策・取り組みの進捗状況は、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、「多文化共生推進委員会」及び「多文化共生庁内連絡会議」において各事業の実施状況の検証を行い、課題の整理や改善に努めます。

また、取り組みの状況については、ホームページ等を通じて公表していきます。



参考資料

外国人市民アンケート集計結果

1. 調査の目的

上尾市では、第3次上尾市多文化共生推進計画を策定するに向けて、誰でも住みやすいまちを目指し、外国人市民の生活状況や抱えている課題を把握するために実施するものです。

2. 調査期間

令和7年11月7日から11月28日まで

3. 調査対象者

市内に住む18歳以上の外国人市民1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

4. 調査方法

抽出した対象者に調査票を郵送し、返送により回答。

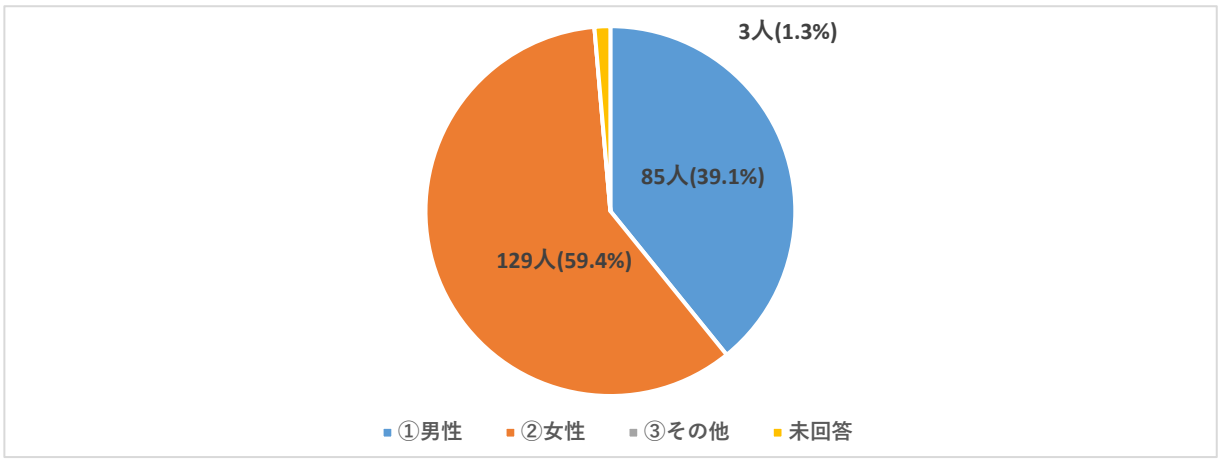
5. 回収数と回収率

対象者	有効回収数	回収率	対応言語（日本語併記）
外国人市民（1,000 人）	217件	21.7%	英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語、インドネシア語、ネパール語、タイ語　計8言語

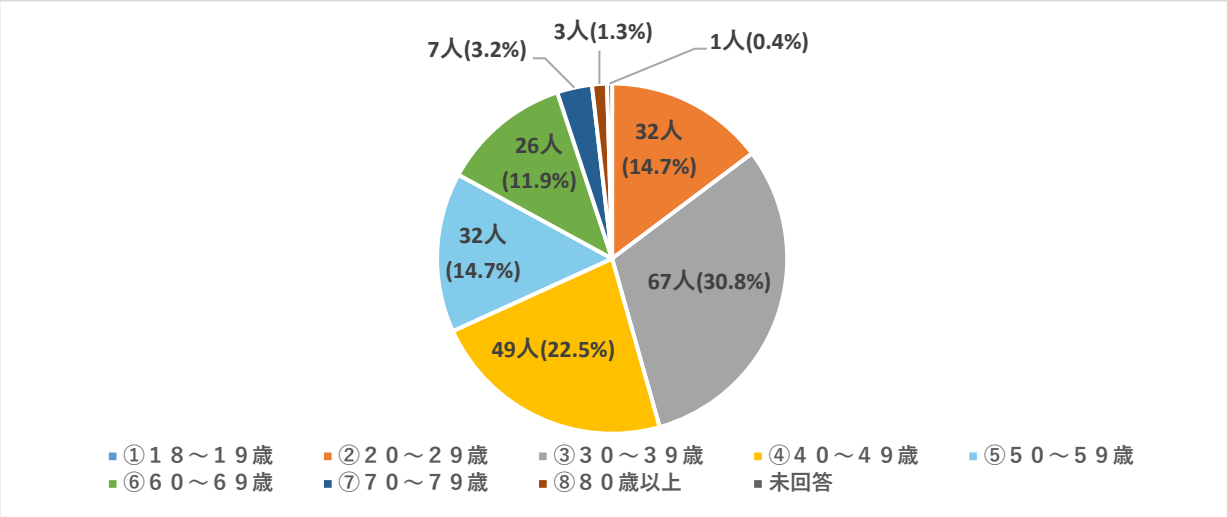
6. 集計結果

【1. 回答者について】

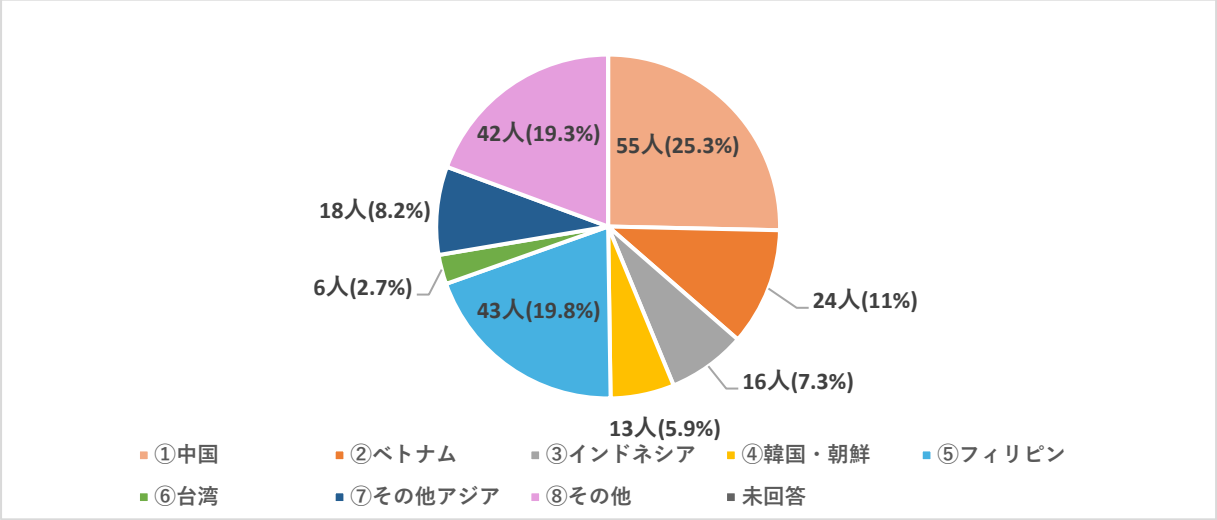
問1　性別



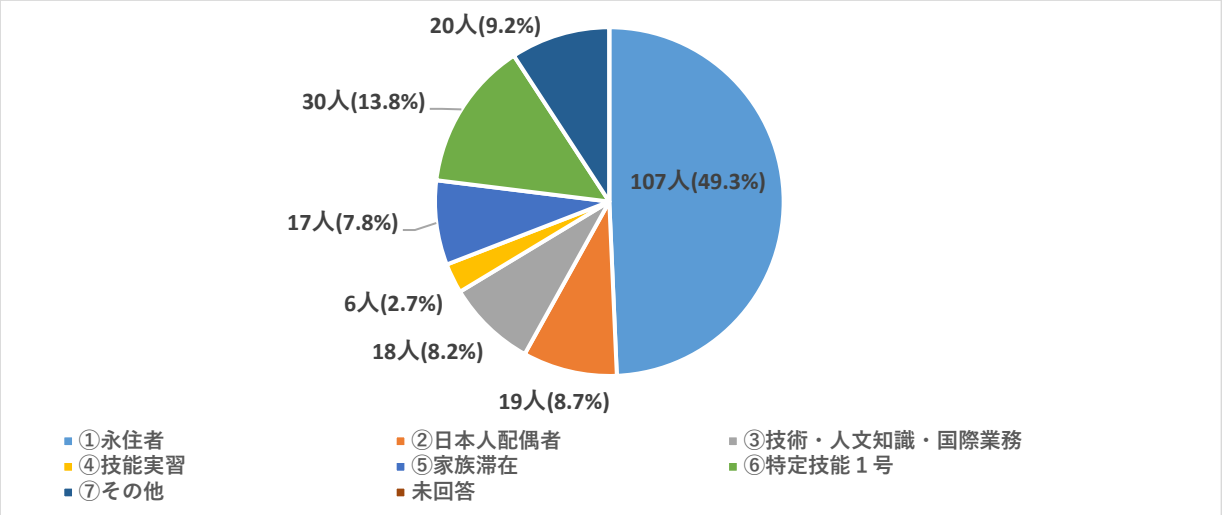
問2 年齢



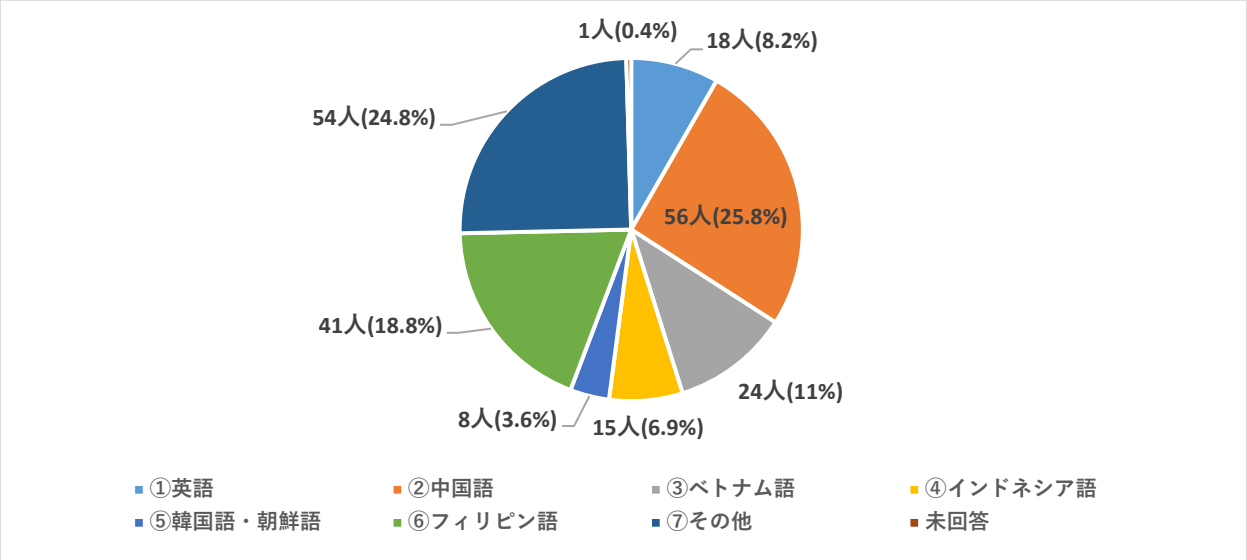
問3 あなたの出身の国や地域はどちらですか。



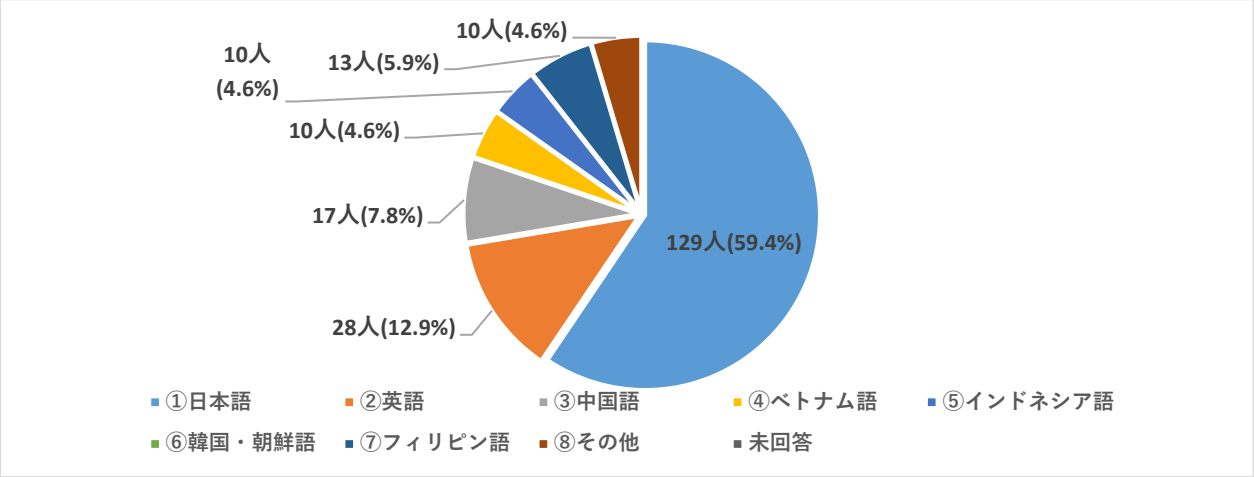
問4 在留資格は何ですか。



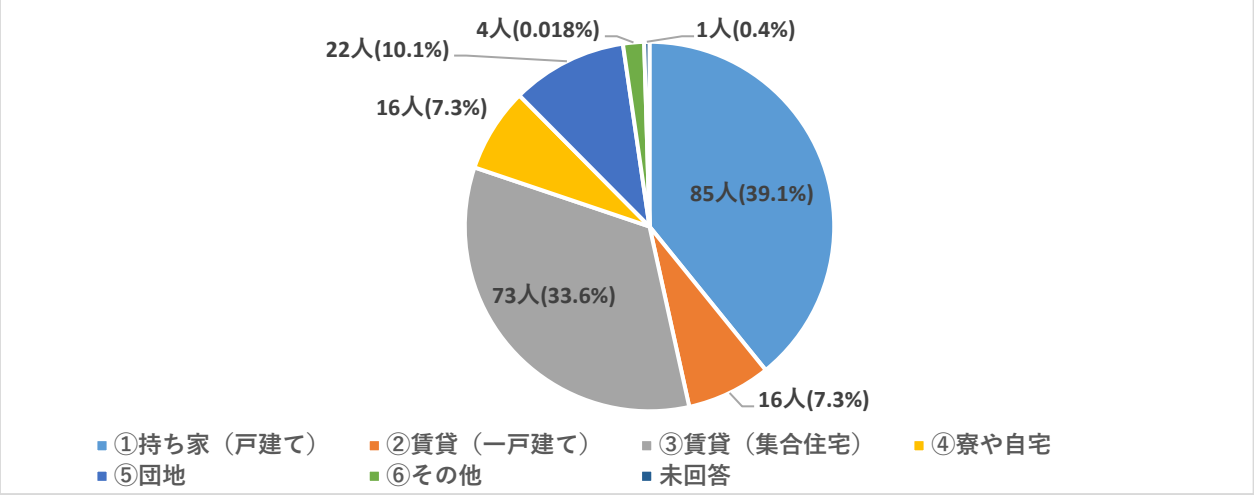
問5 母語（第一言語）は何ですか。



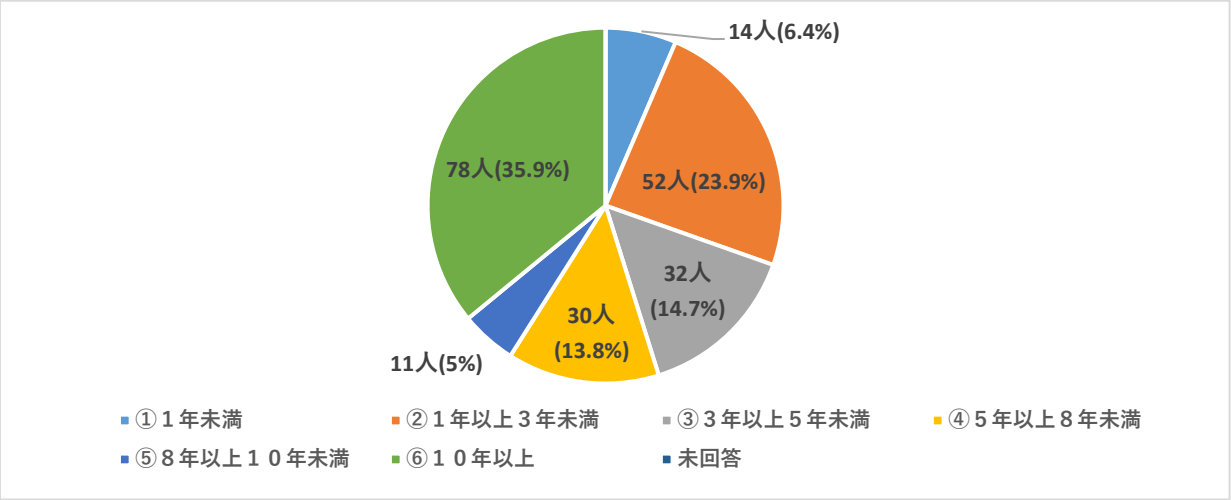
問6 日常生活で一番よく使う言葉は何ですか。



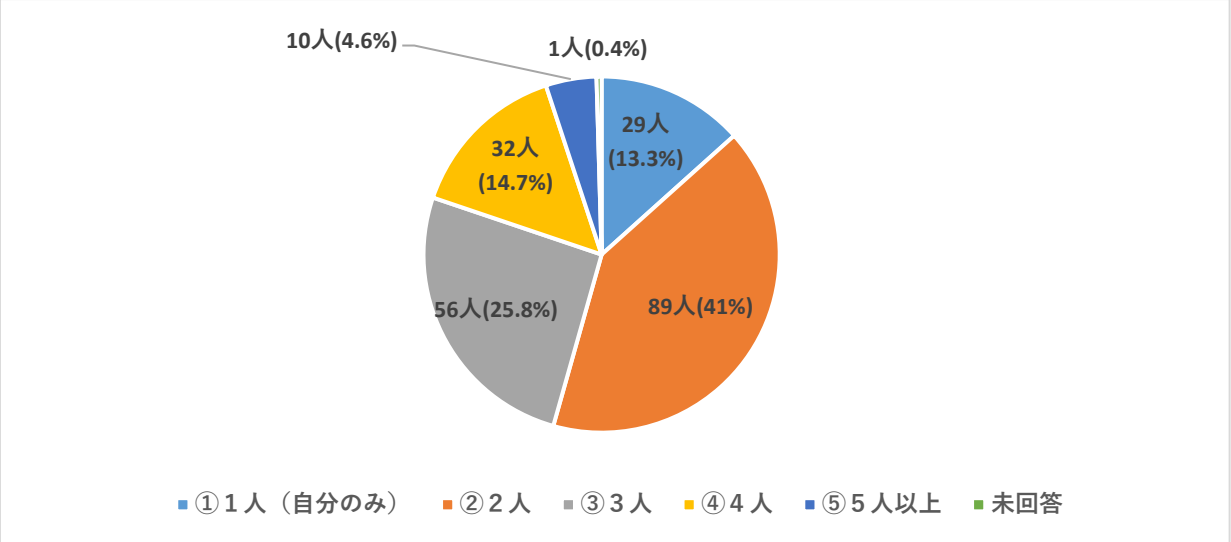
問7 どんな家に住んでいますか。



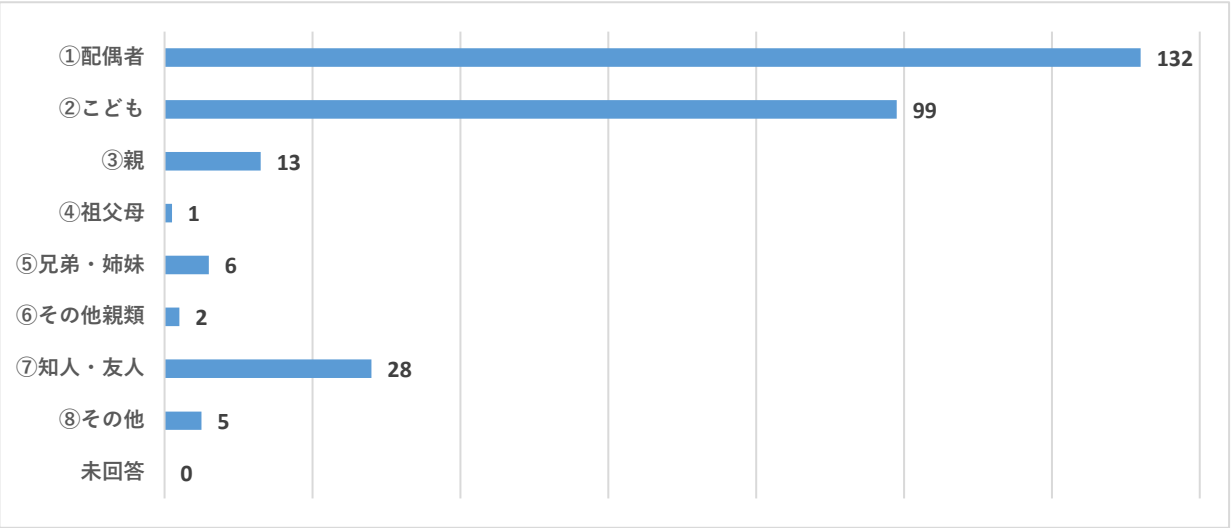
問8 上尾市に何年間住んでいますか。



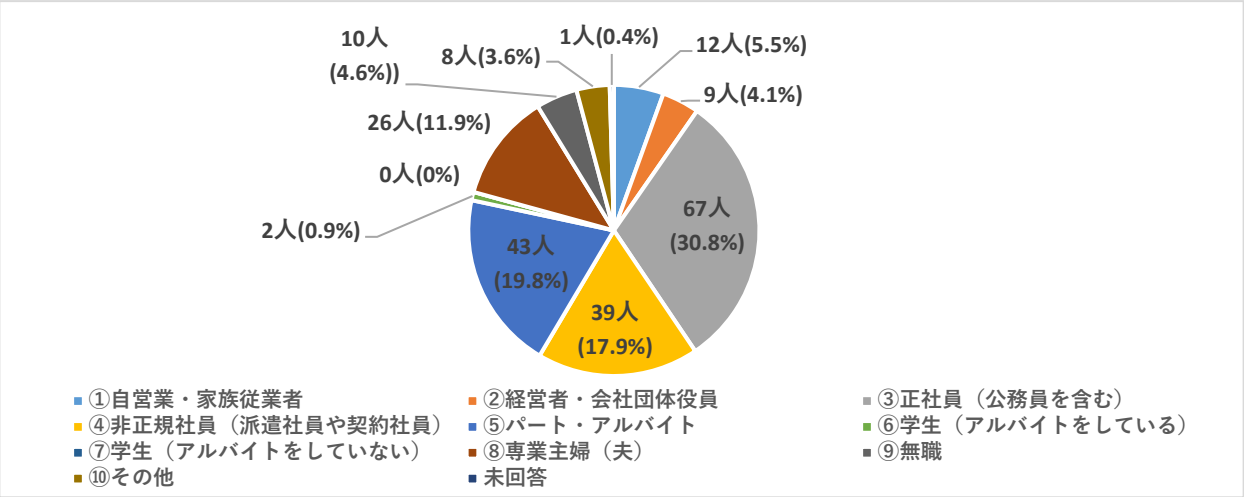
問9 現在、一緒に住んでいるのは何人ですか。



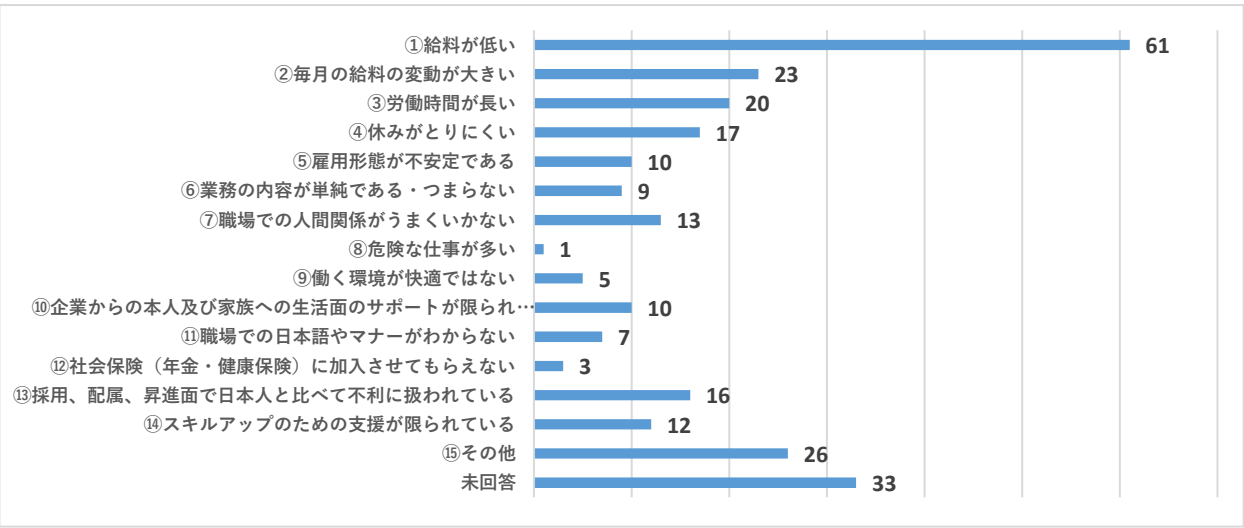
問10 ※問9で「②2人」「③3人」「④4人」「⑤5人以上」を回答した人のみ
一緒に住んでいるのは誰ですか。(複数回答)



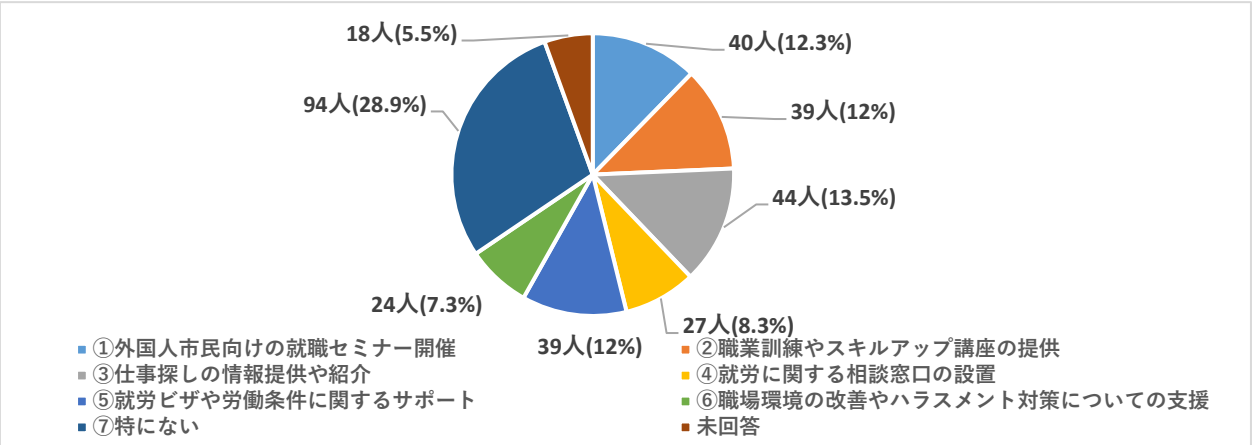
問１１　現在の職業等として当てはまるものは何ですか。



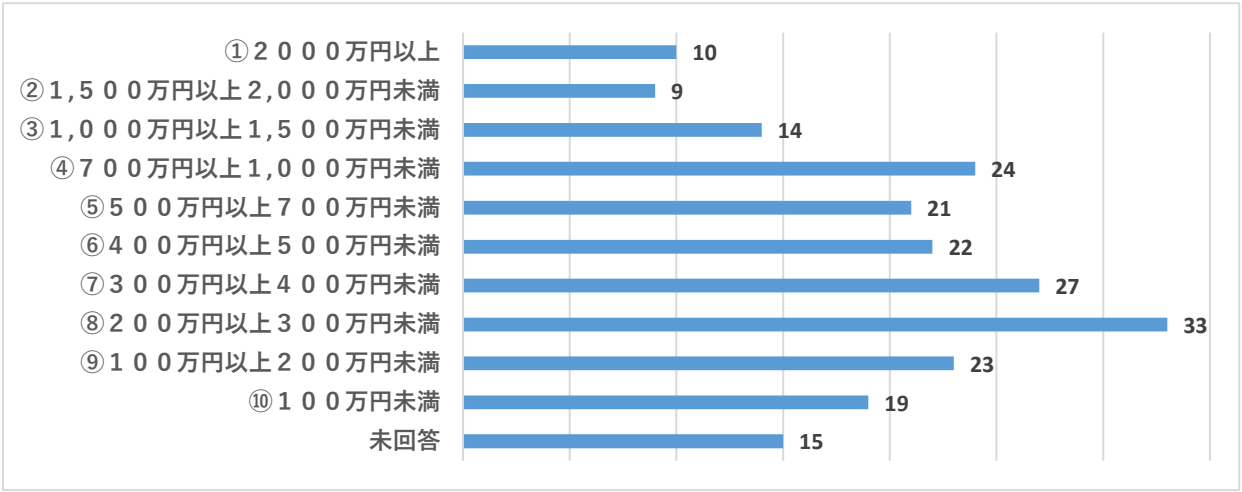
問１２　※問１１で「①自営業・家族従業者」「②経営者・会社団体役員」「③正社員（公務員を含む）」「④非正規社員」「⑤パート・アルバイト」「⑥学生（アルバイトをしている）」と回答した方のみ
あなたが今の仕事について困っていることを教えてください。（複数回答）



問１３　就労支援について求めるものはありますか。（複数回答）

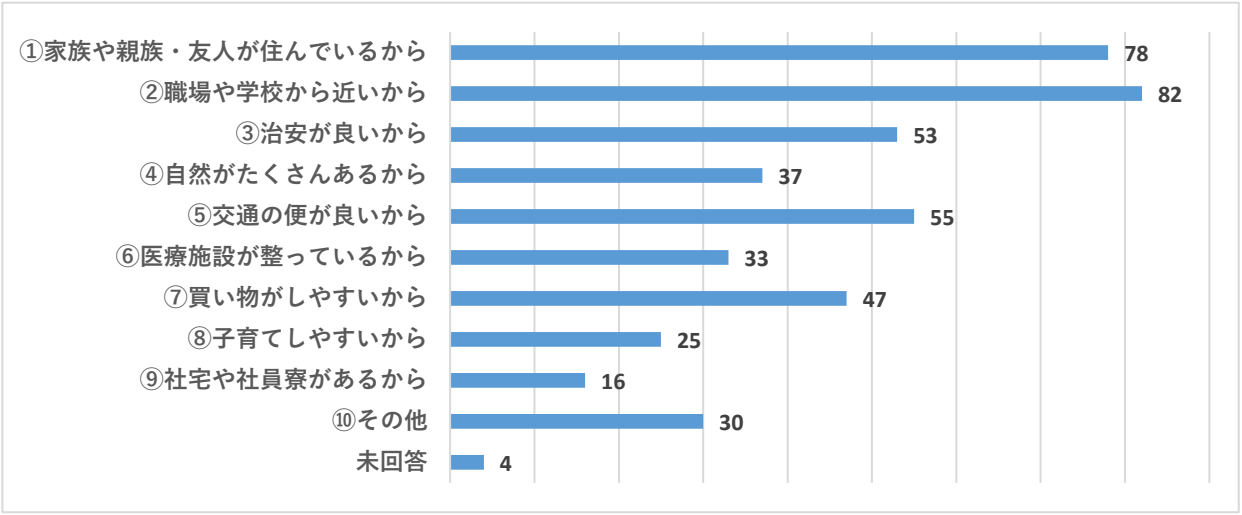


問14 あなたの世帯の2024年の1年間の収入はどれですか。

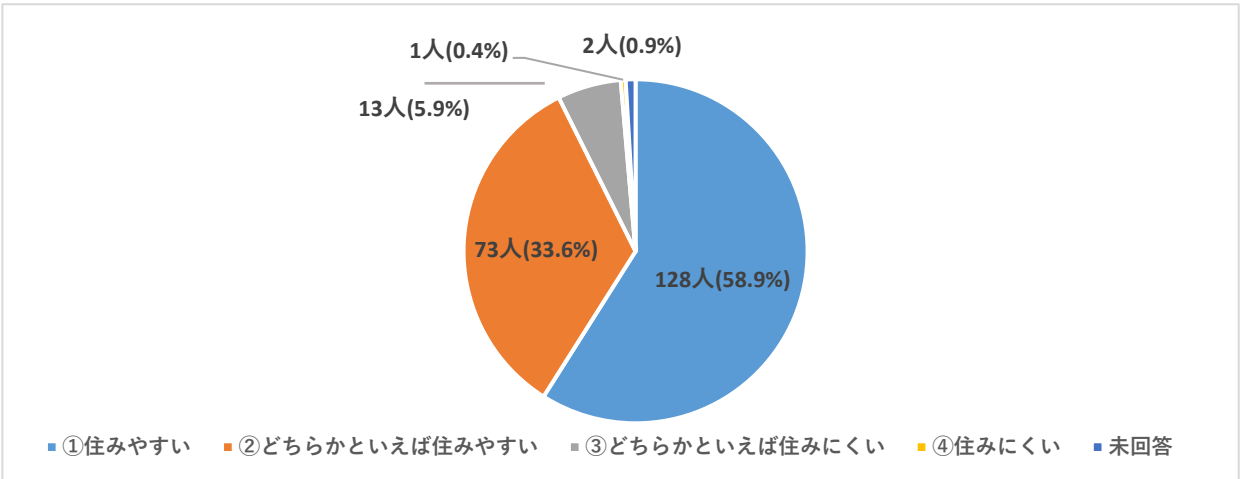


【Ⅱ.暮らしについて】

問1 上尾市に住む理由は何ですか。(複数回答)

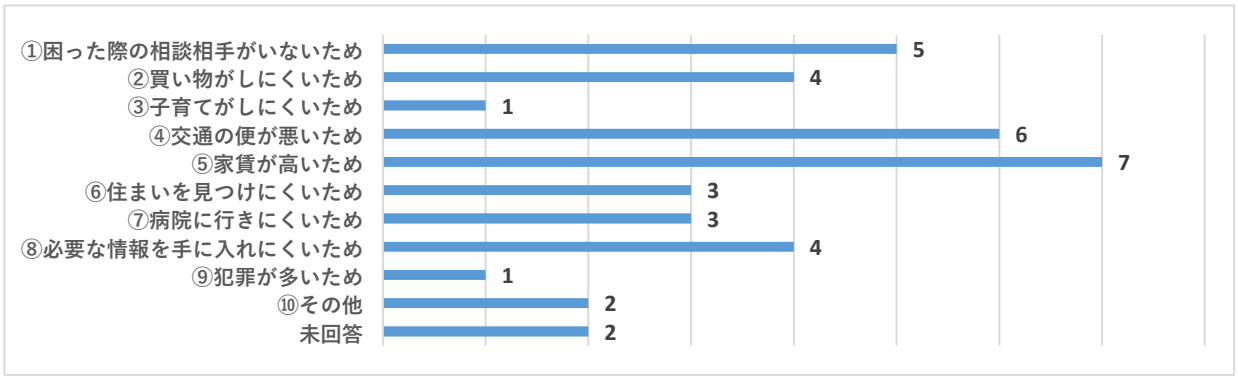


問2 上尾市は住みやすいですか。

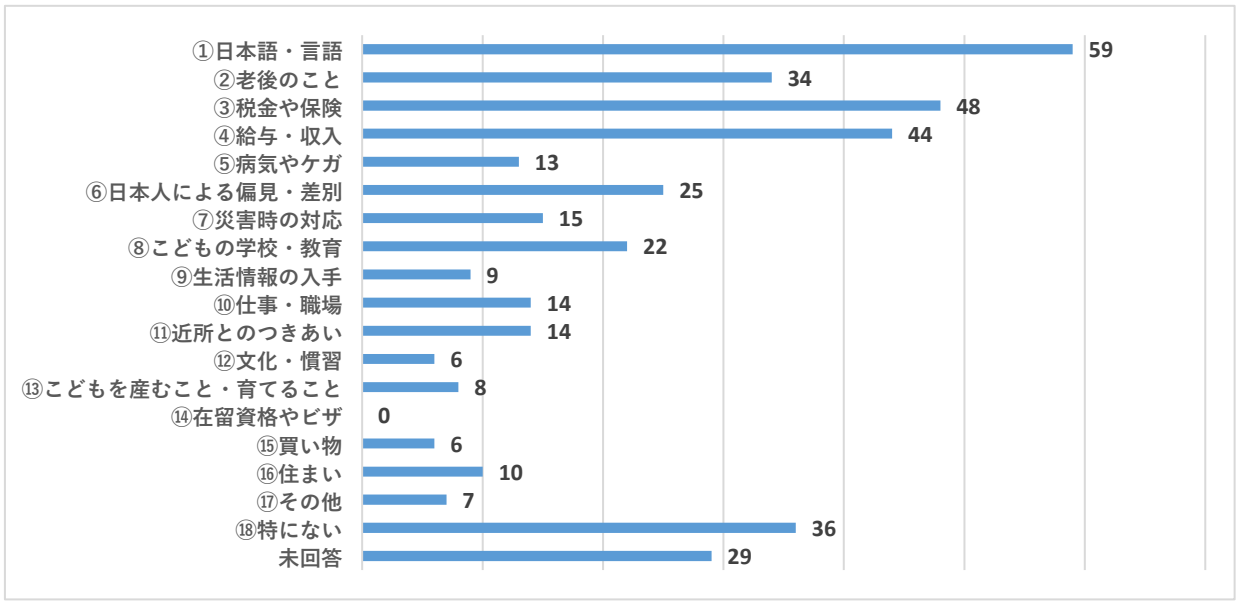


問3 ※問2で「③どちらかといえば住みにくい」、「④住みにくい」と回答した方のみ

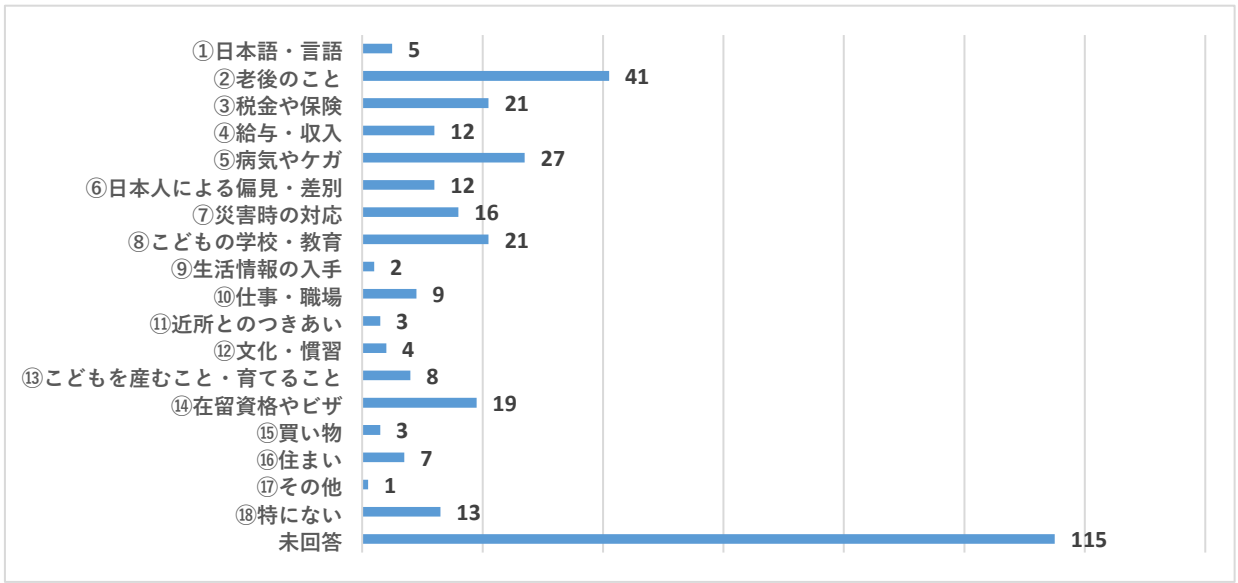
なぜ住みにくいと思いますか。外国人市民と共生するにあたり困っていることはありますか。（複数回答）



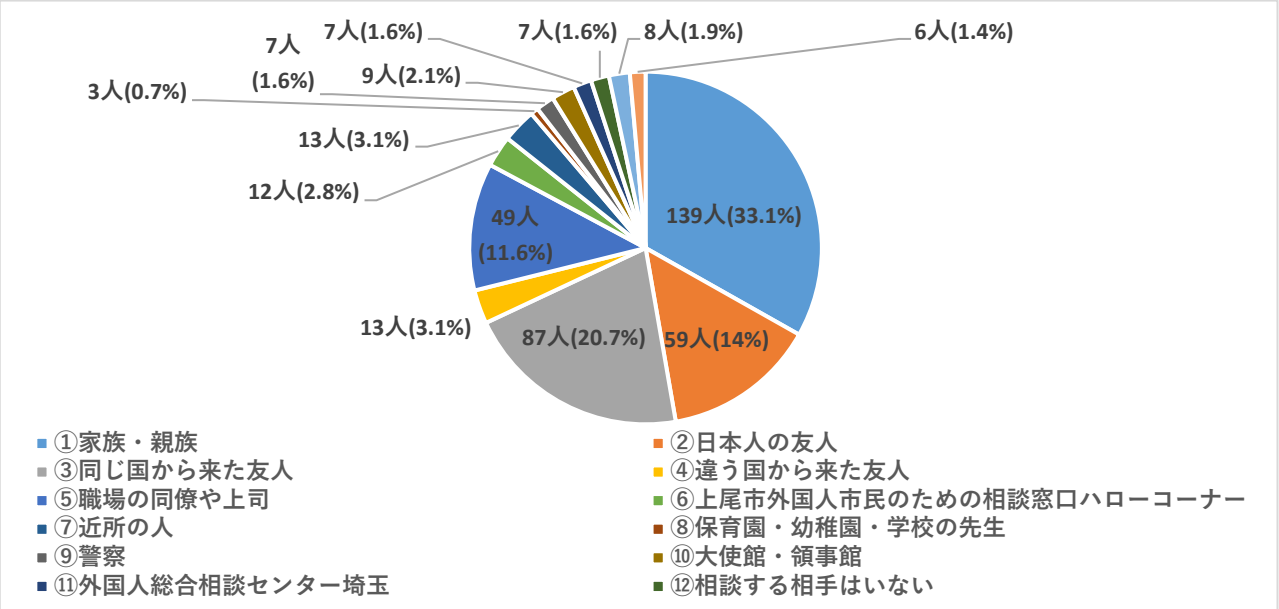
問4-1 日常生活で現在困っていることはありますか。（複数回答）



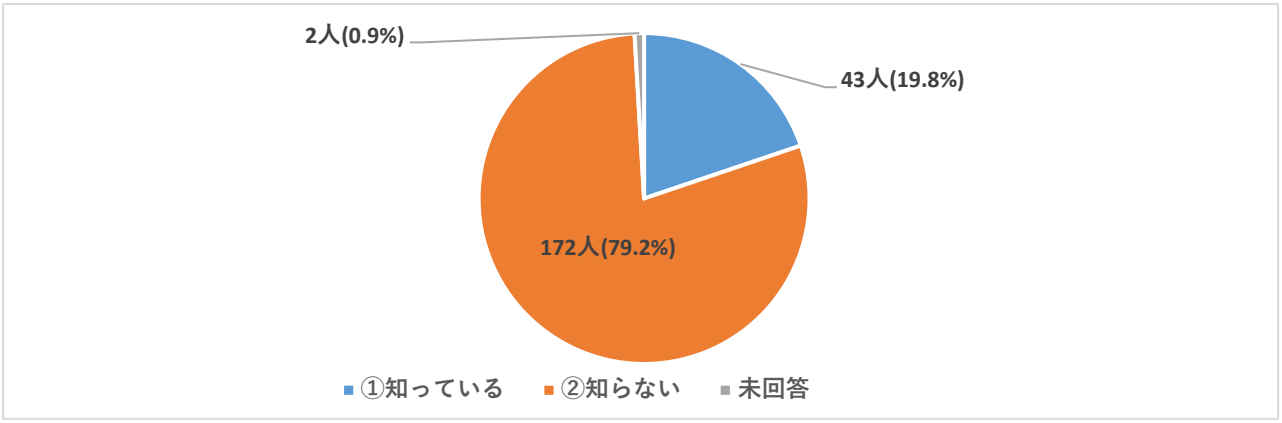
問 4-2 将来不安なことはありますか（複数回答）



問5　日常生活で困った時の相談相手・相談先はどのようにしていますか。

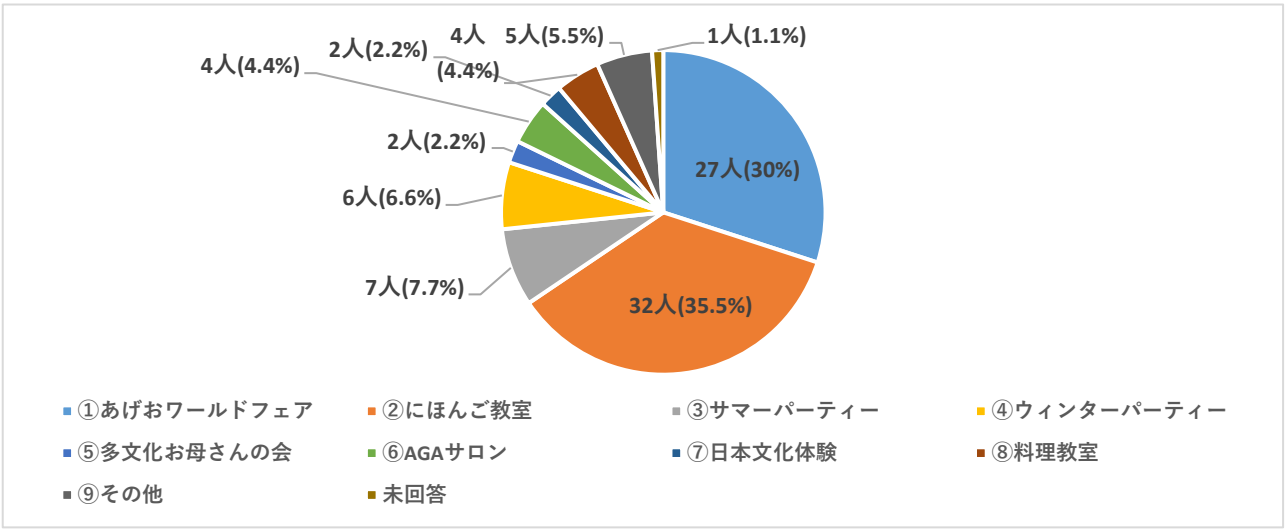


問6「上尾市国際交流協会（AGA）」を知っていますか。



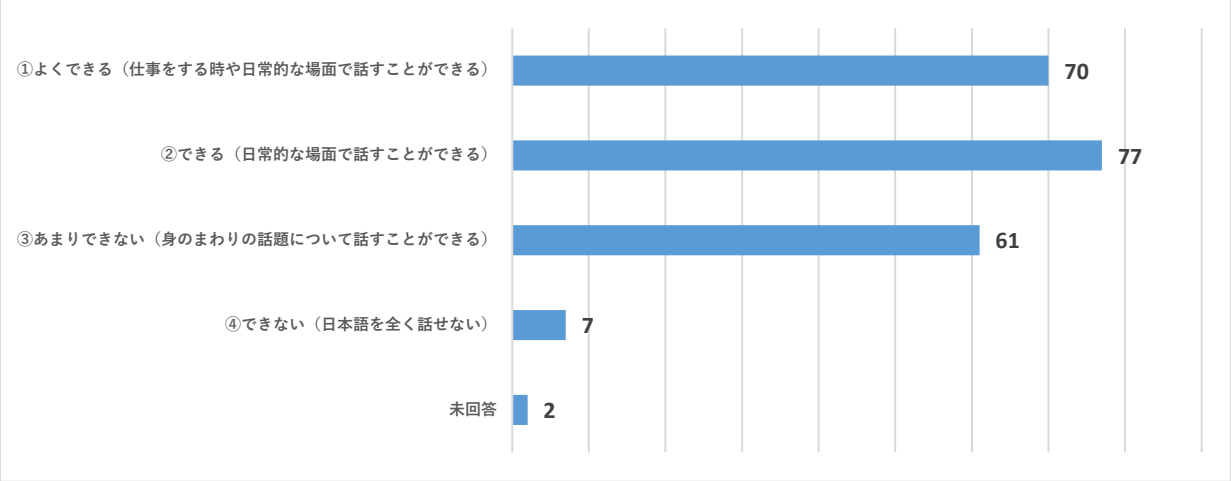
問7　※問1で「①知っている」と回答した方のみ

「上尾市国際交流協会（AGA）」で行っている次の活動を知っていますか。

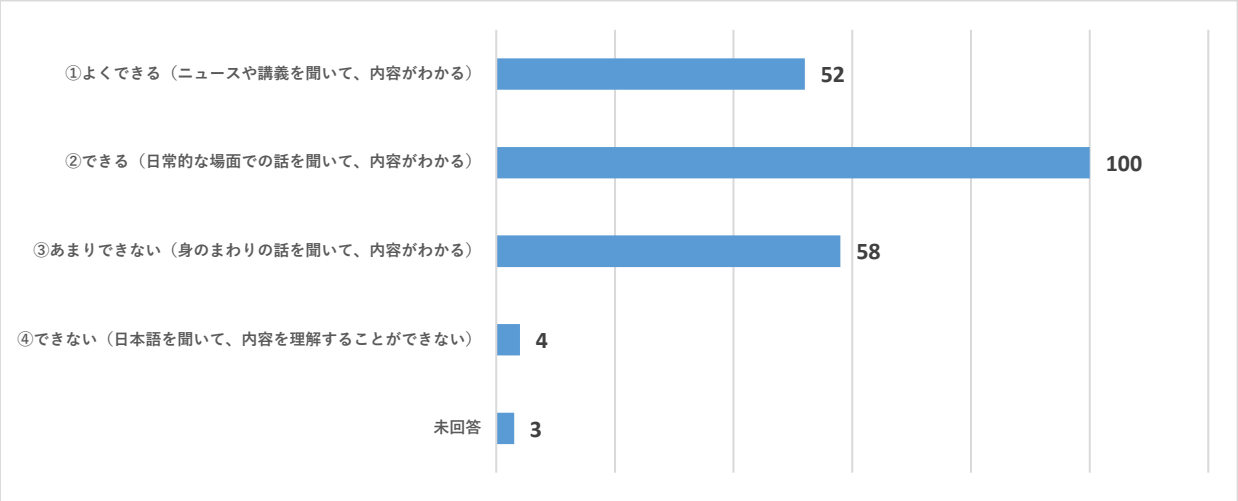


【Ⅲ.日本語について】

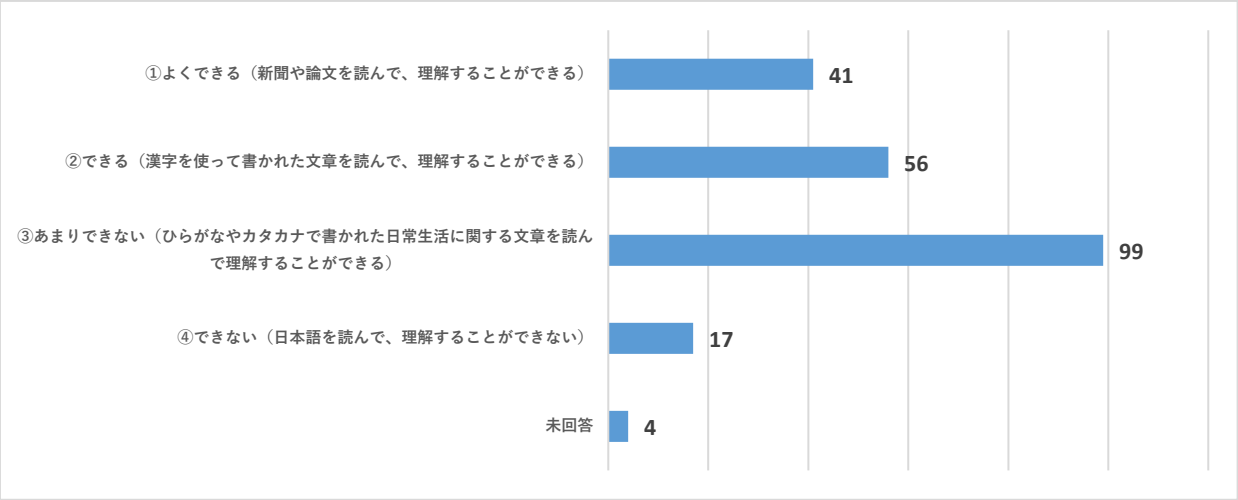
問1　日本語を話すことができますか。



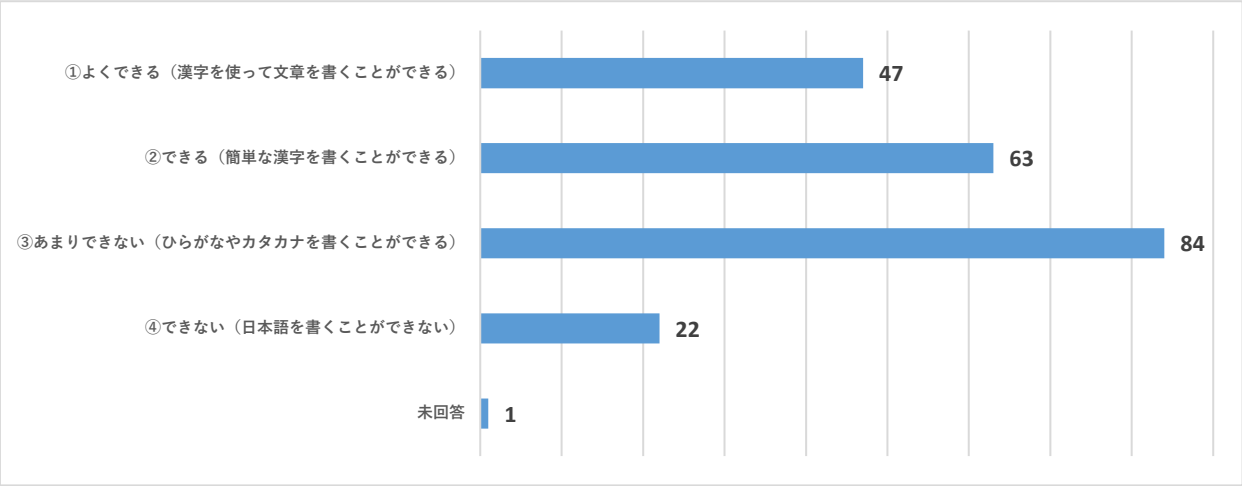
問2　日本語を聞いて理解することができますか。



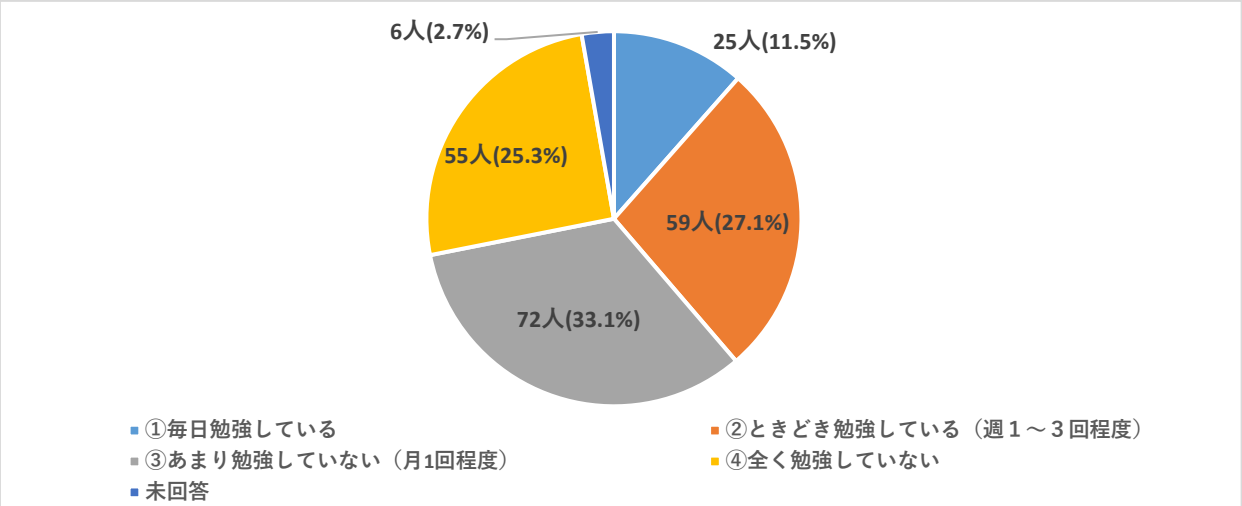
問3　日本語を読んで理解することができますか。



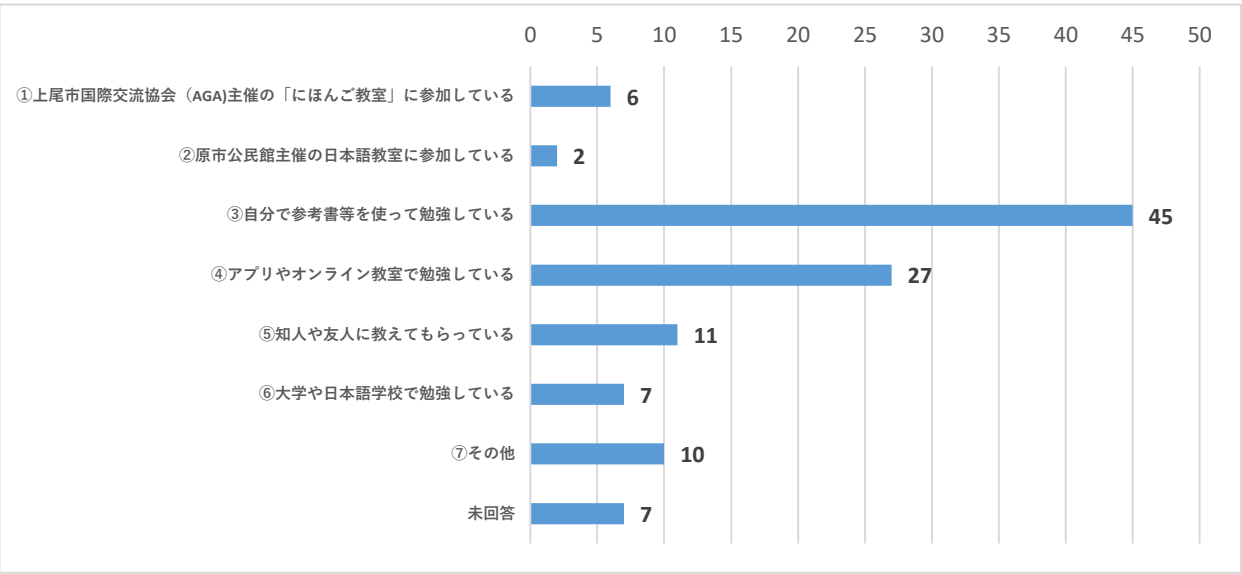
問４ 日本語を書くことができますか。



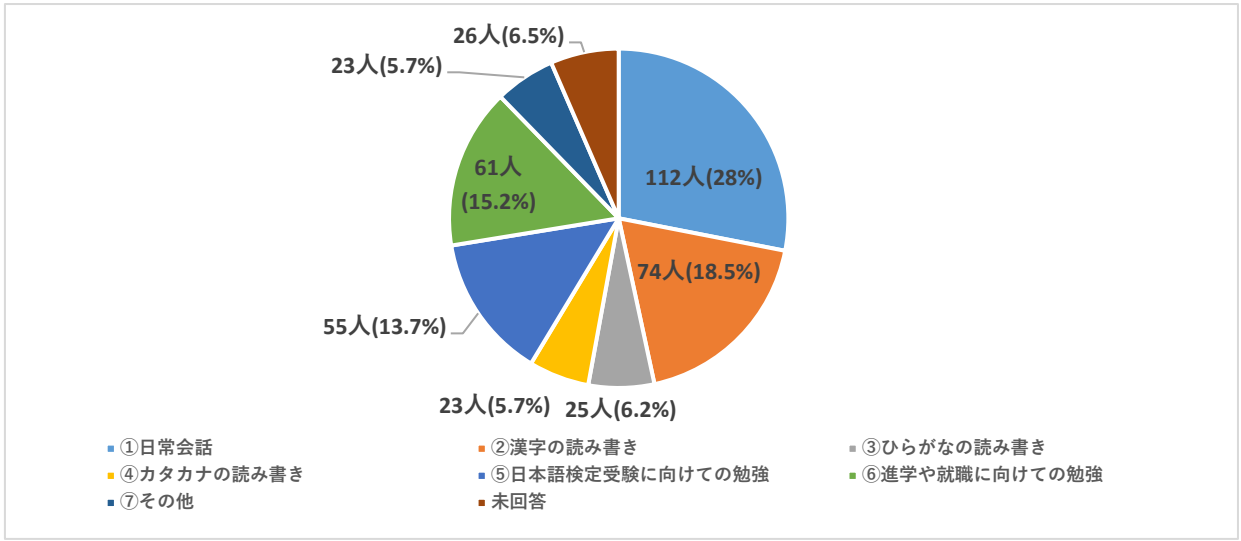
問5 日本語の勉強はどのくらいしていますか。



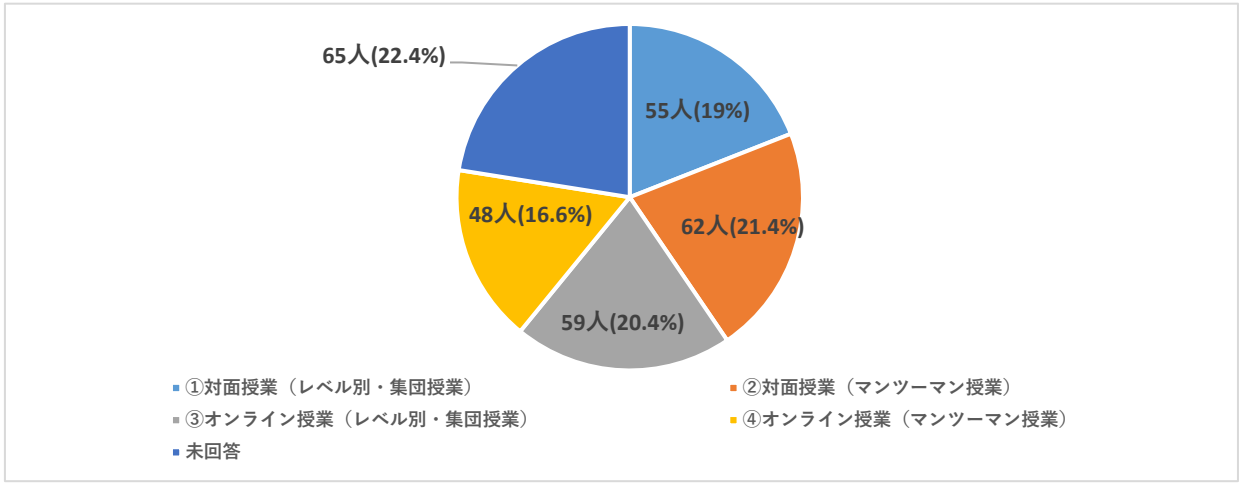
問6 ※問Ⅰで「①毎日勉強している」、「②ときどき勉強している」と回答した方のみ
どのようにして日本語を勉強していますか。（複数回答）



問7　日本語学習について、今後力を入れたい項目は何ですか。(複数回答)

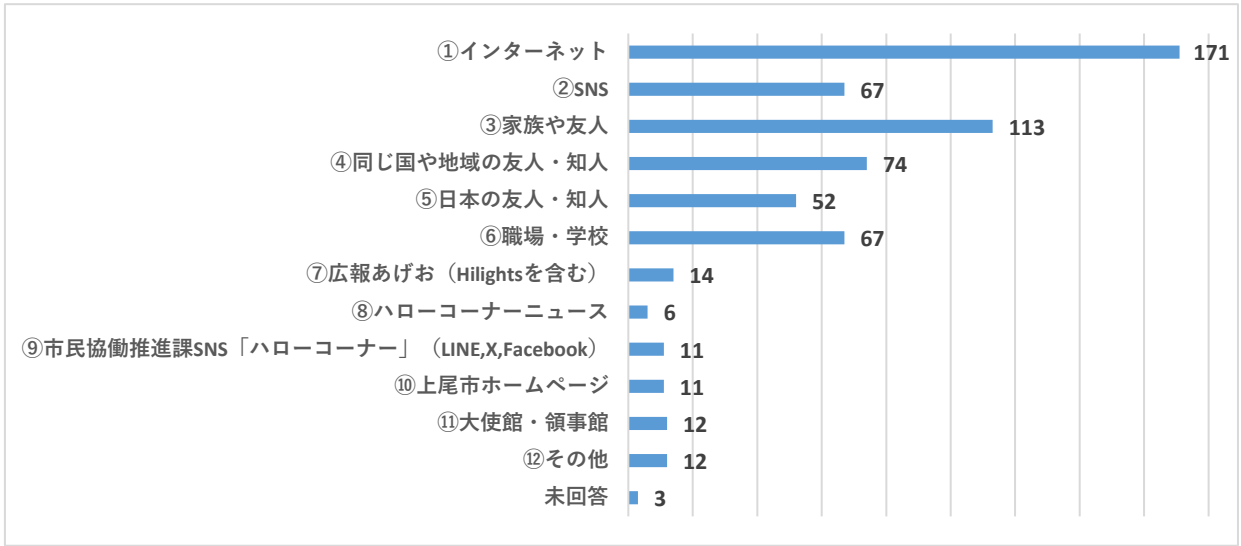


問8　希望の学習方法はありますか。(複数回答)

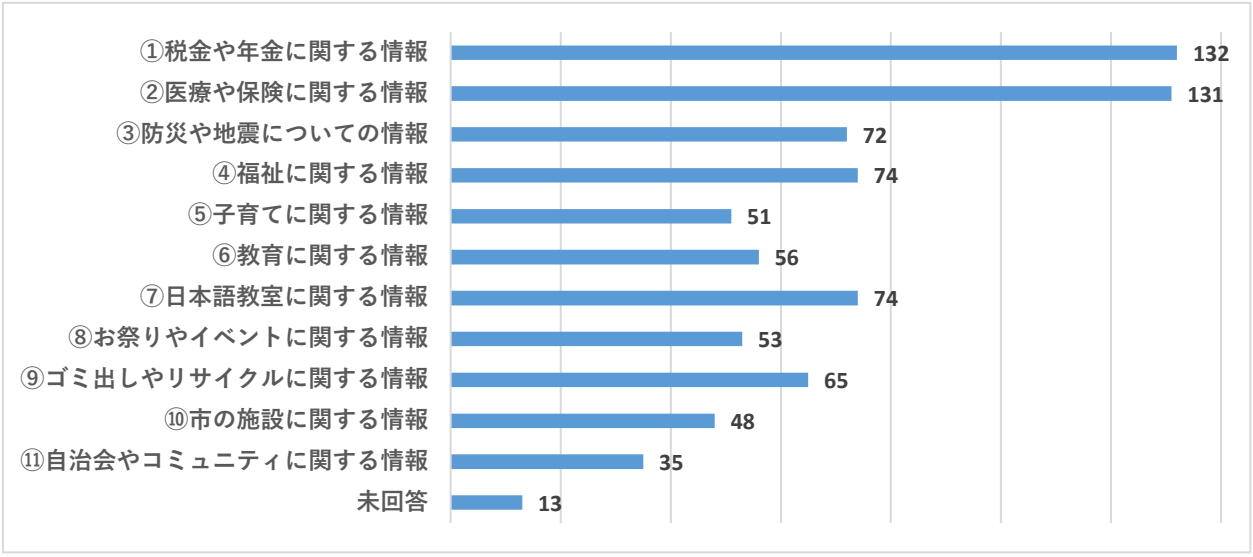


【Ⅳ.情報の入手手段について】

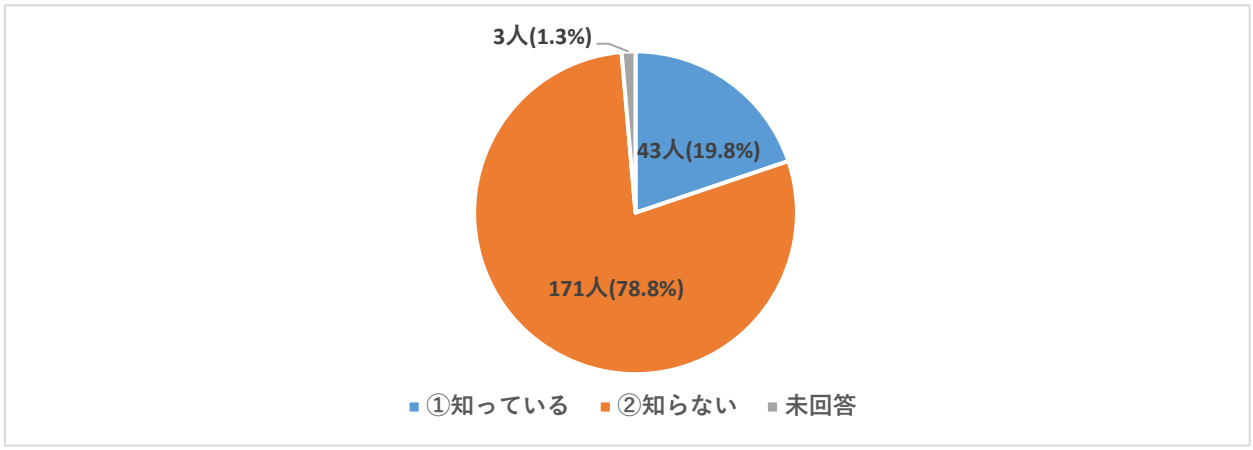
問1　生活に必要な情報をどのように入手していますか。(複数回答)



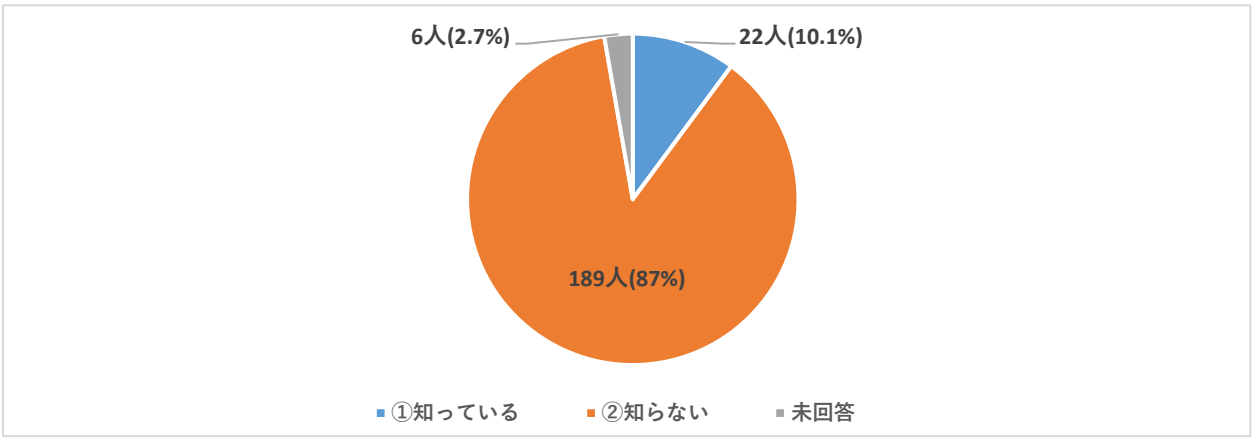
問2 生活に必要な市の情報にはどのようなものがありますか。(複数回答)



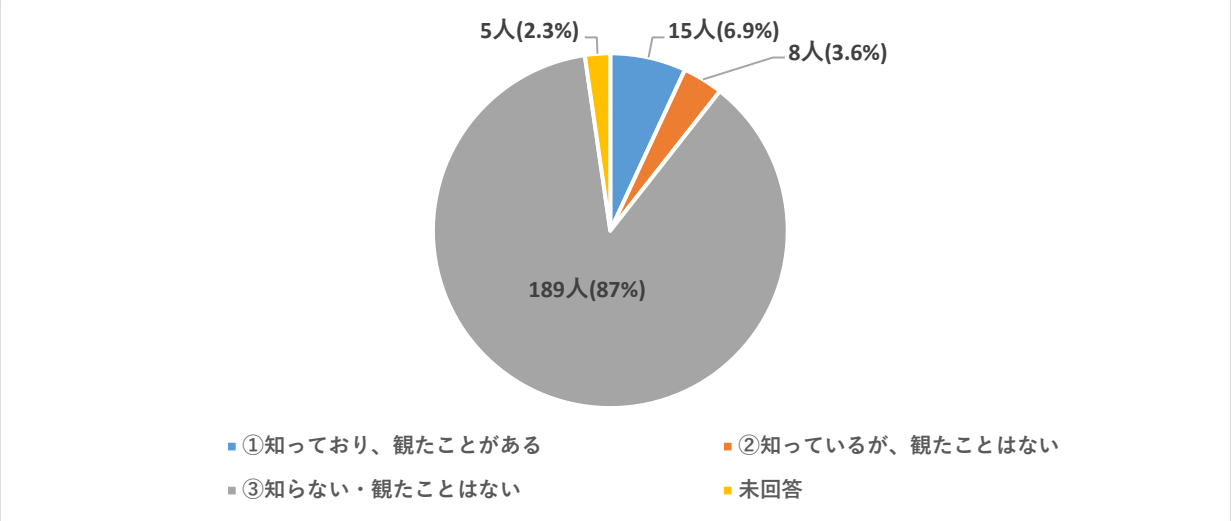
問3 上尾市外国人市民のための相談窓口・ハローコーナーを知っていますか。



問4 ハローコーナーニュースを知っていますか。

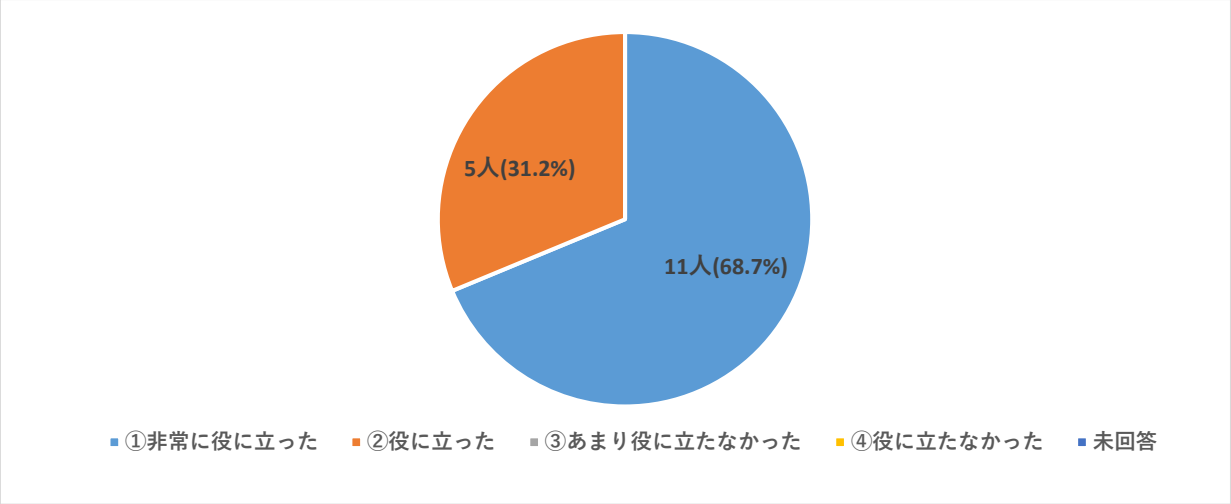


問5 「外国人市民向け生活オリエンテーション動画」を知っていますか。また、観たことがありますか。



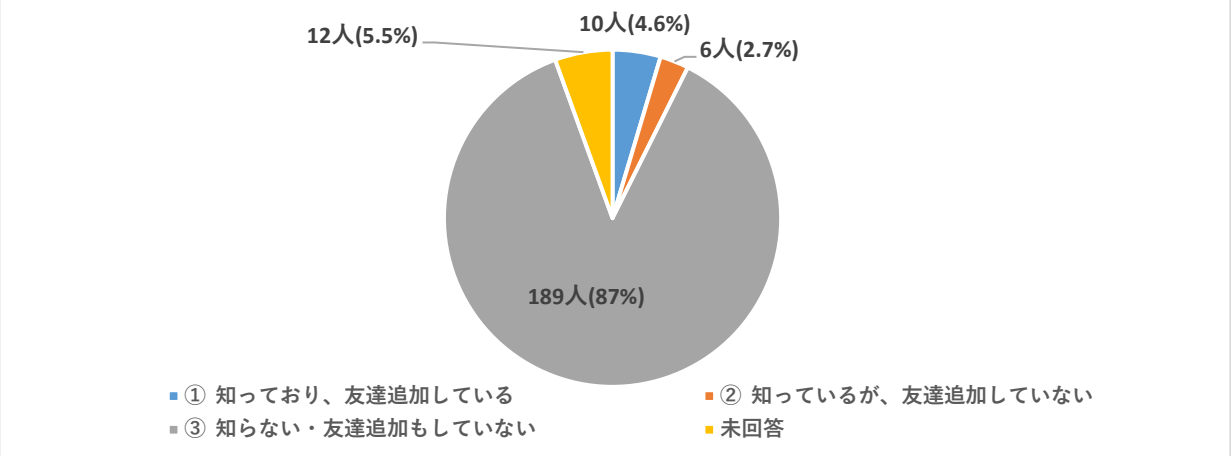
問6 ※問５で「①知っており、観たことがある」と回答した方のみ

動画の内容は、生活をするうえで役に立ちましたか。

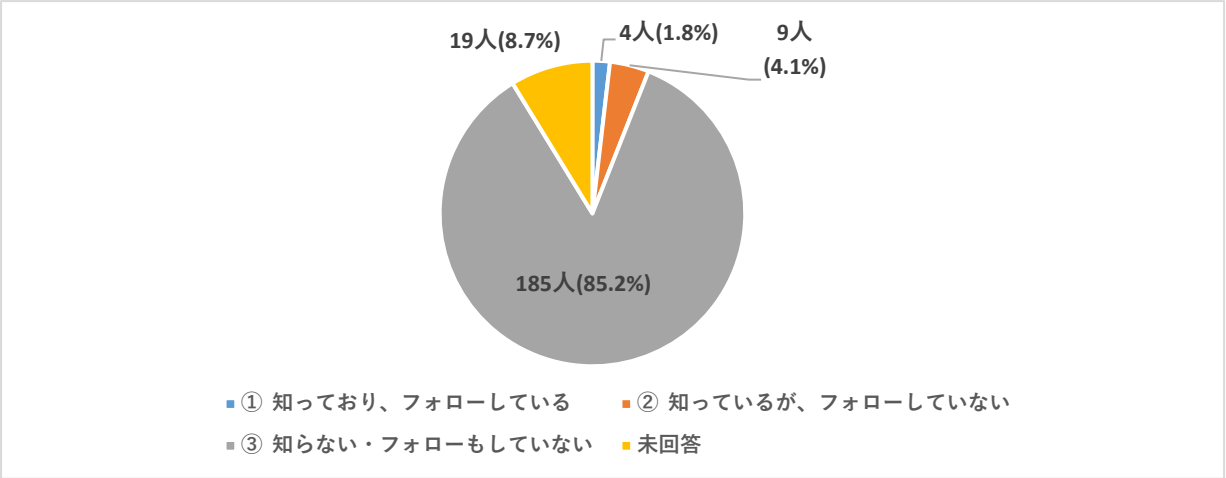


問7 市民協働推進課 SNS「ハローコーナー」（LINE、X、Facebook）を知っていますか。また、友達追加・フォローをしていますか。

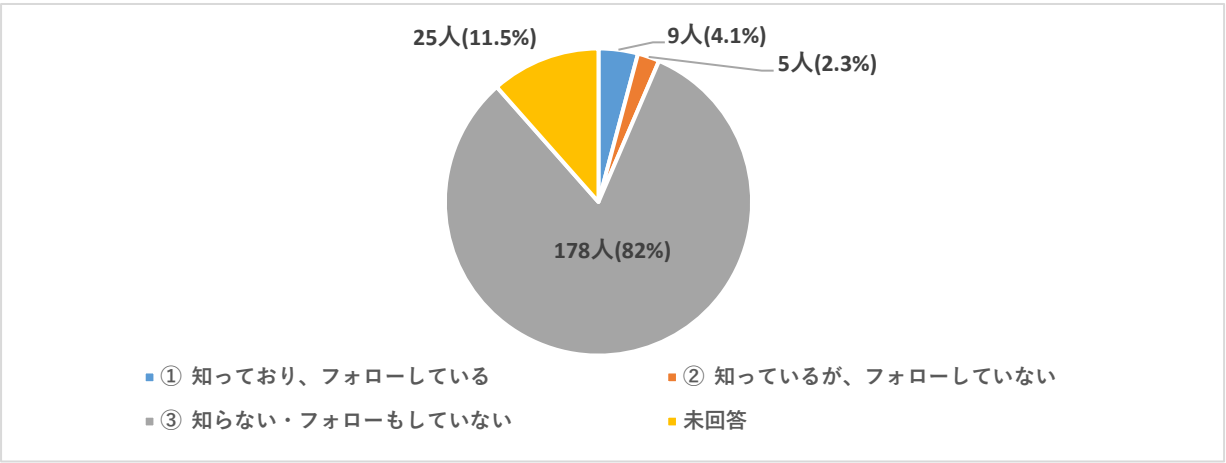
・LINE「ハローコーナー」



・X「ハローコーナー」

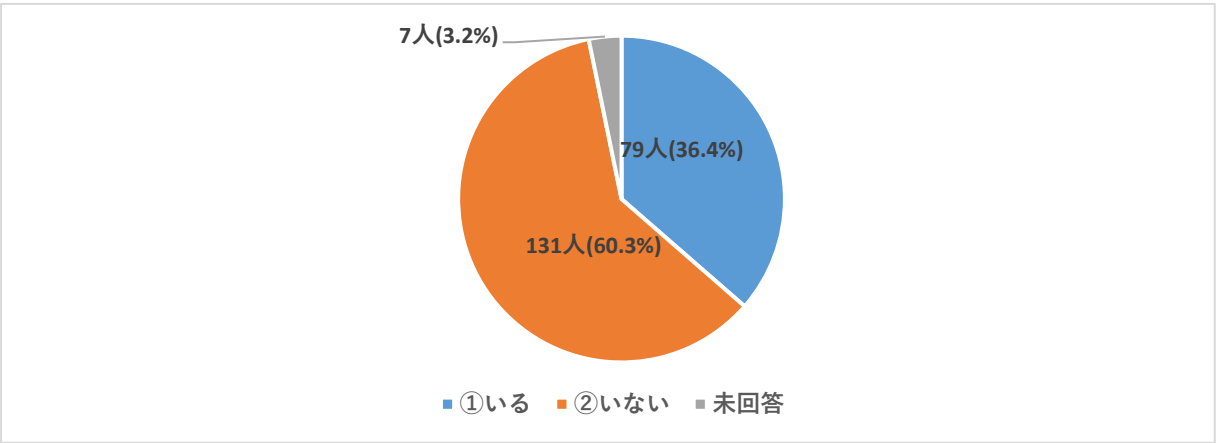


・Facebook「ハローコーナー」



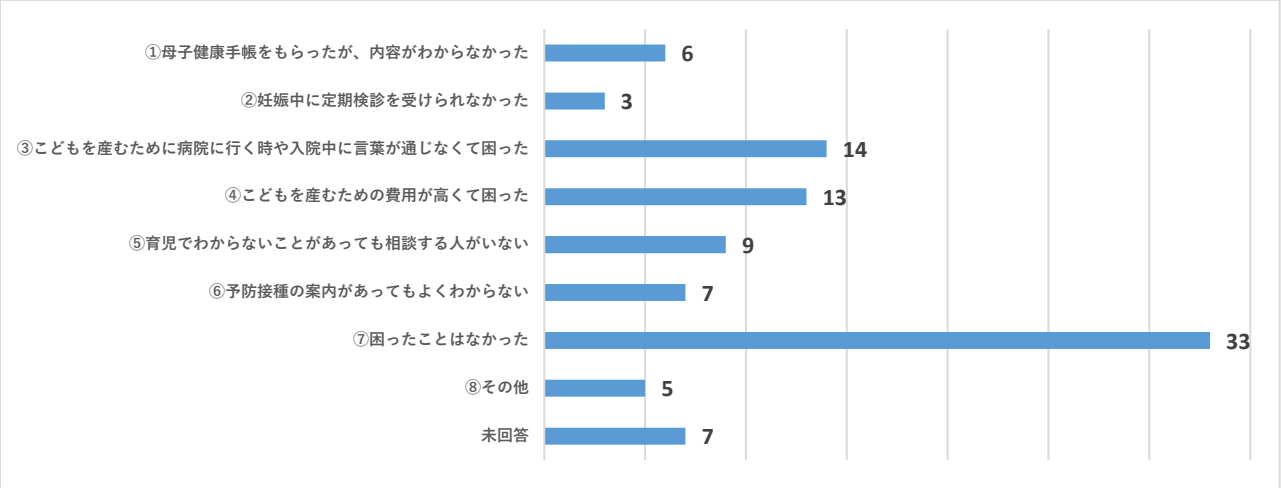
【Ⅴ.こどもについて】

問1　一緒に暮らしている18歳以下のこどもはいますか。



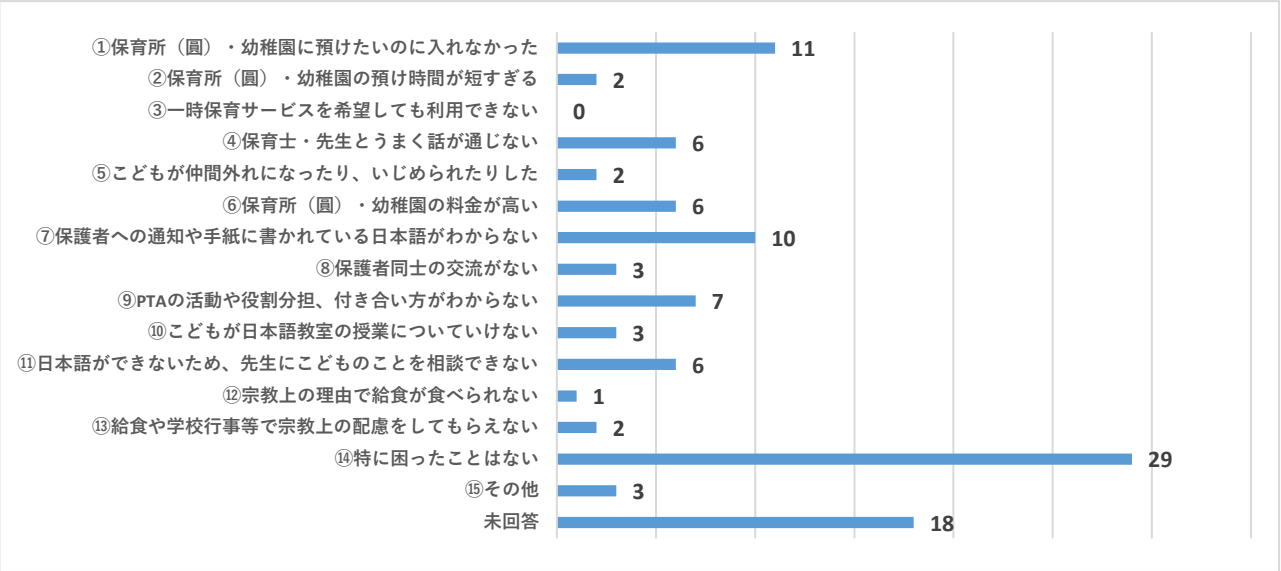
問2 ※問Ⅰで「①はい」と回答した方のみ

こどもを産む時や育てる時に困っている（た）ことはありますか。（複数回答）

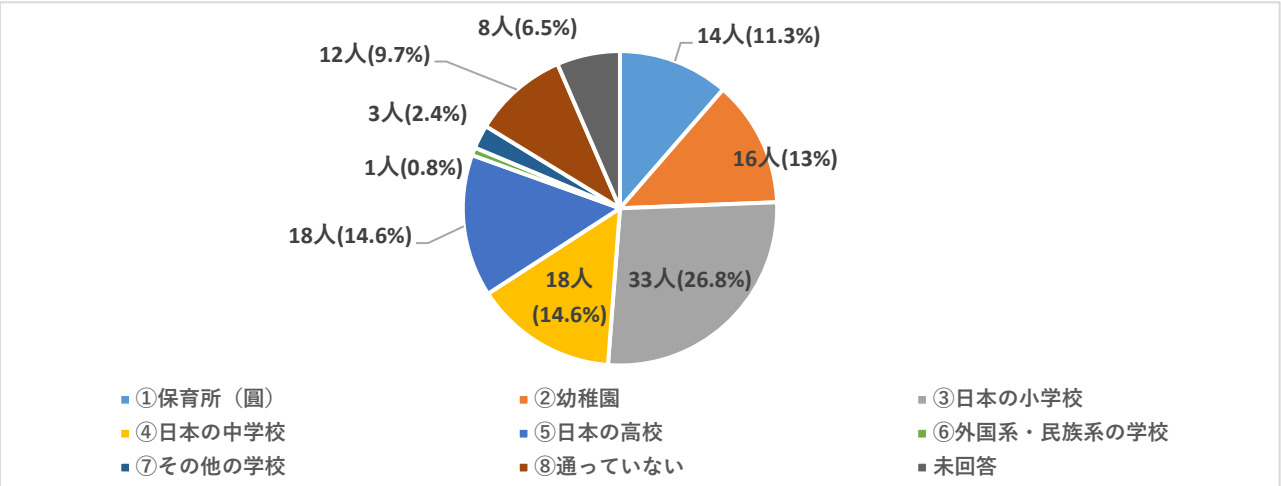


問3 ※問Ⅰで「①はい」と回答した方のみ

保育所（園）・幼稚園、学校で困っている（た）ことはありますか。（複数回答）

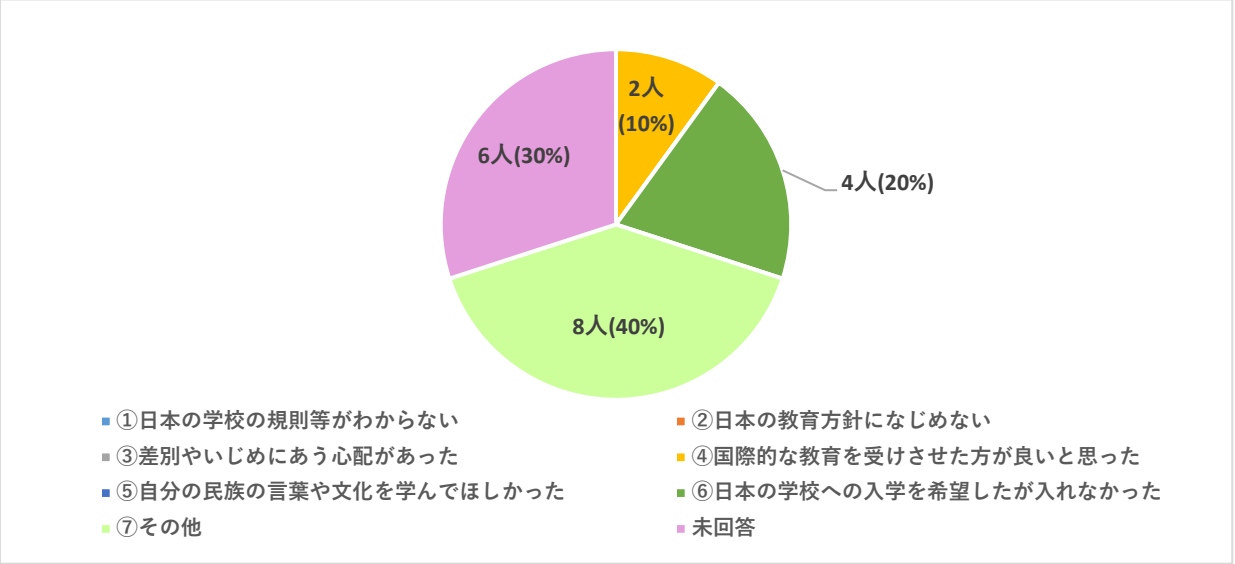


問4 こどもが通っている施設はどこですか。（複数回答）

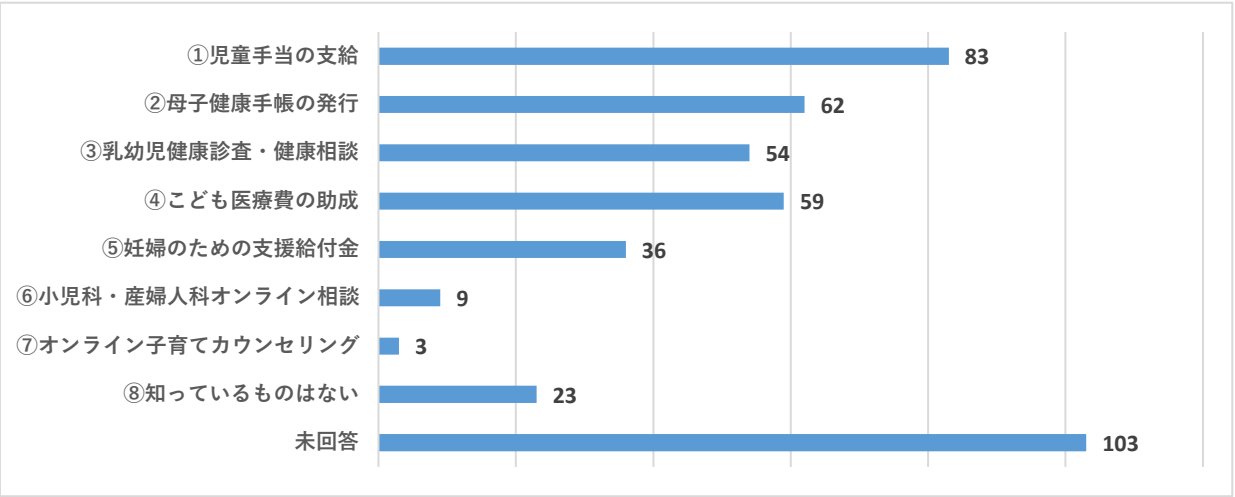


問5　問1で「⑥外国系・民族系」「⑦その他」「⑧通っていない」と回答した方のみ）

日本の施設に通っていない理由は何ですか。

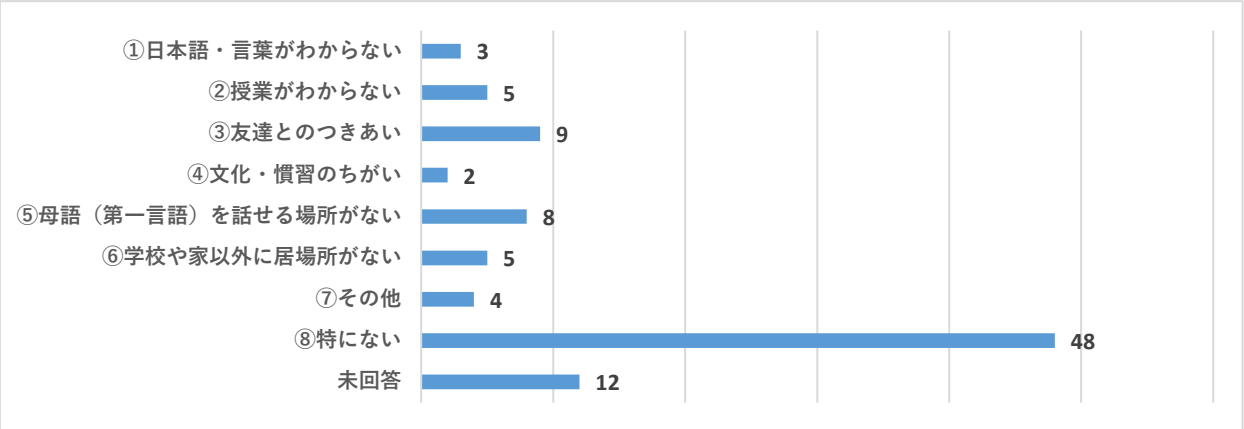


問6　上尾市が行っている子育てに関するサービスについて知っていますか。



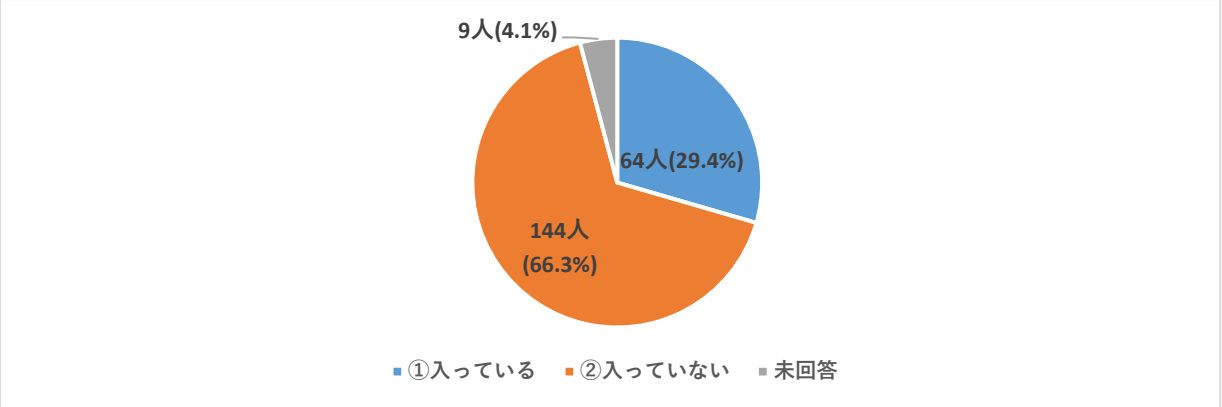
問7　18歳未満のお子さんがいる場合のみ回答（お子さんが回答してください。）

学校生活等で困っていることはありますか。



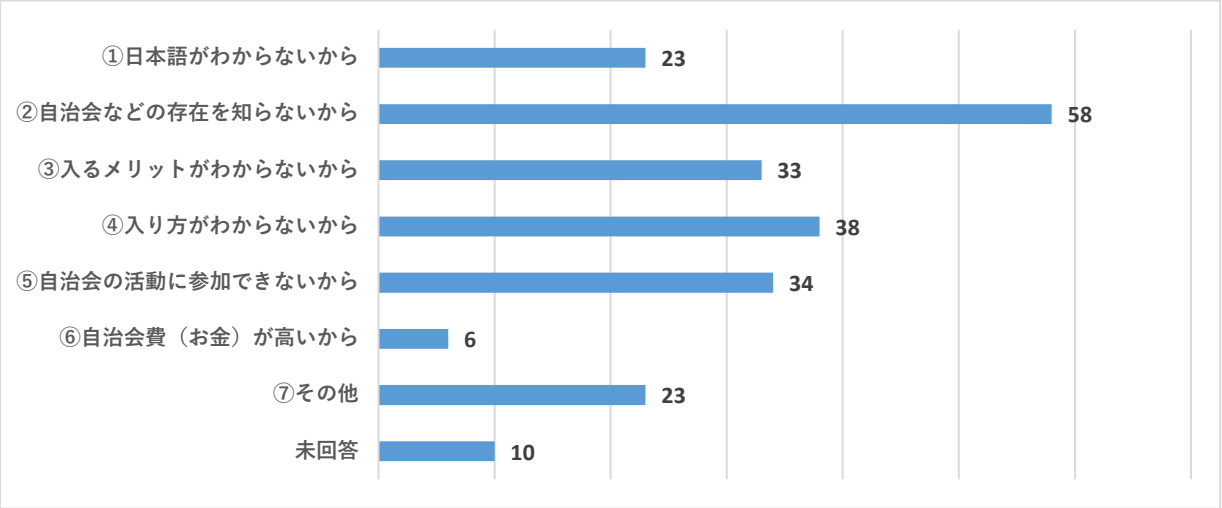
【Ⅵ.地域との交流について】

問１　自治会･町内会･区会に入っていますか。

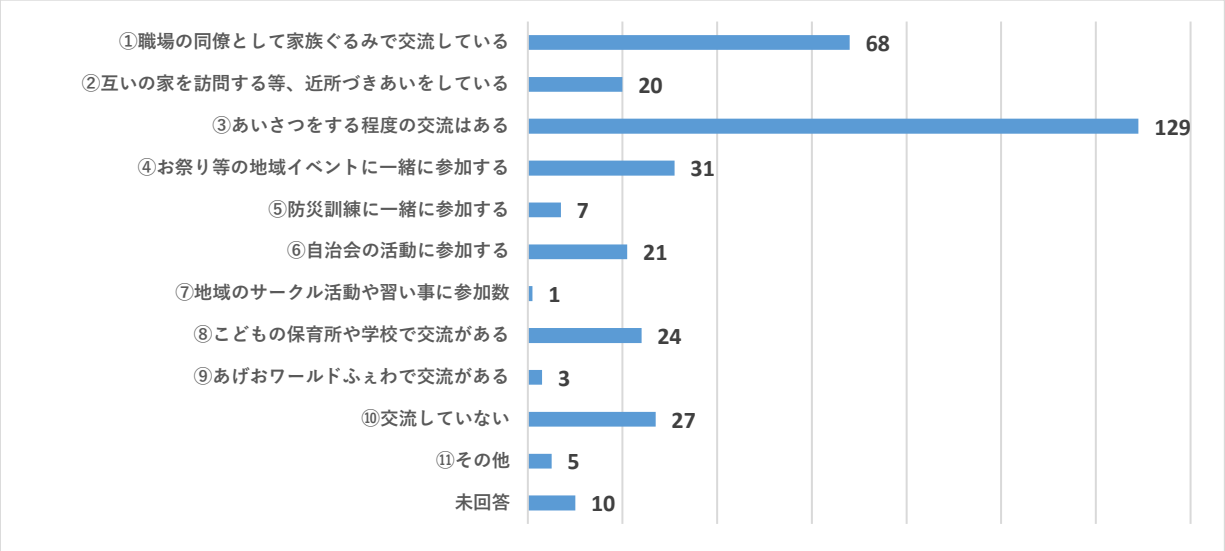


問2　問１で「②入っていない」を選んだ方のみ回答

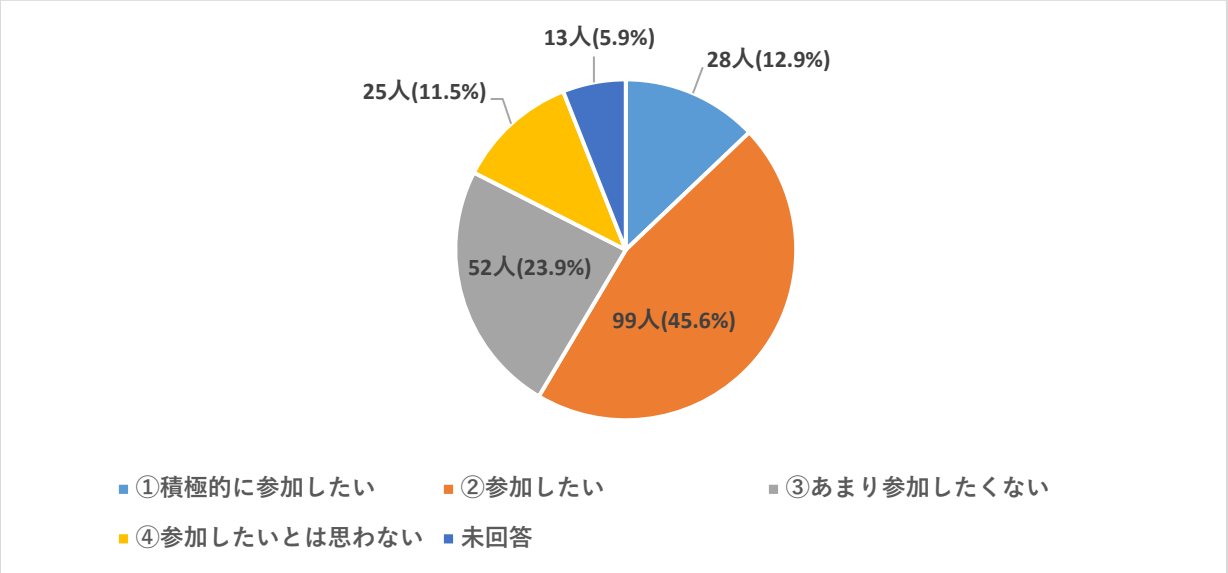
自治会等に入っていない理由は何ですか。(複数回答)



問3　今現在、地域の日本人とどのように交流していますか。(複数回答)

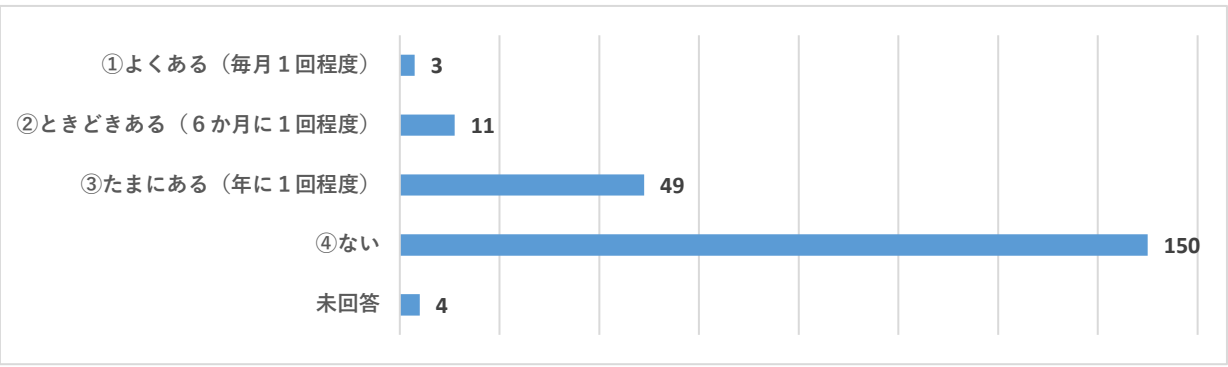


問4　地域の日本人と交流する機会があった場合、参加しますか。

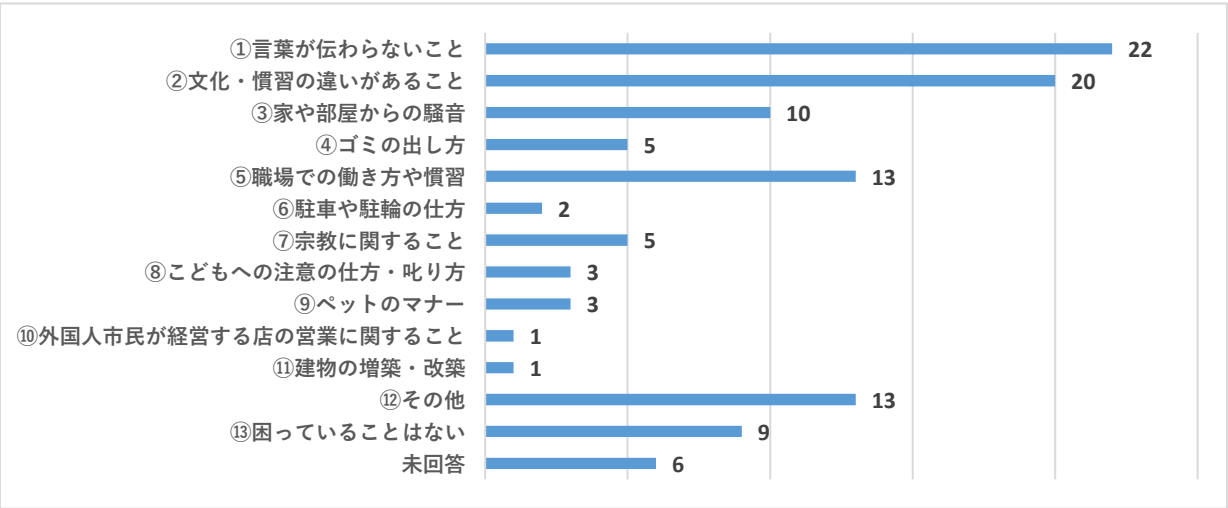


【Ⅶ.ルール・マナー・差別問題について】

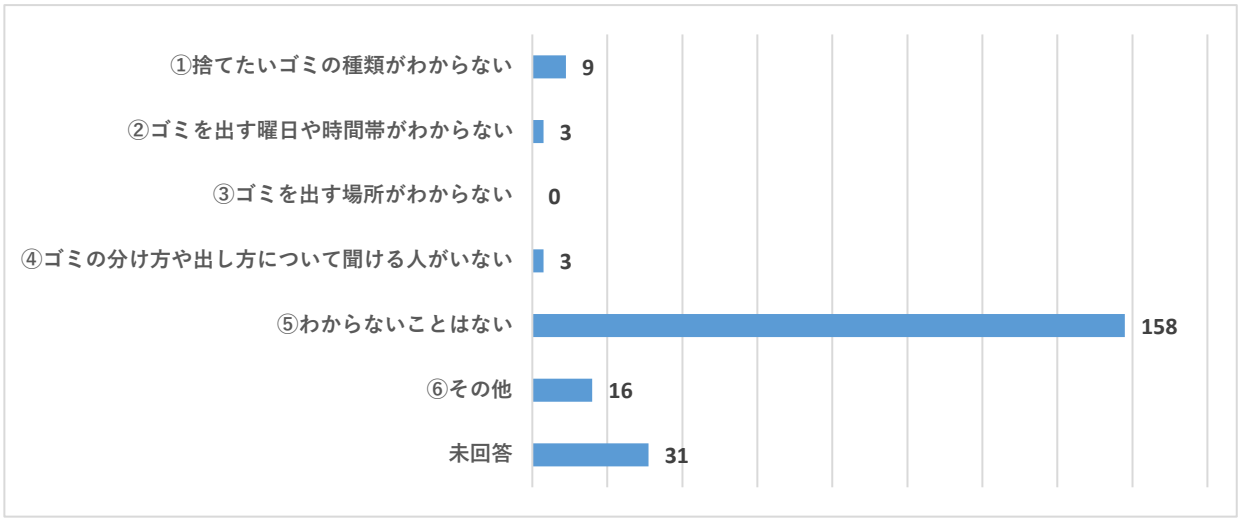
問1　日本人市民とトラブルになったことや困った経験はありますか。



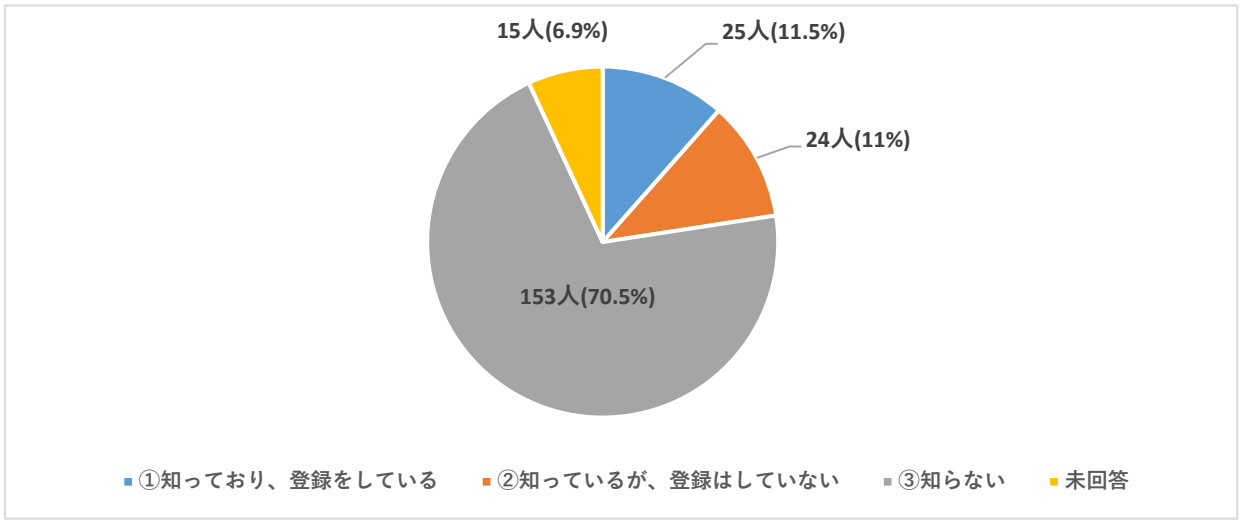
問2　※問1で「①よくある」「②ときどきある」「③たまにある」と回答した方のみ
トラブルや困った経験となった原因は何ですか。（複数回答）



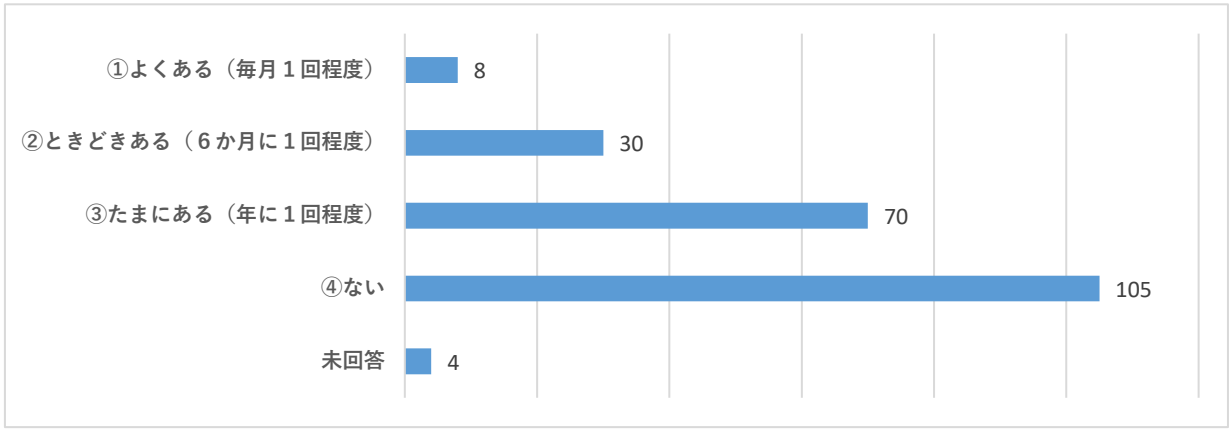
問3 ゴミの出し方や分け方でわからないことはありますか。



問4 ごみ収集アプリ「さんあーる」を知っていますか。また、登録をしていますか。

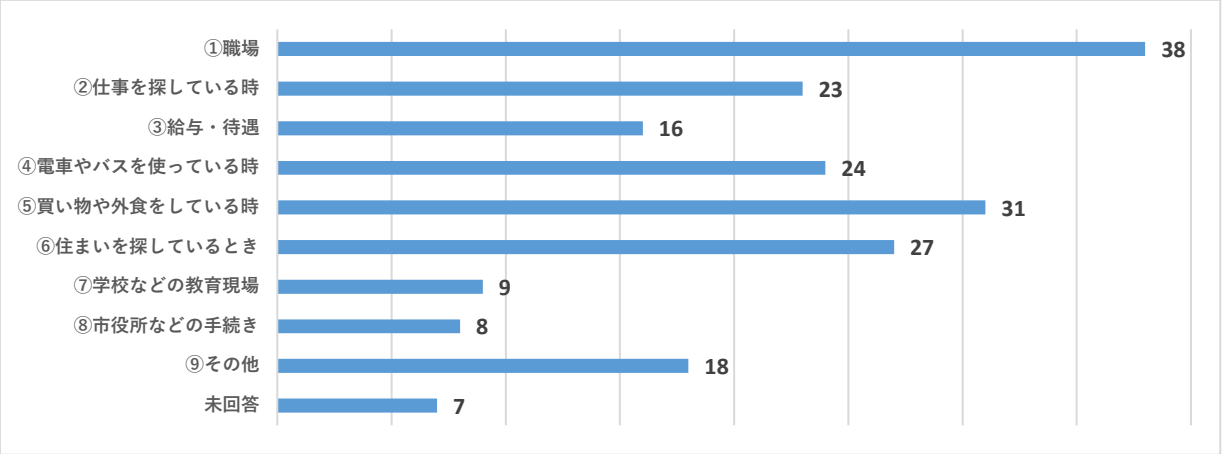


問5 差別や偏見を感じた経験はありますか。

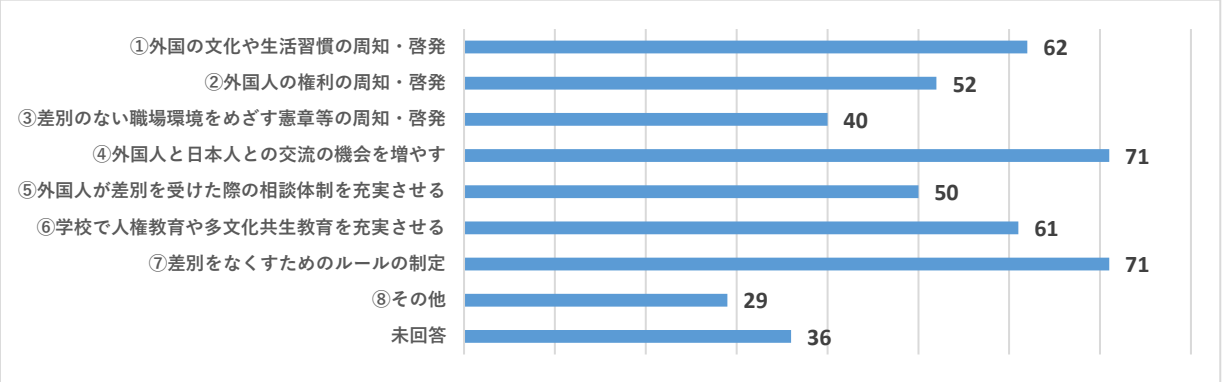


問6 ※問Ⅰで「①よくある」「②ときどきある」「③たまにある」を選んだ方のみ)

差別や偏見を感じたのはどんな時ですか。(複数回答)

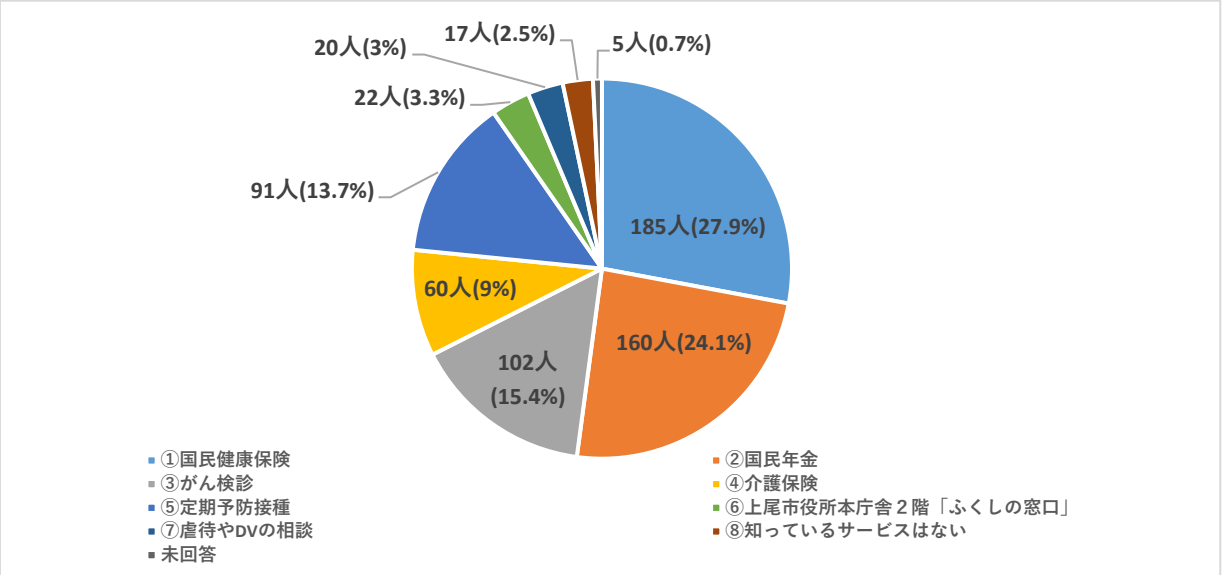


問7 あなたは、差別をなくし、人権を守るためにどのような取り組みや活動があるとよいと思いますか。(複数回答)

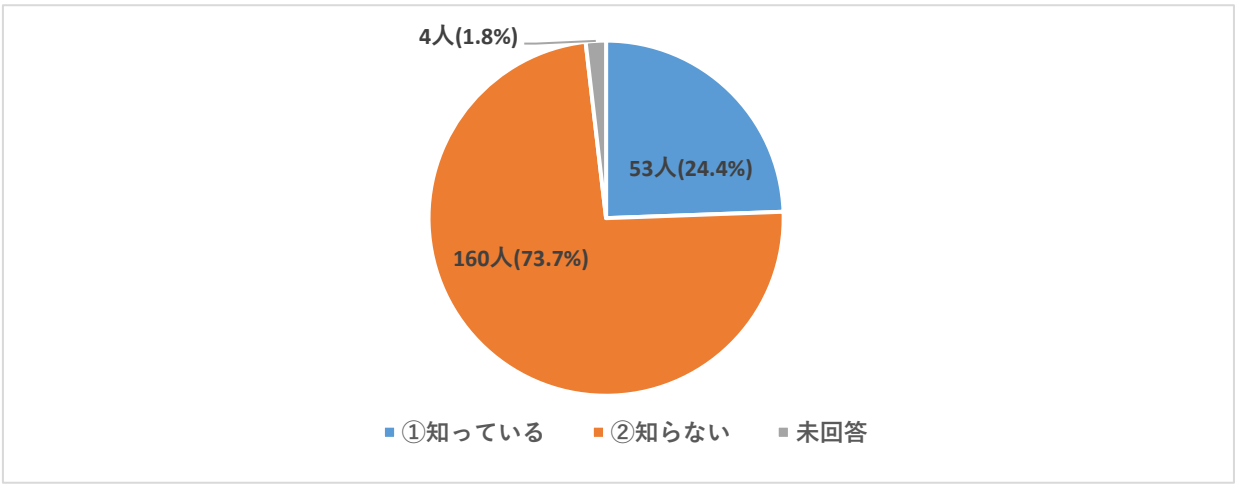


【Ⅷ.保険・医療・福祉について】

問Ⅰ.知っている行政サービスはどれですか。(複数回答)

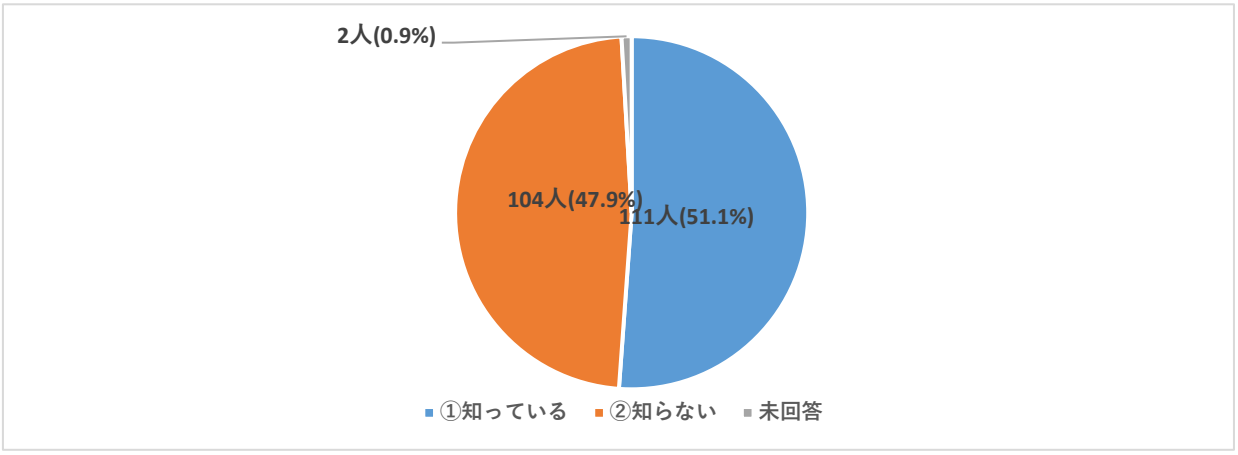


問2 119番通報等における多言語電話通訳サービスを知っていますか。

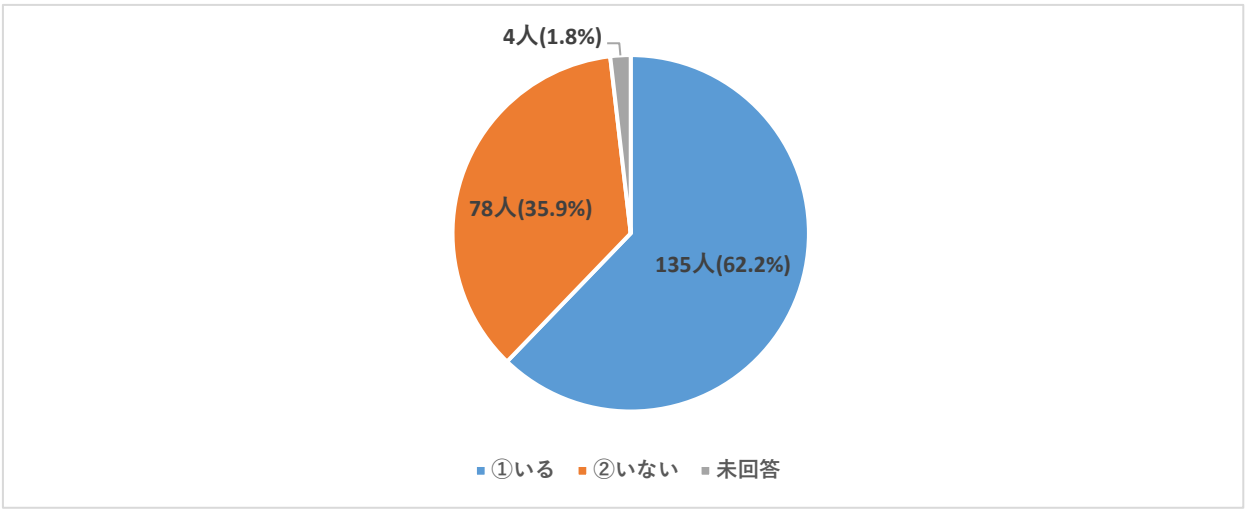


【IX.防災について】

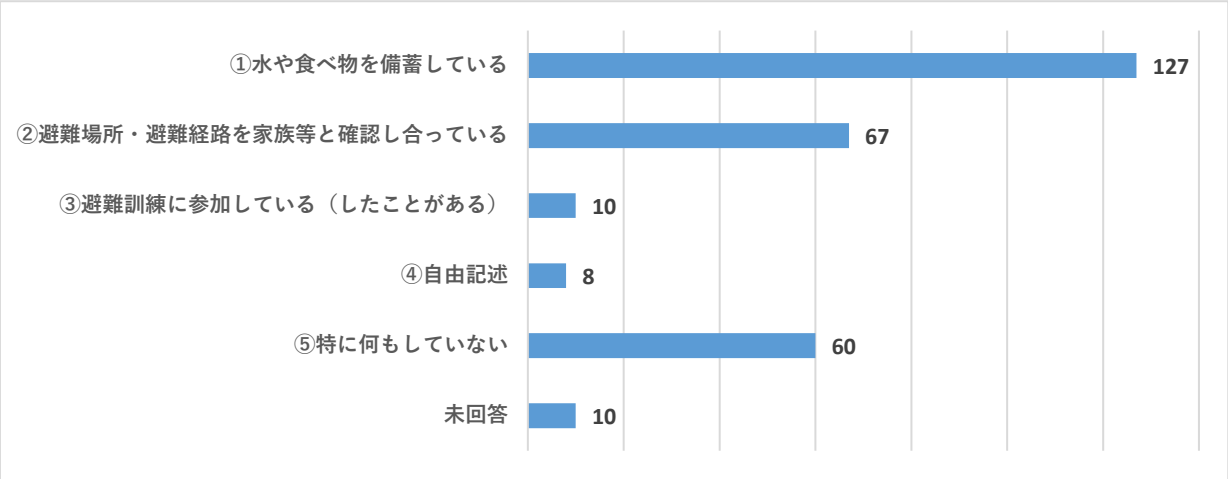
問1 地震や台風等で被害にあった時に逃げる場所を知っていますか。



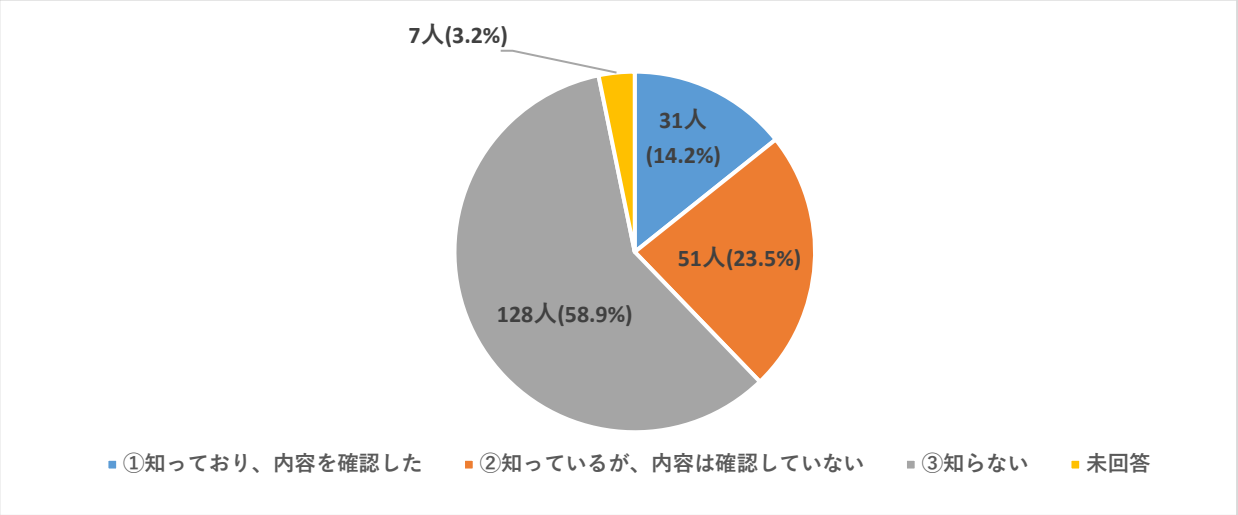
問2 地震や台風等で被害にあった時に助けを求める知人等はいますか。



問3 災害（地震や台風等）への備えとしてやっていることはありますか。（複数回答）

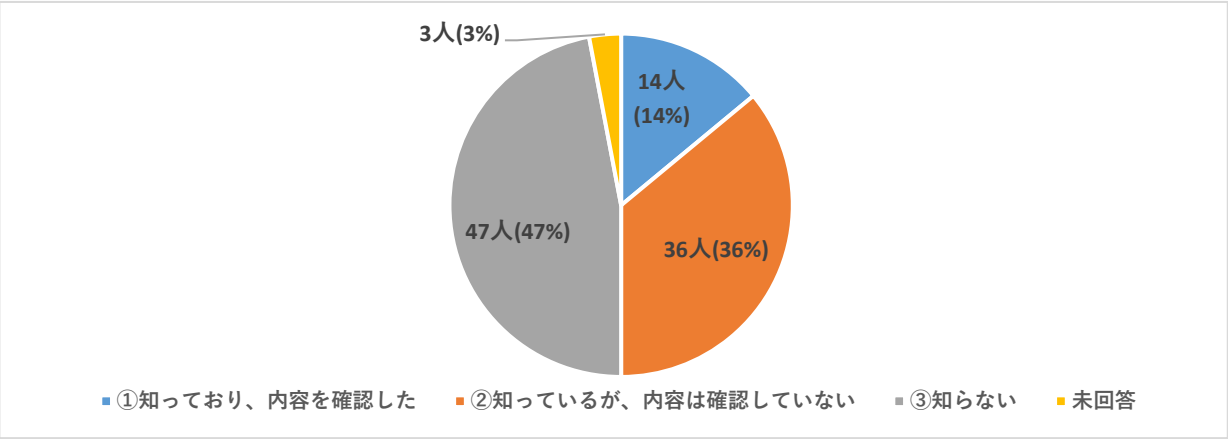


問4 「上尾市防災ガイドブック及び上尾市水害ハザードマップ」を知っていますか。また、内容を確認したことがありますか。

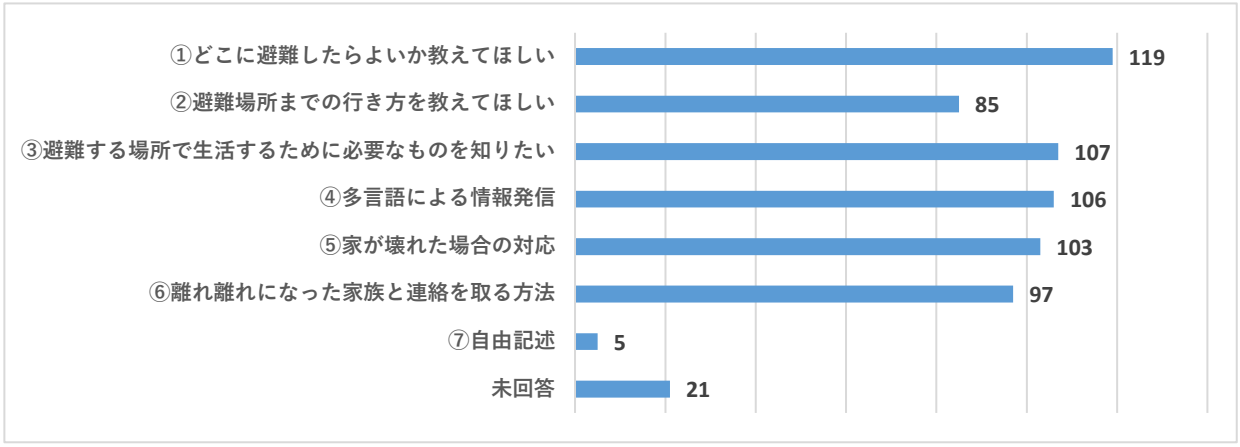


問5 （※問2で「①知っており、内容を確認した」「②知っているが、内容は確認していない」を選んだ方のみ）

「上尾市防災ガイドブック」及び「上尾市水害ハザードマップ」の多言語版を知っていますか。また、内容を確認したことがありますか。

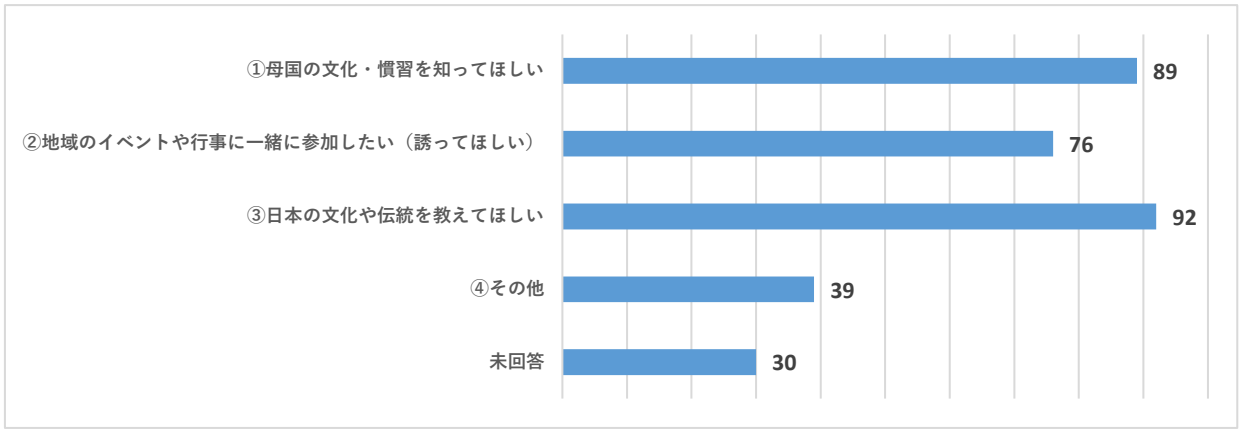


問6 災害（地震や台風等）の緊急時に市役所へどのようなサービスを望みますか。（複数回答）

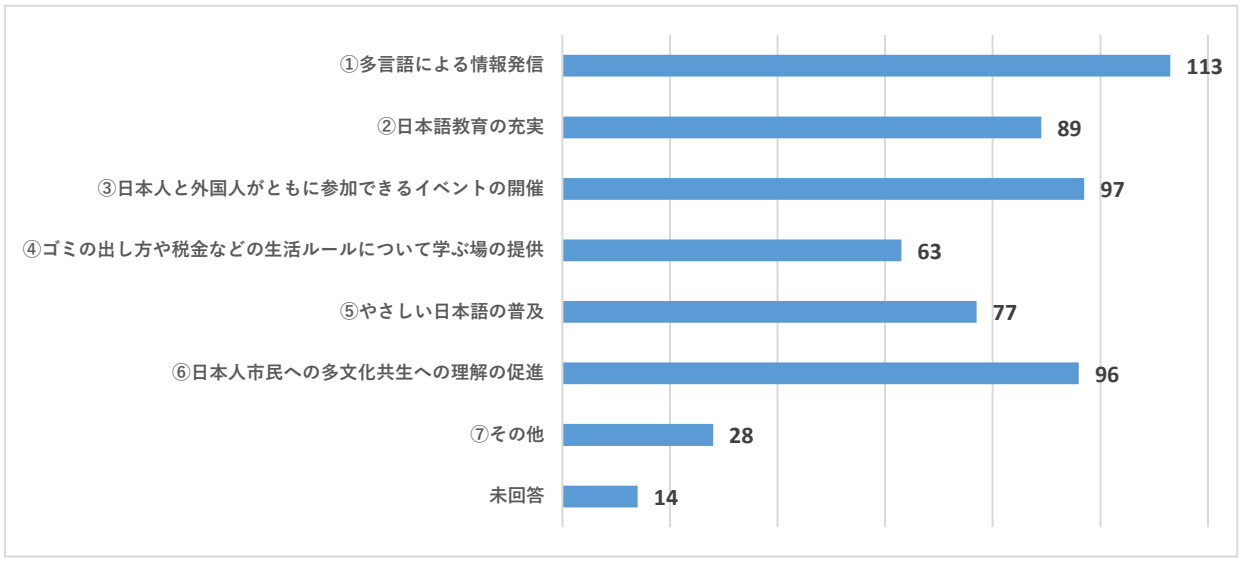


【X.多文化共生のまちづくりについて】

問1 外国人市民と日本人市民ともに暮らしやすいまちになるために、日本人市民に求めることは何ですか。（複数回答）



問2 外国人市民にとって暮らしやすいまちになるために、市に求める取り組みは何ですか。（複数回答）



日本人市民アンケート集計結果

1. 調査の目的

本調査は、第3次上尾市多文化共生推進計画の策定を目的としています。誰もが住みやすいまちを目指し、日本人市民の生活状況や課題を把握するために実施するものです。

2. 調査期間

令和7年11月7日から11月28日まで

3. 調査対象者

市内に住む18歳以上の日本人市民500人（住民基本台帳から無作為抽出）

4. 調査方法

抽出した対象者に調査票を郵送し、返送または Web により回答。

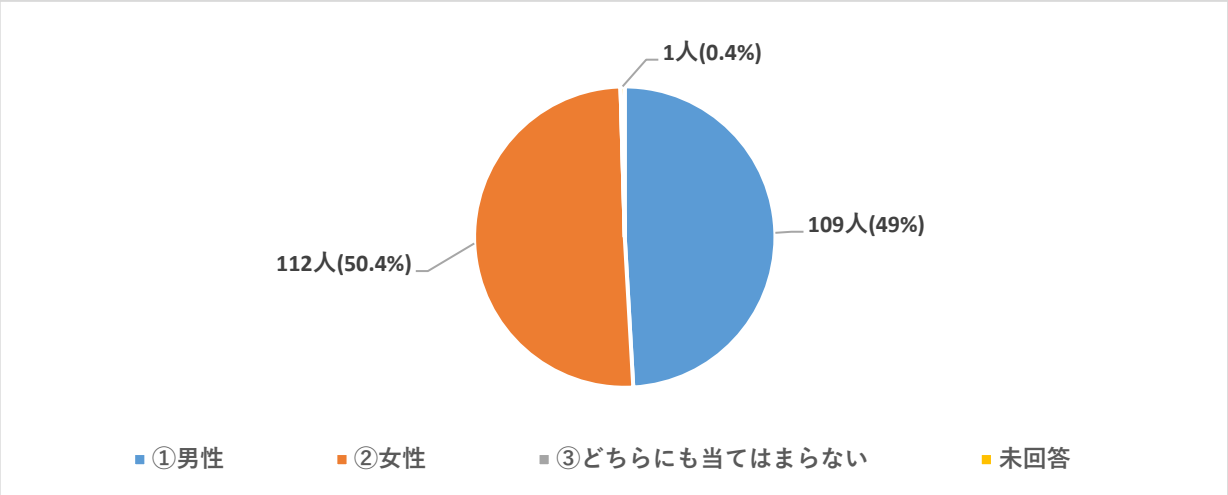
5. 回収数と回収率

対象者	有効回収数	回収率
日本人（500 名）	222件 （うち Web 回答は54件）	44.4%

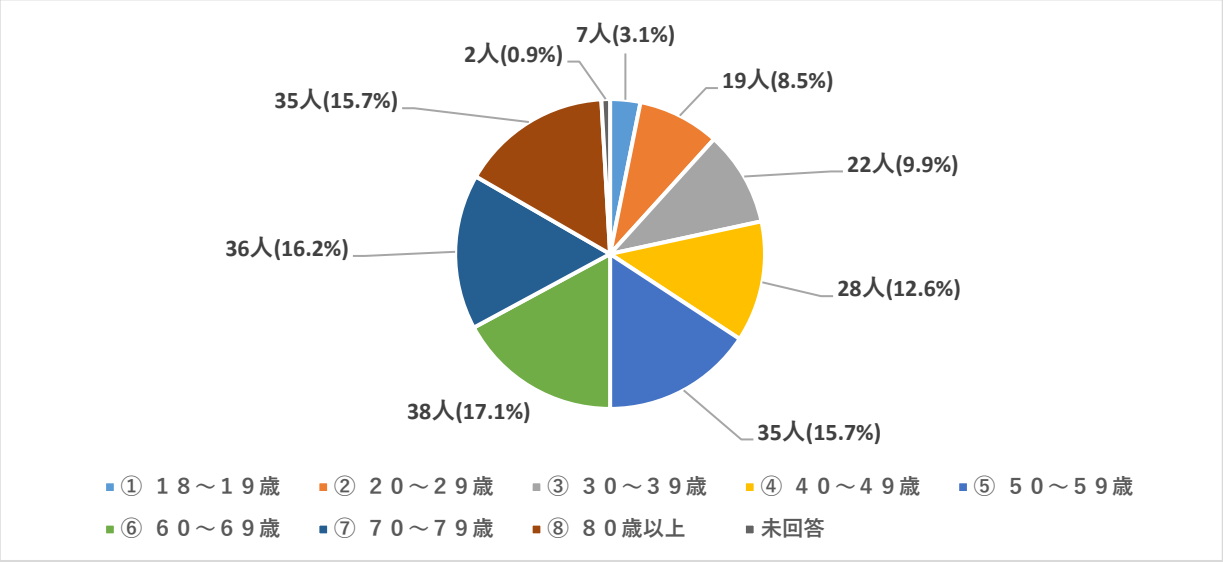
6. 集計結果

【1. 回答者について】

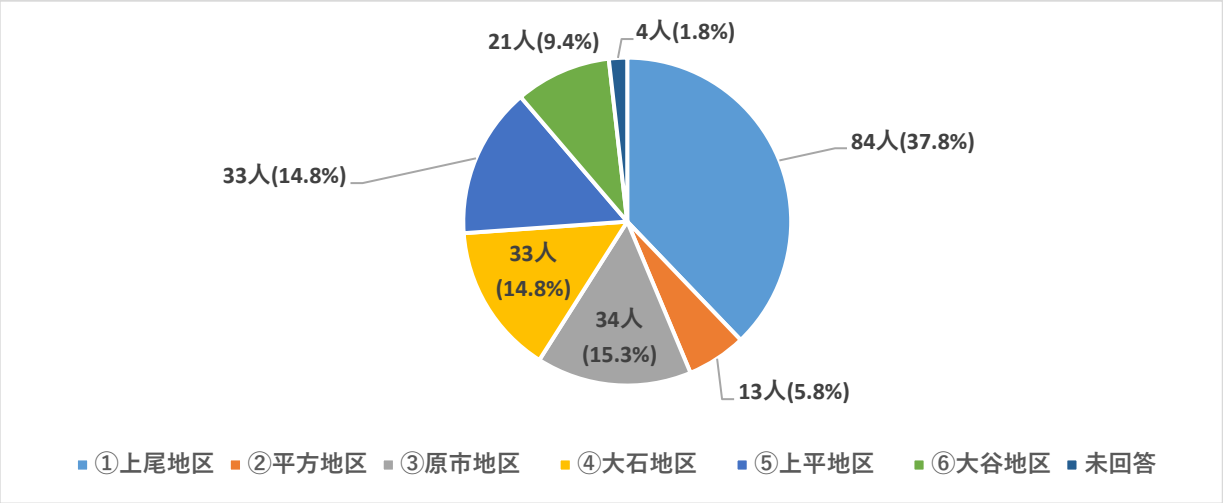
問1 性別



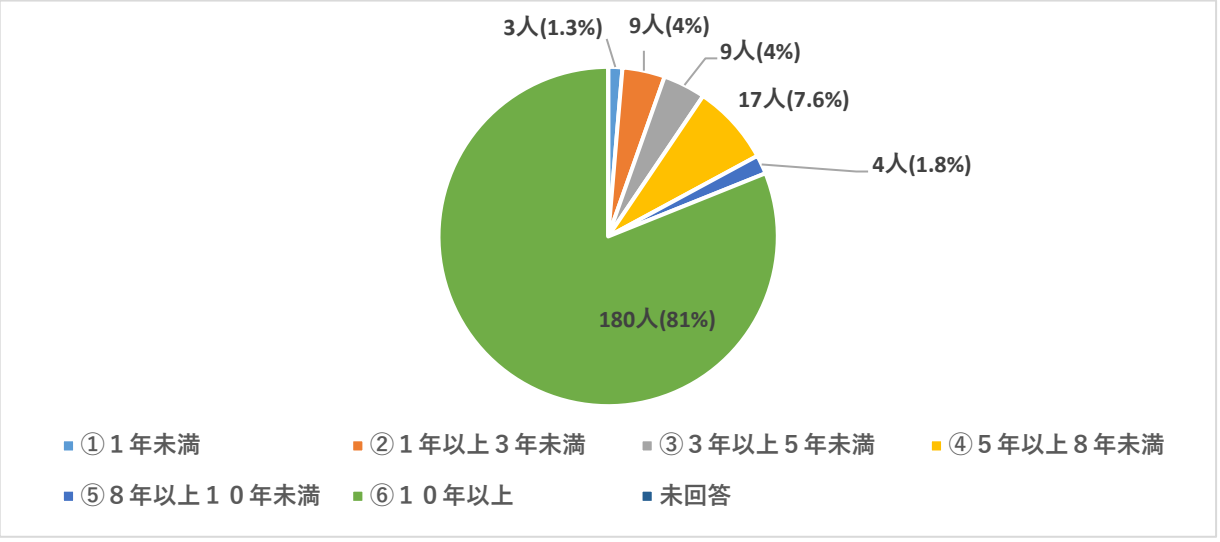
問2 年齢



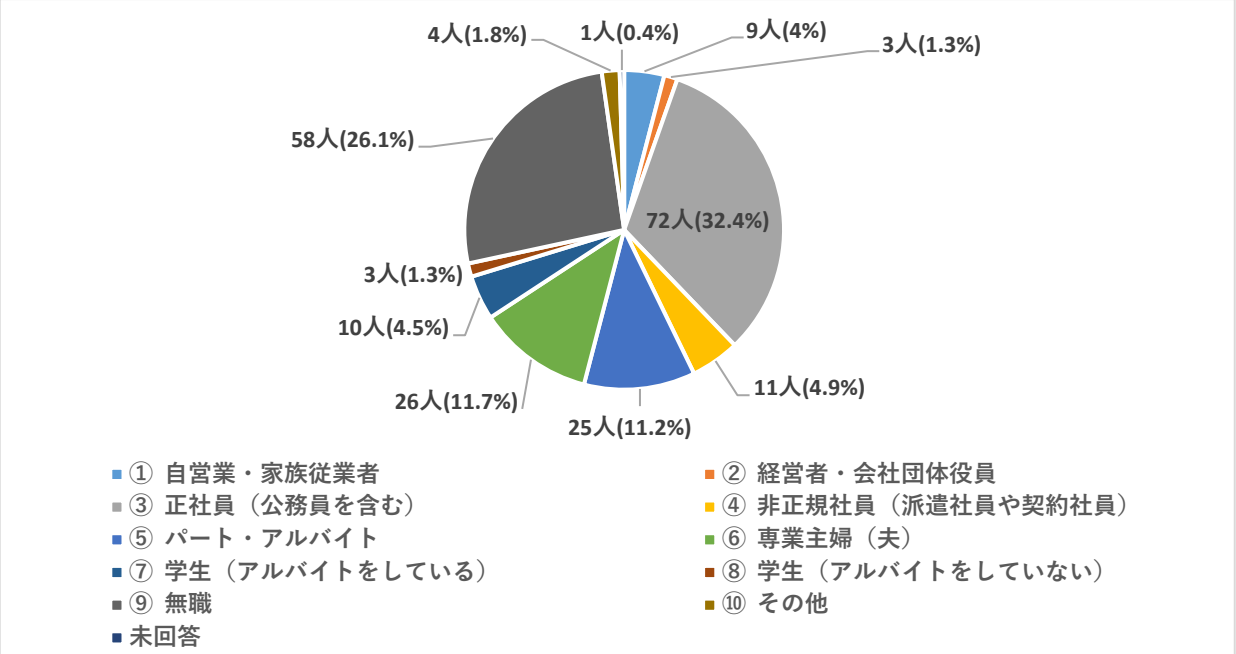
問3 あなたの居住地区はどこですか。



問4 上尾市での居住年数は何年ですか。

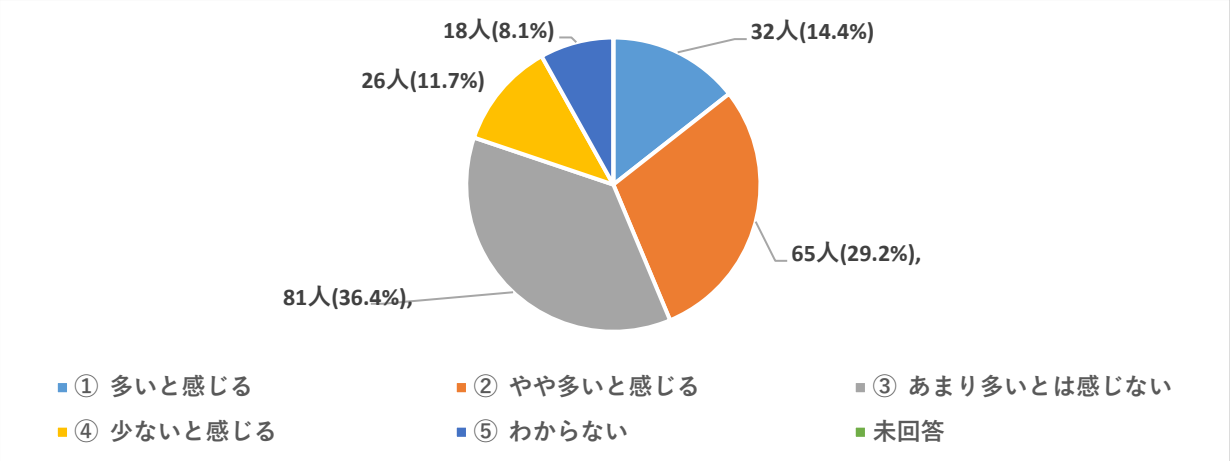


問5 現在の職業等として当てはまるものは何ですか。

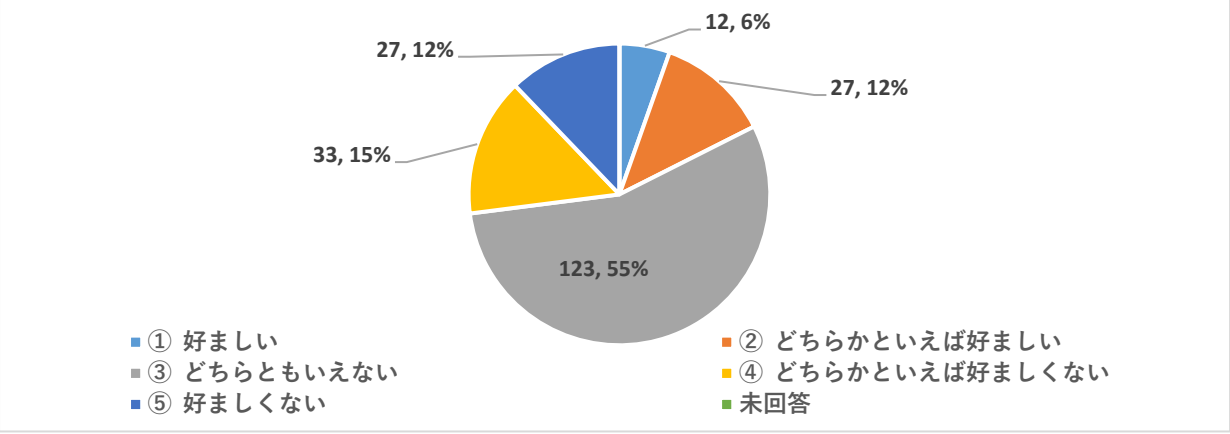


【Ⅱ.暮らしについて】

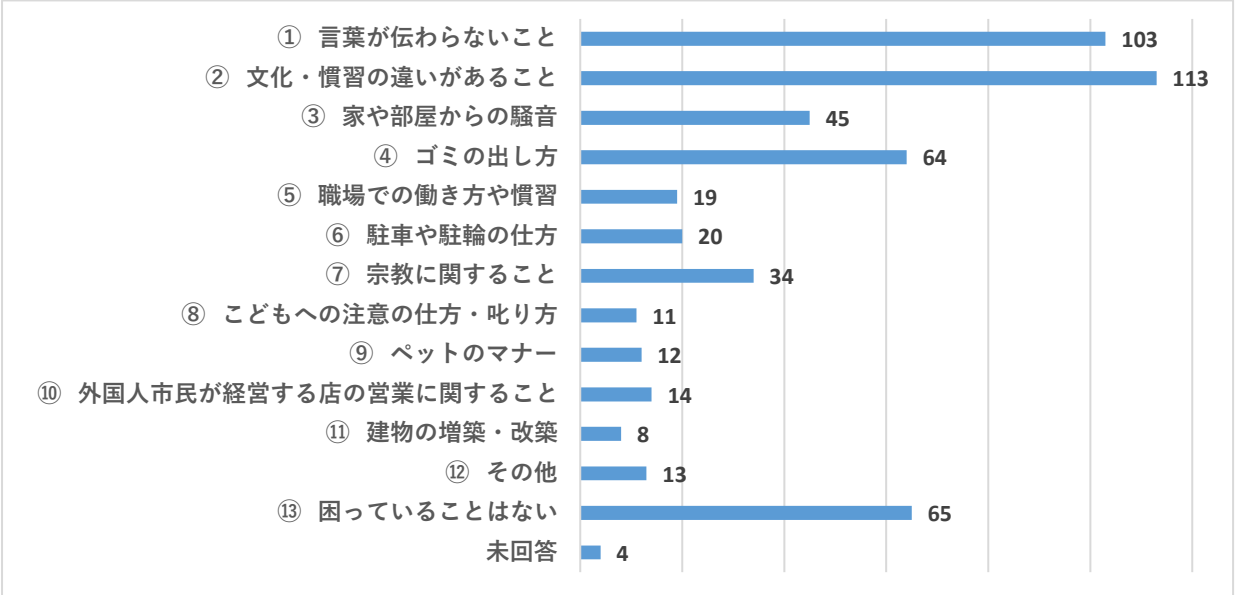
問1 あなたの住んでいる地域は、外国人市民が多い・多くなったと感じますか。



問2 あなたは、近所に外国人市民が住むことについてどう思いますか。

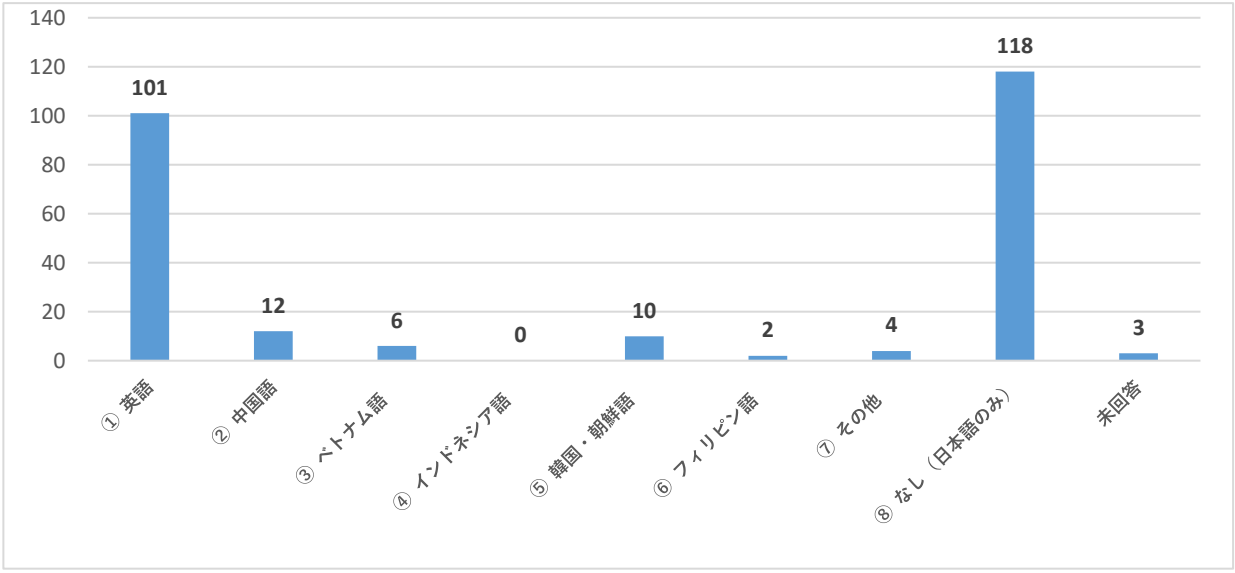


問3 外国人市民と共生するにあたり困っていることはありますか。(複数回答)

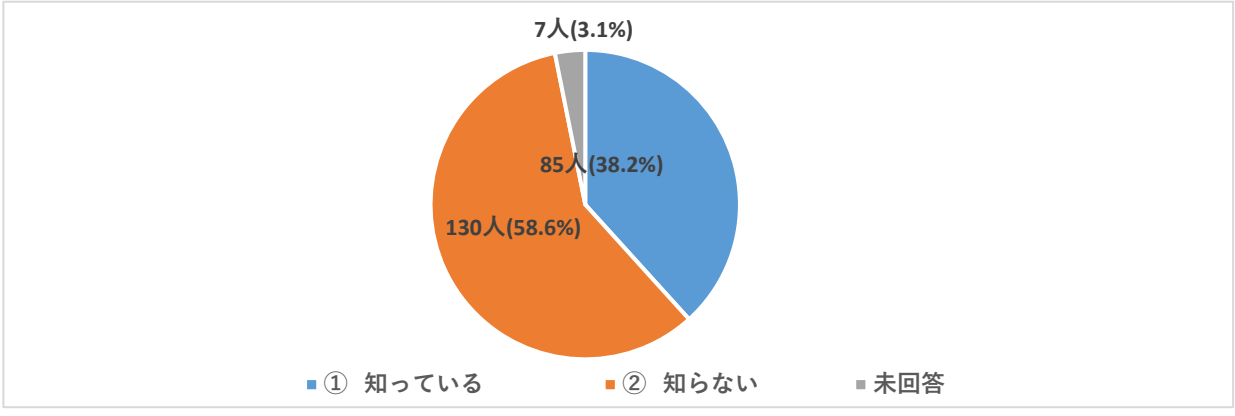


【Ⅲ. 言葉について】

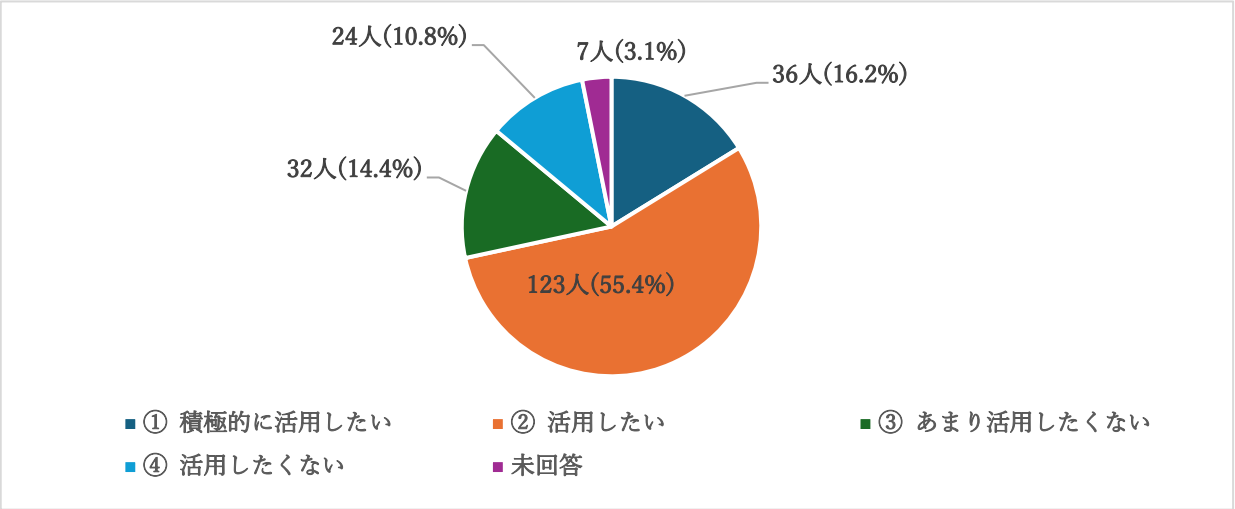
問1 これまで外国人と外国語で会話をしたことがありますか。(複数回答)



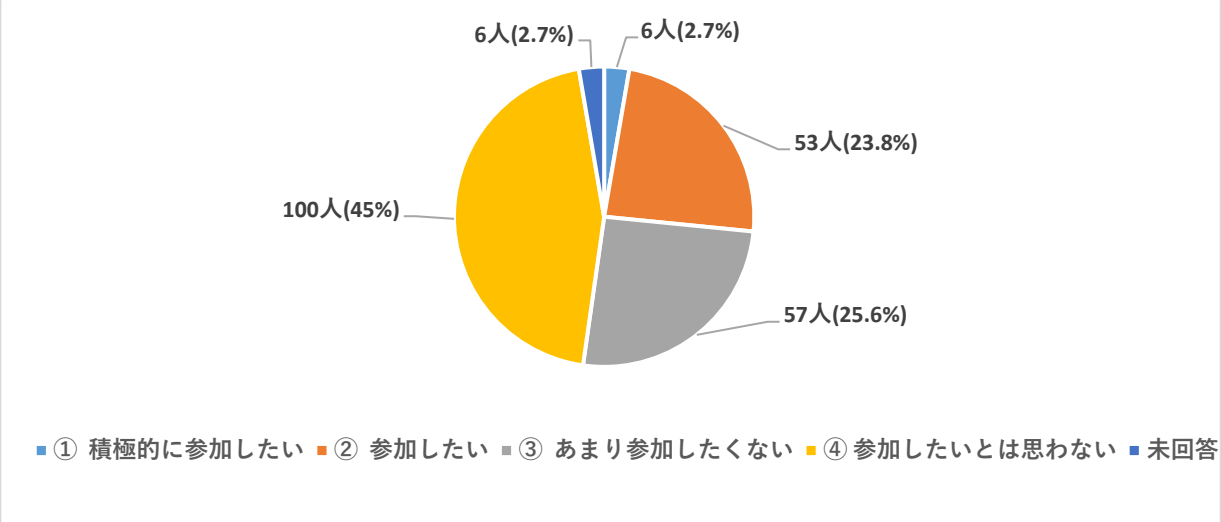
問2 「やさしい日本語」を知っていますか。



問3 やさしい日本語について、今後外国人市民とのコミュニケーション手段のひとつとして活用したいと思いますか。

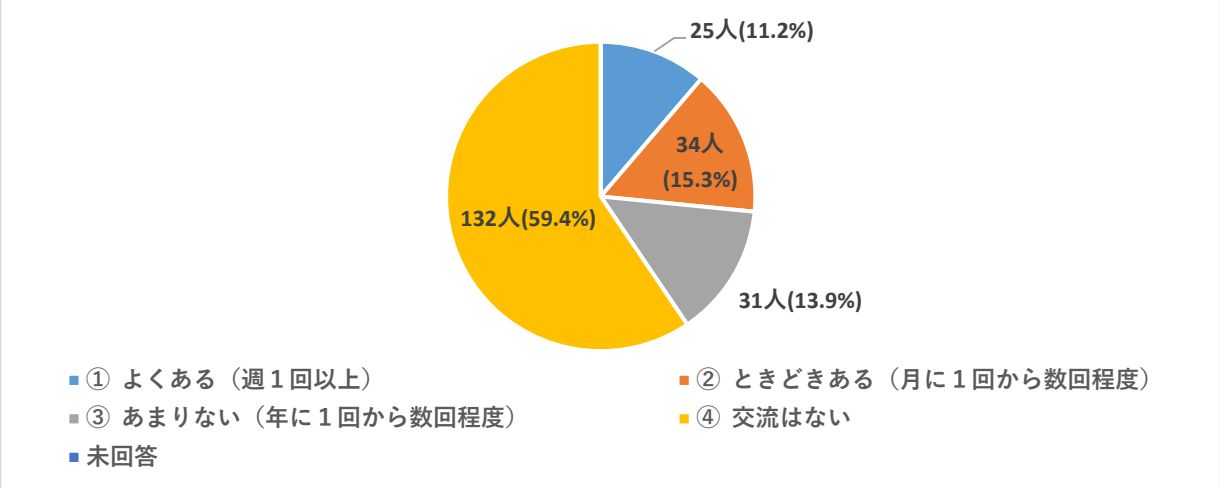


問 4 今後、やさしい日本語の学習機会があった場合、参加したいと思いますか。

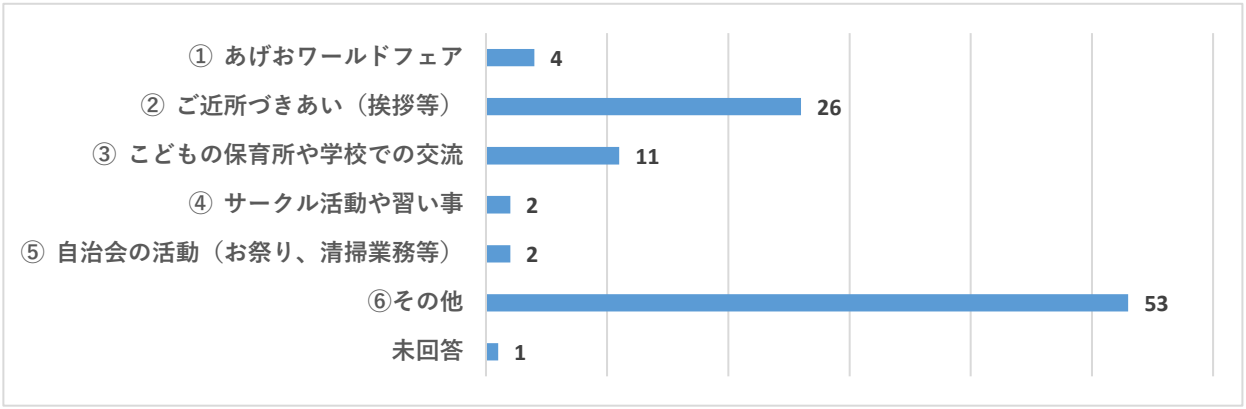


【Ⅳ. 外国人市民との交流について】

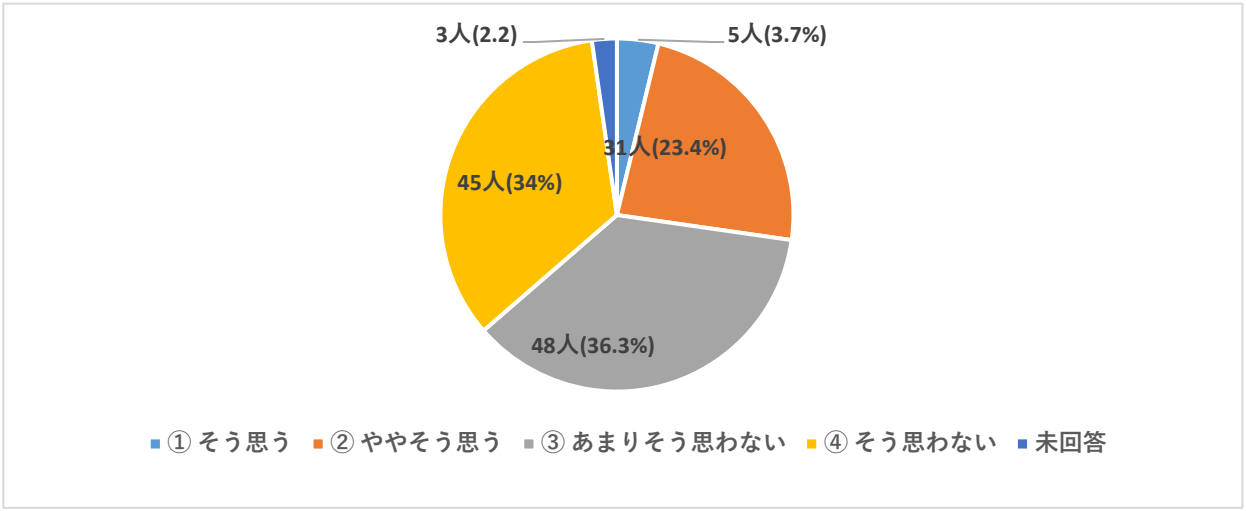
問 1 あなたは地域や職場・学校等で外国人との交流はありますか。



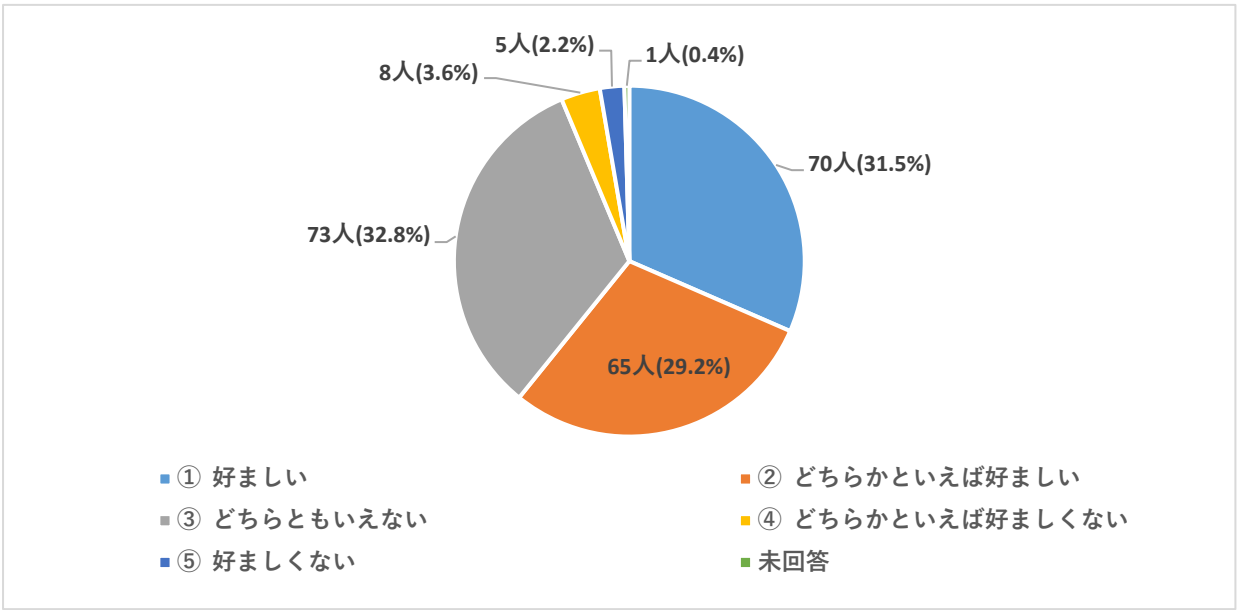
問2 ※問Ⅰで「①よくある」「②ときどきある」「③あまりない」と回答した方のみ
どのような機会に交流をしていますか。(複数回答)



問3 ※問Ⅰで「④交流はない」と回答した方のみ
今後交流の機会があった場合に積極的に参加したいと思いますか。



問4 外国人市民が、地域の交流に参加することに対してどのように考えますか。



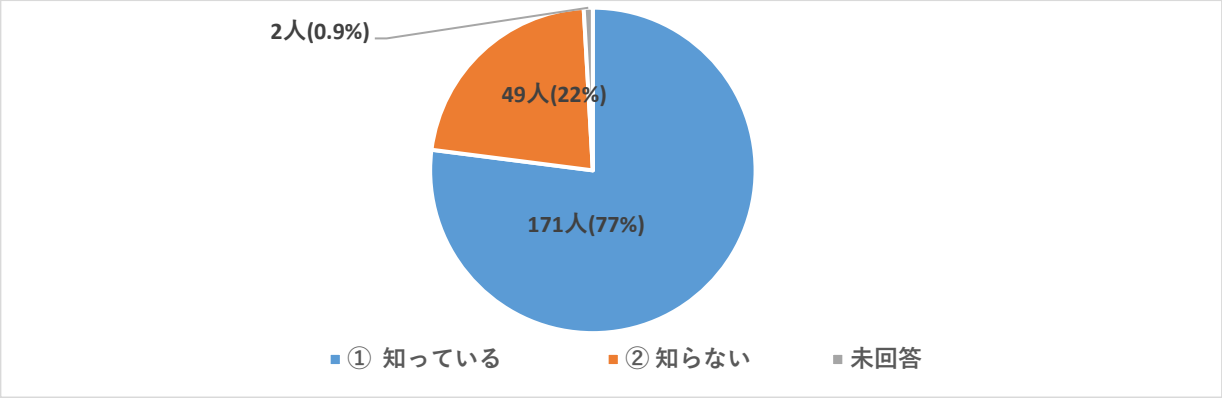
問5 ※問4で「④どちらかといえば好ましくない」「⑤好ましくない」と回答した方のみ
そのように考える理由をお書きください。

理由

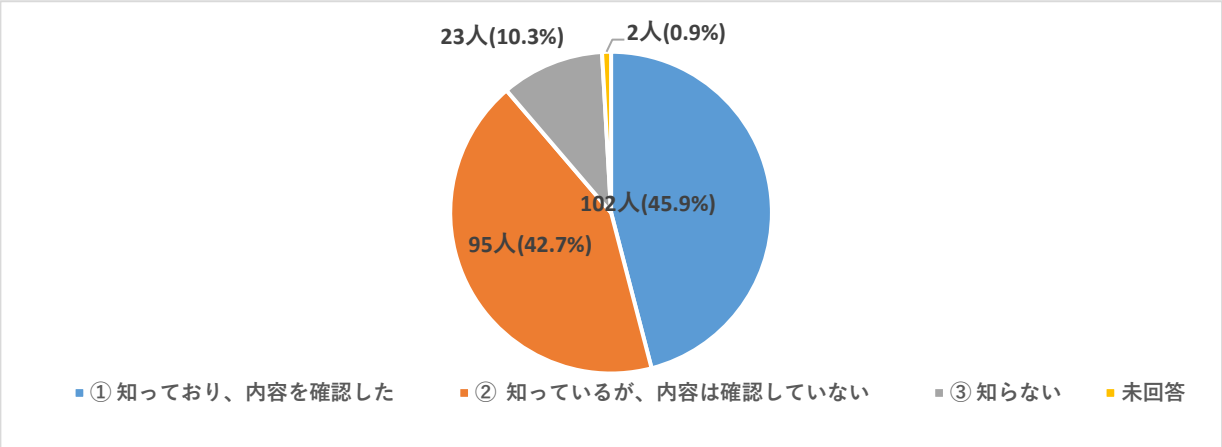
・外国人が好きではない。
・共生を希望していないため、川口市のようになりたくない。
・言葉の違い。生活習慣の違い。
・見たくない。
・関わりたくない。
・言葉の伝わらない事、文化宗教の違いがある。
・伝統が壊されてしまう可能性があるため。
・外国人に良いイメージがないから。
・特に理由はありません。
・外国人と交流する必要がない。

【Ⅴ.防災について】

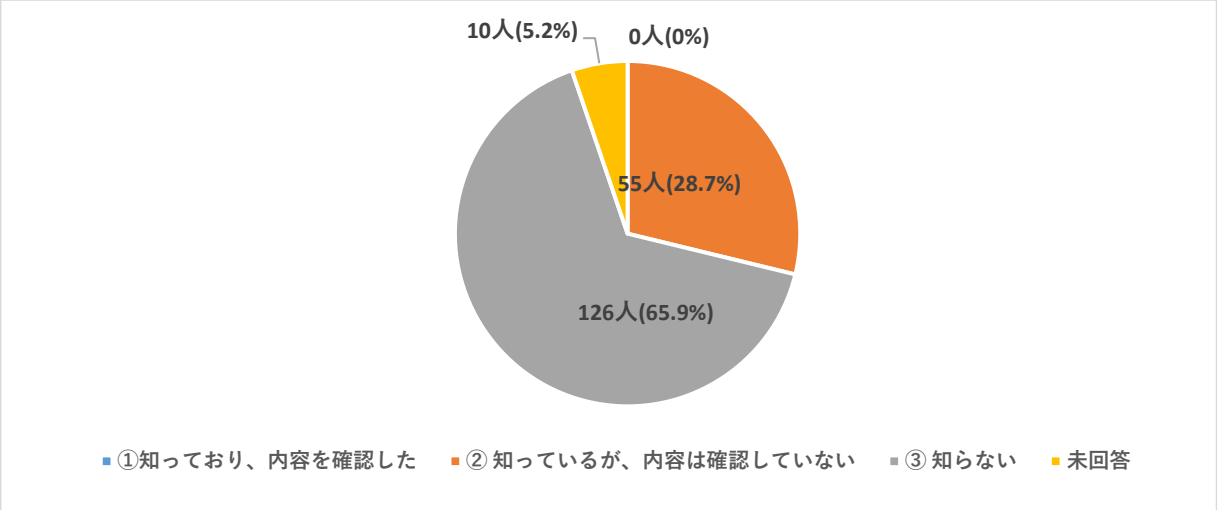
問1 災害が起きて被害を受けた際の避難場所・避難所を知っていますか。



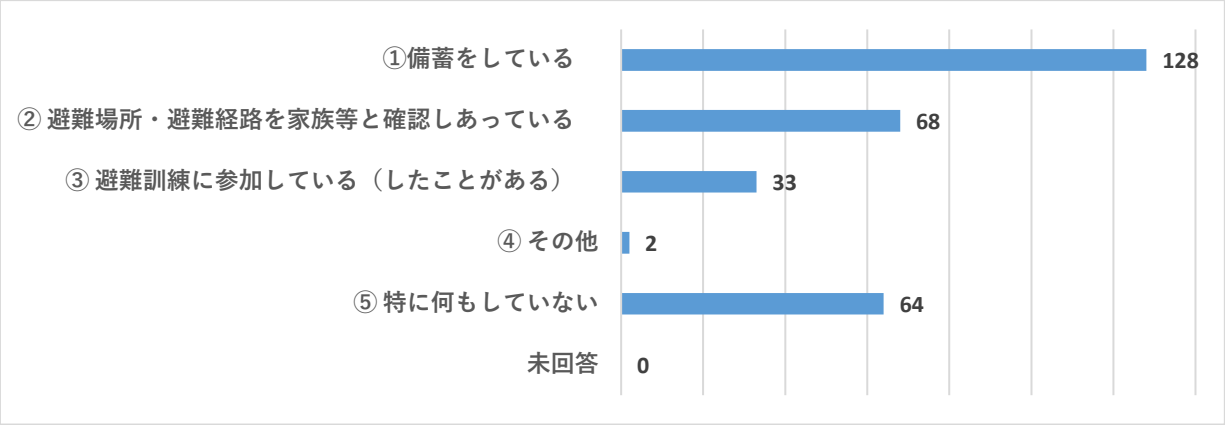
問2 「上尾市防災ガイドブック」及び「上尾市水害ハザードマップ」を知っていますか。また、内容を確認したことがありますか。



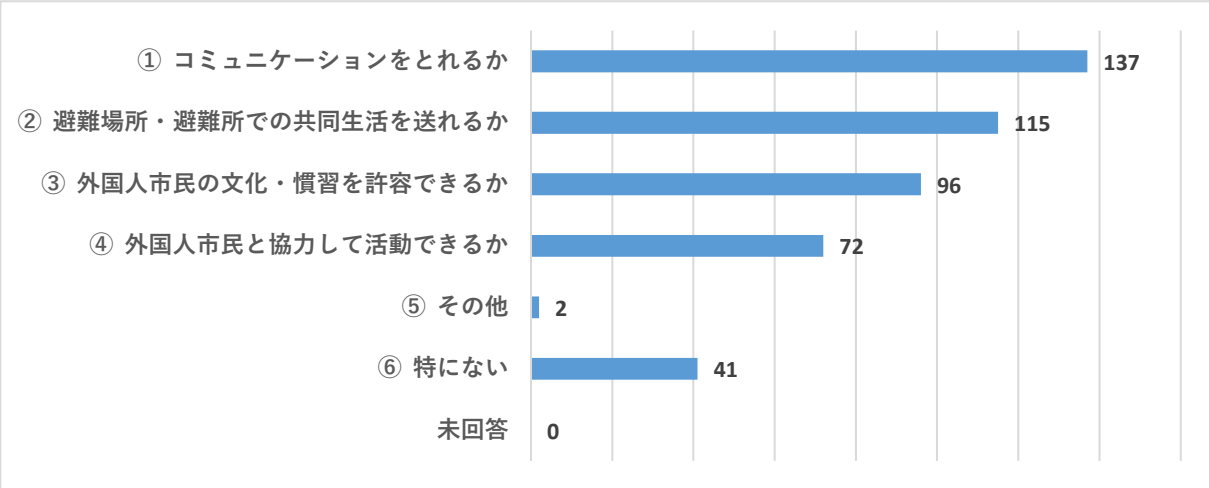
問3 （※問2で「①知っており、内容を確認した」「②知っているが、内容は確認していないを選んだ方のみ）「上尾市防災ガイドブック」及び「上尾市水害ハザードマップ」の多言語版を知っていますか。また、内容を確認したことがありますか。（1つに○）



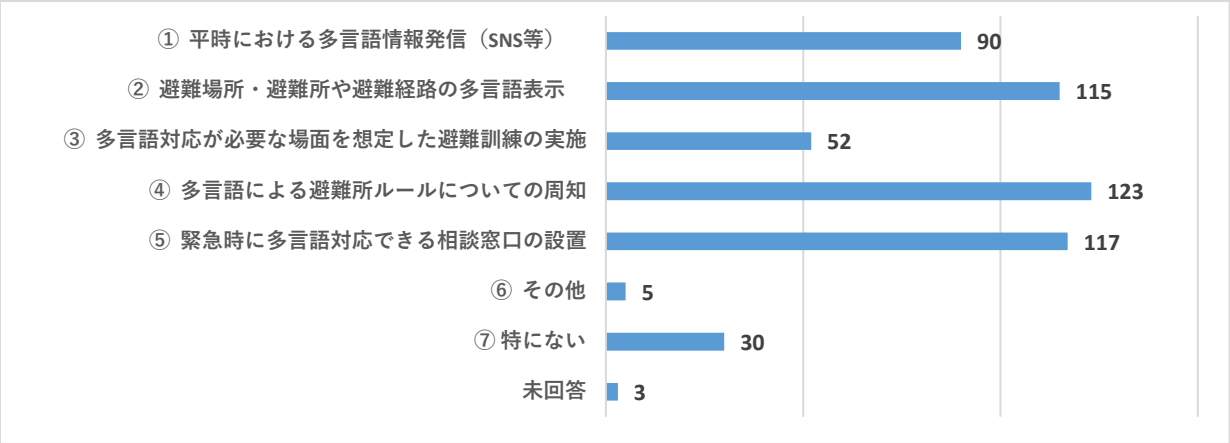
問4 地震等の災害への備えとしてやっていることはありますか。（複数回答）



問5 地震等の災害があったときに、外国人市民とともに避難するにあたり、心配なことはありますか。（複数回答）

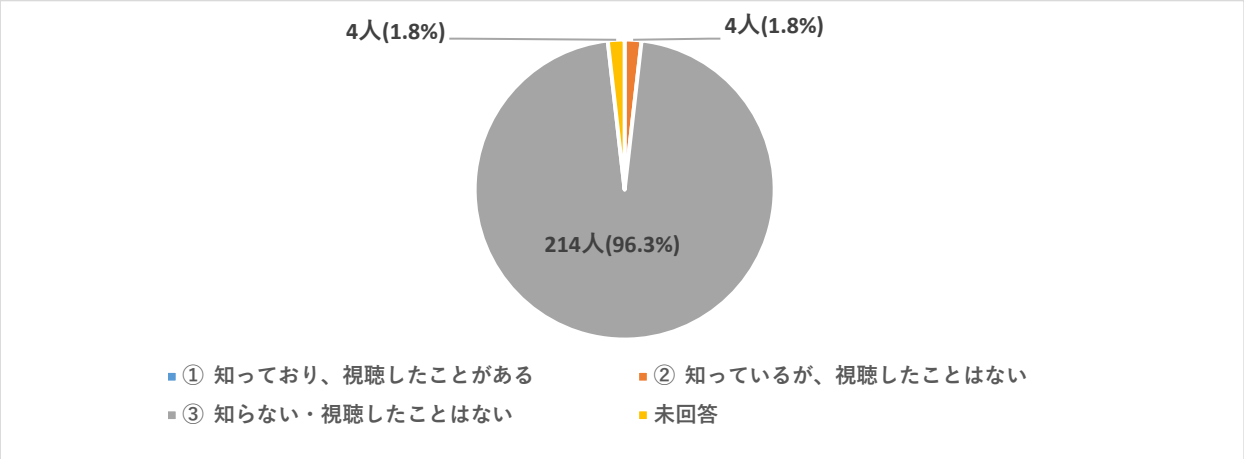


問6 災害等の緊急時に向けた外国人市民向けの対策として、市へどのような対応を望みますか。(複数回答)



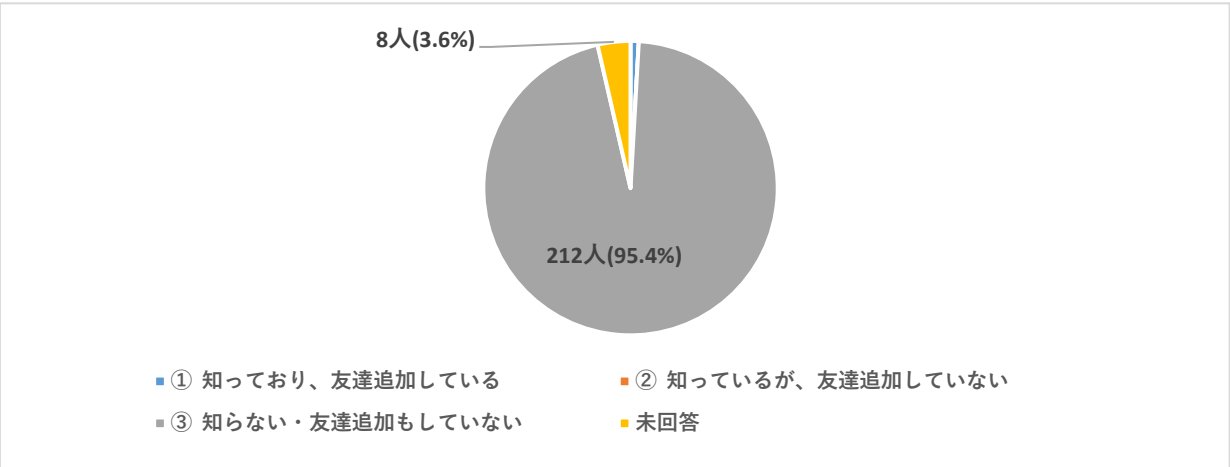
【Ⅵ. 多文化共生のまちづくりについて】

問1「外国人市民向け生活オリエンテーション動画」を知っていますか。また、視聴したことがありますか。

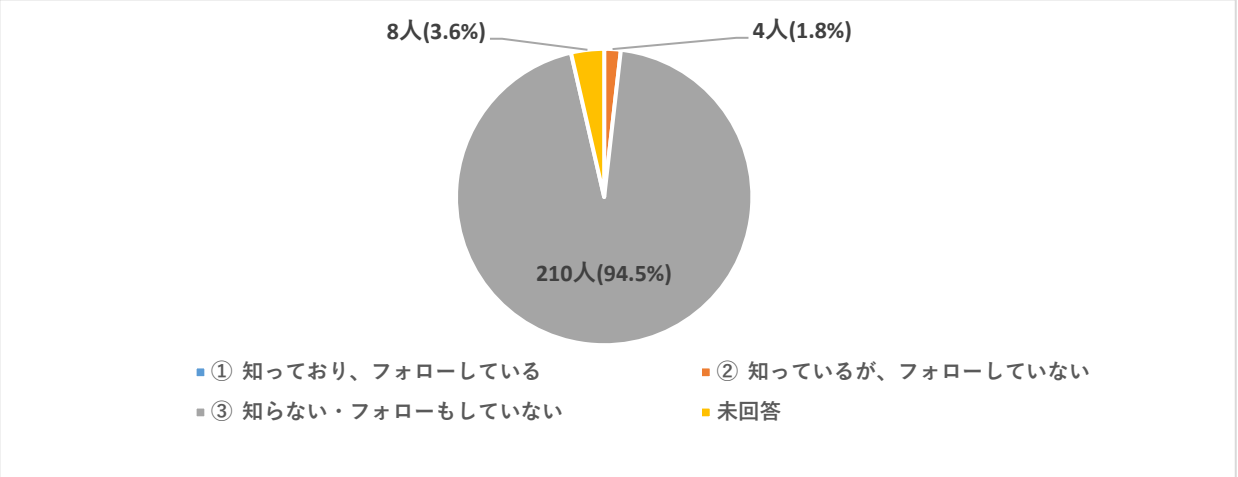


問2 外国人市民向け SNS アカウント「ハローコーナー」(LINE、X、Facebook)を知っていますか。また、友達追加・フォローをしていますか。(それぞれ1つに○)

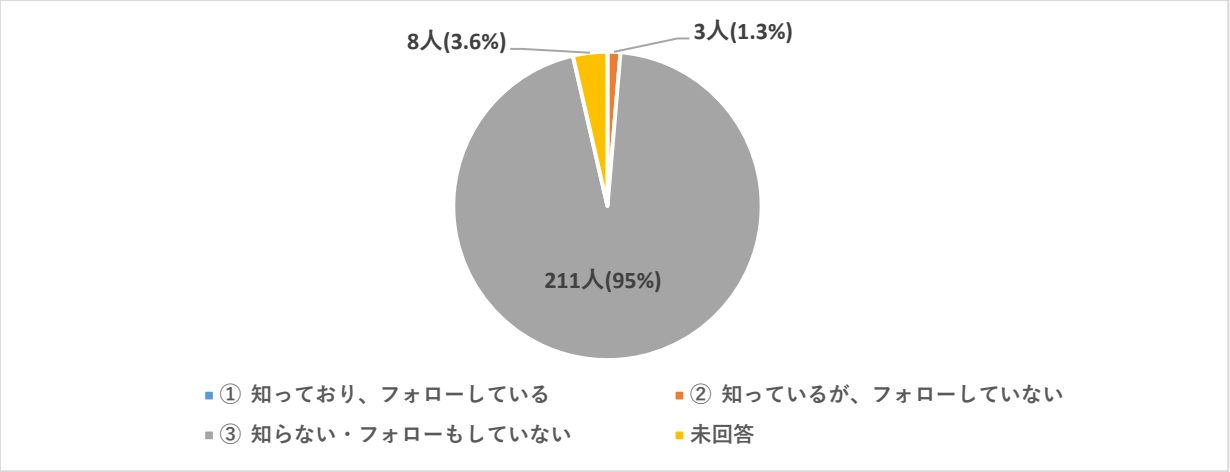
・LINE「ハローコーナー」



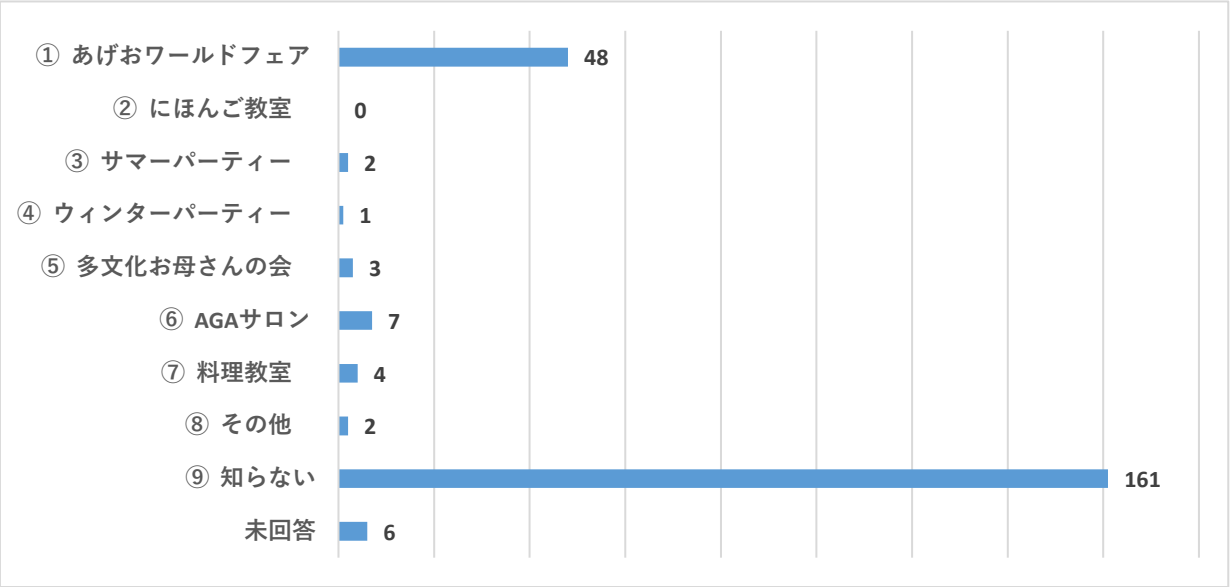
・X「ハローコーナー」



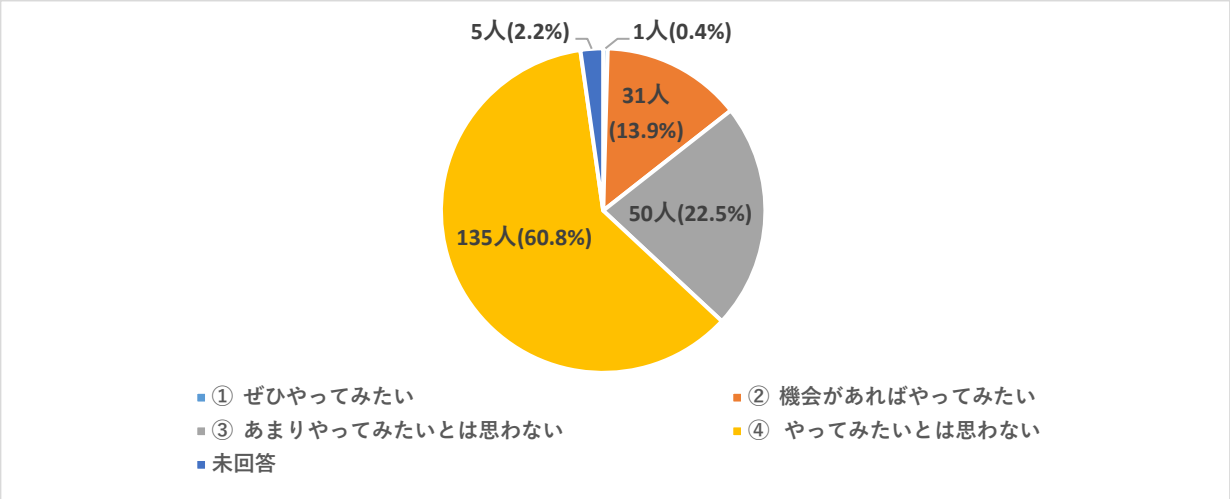
・Facebook「ハローコーナー」



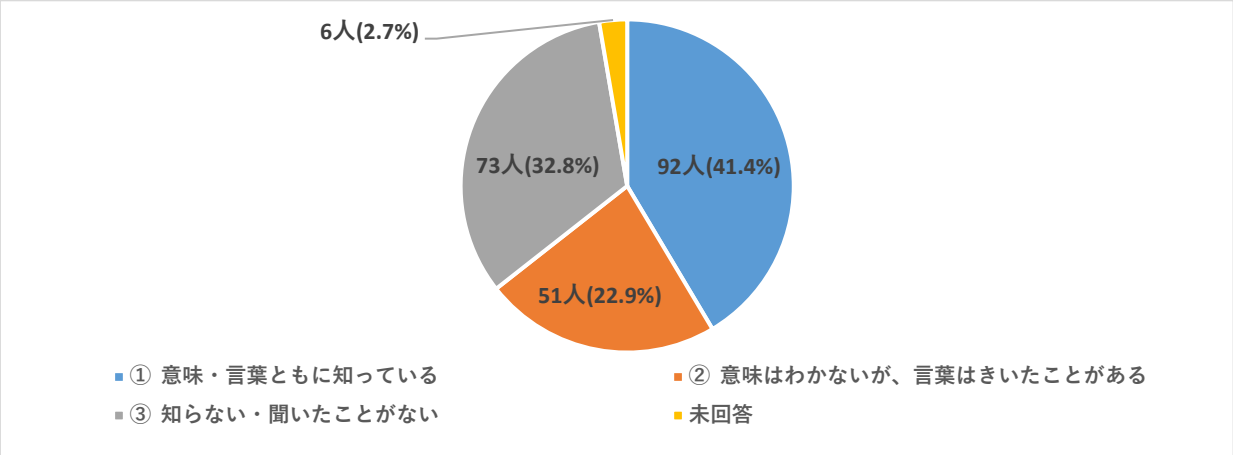
問3「上尾市国際交流協会」で行っている次の活動を知っていますか。(複数回答)



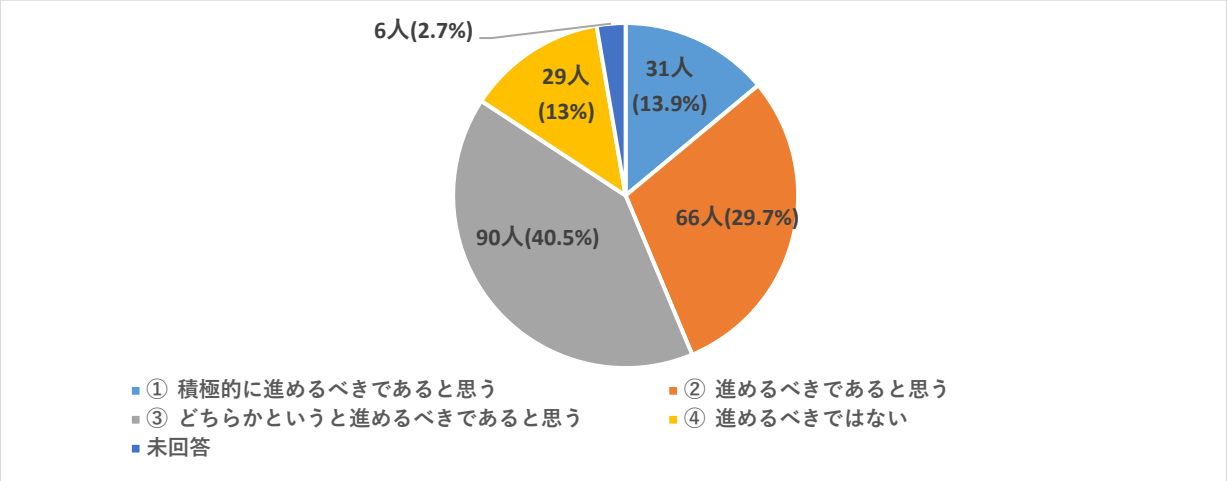
問4 上尾市国際交流協会が行っている「にほんご教室」（毎週火曜日・水曜日）について、日本語を教えるボランティアとして活動してみたいと思いますか。



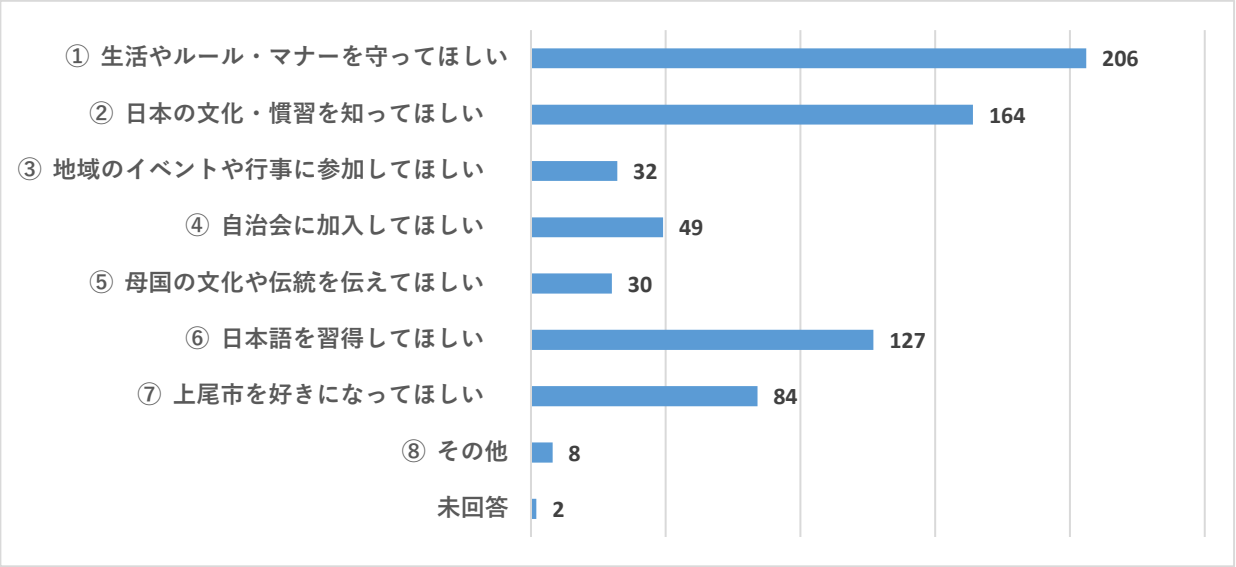
問5 「多文化共生」という言葉を知っていますか。



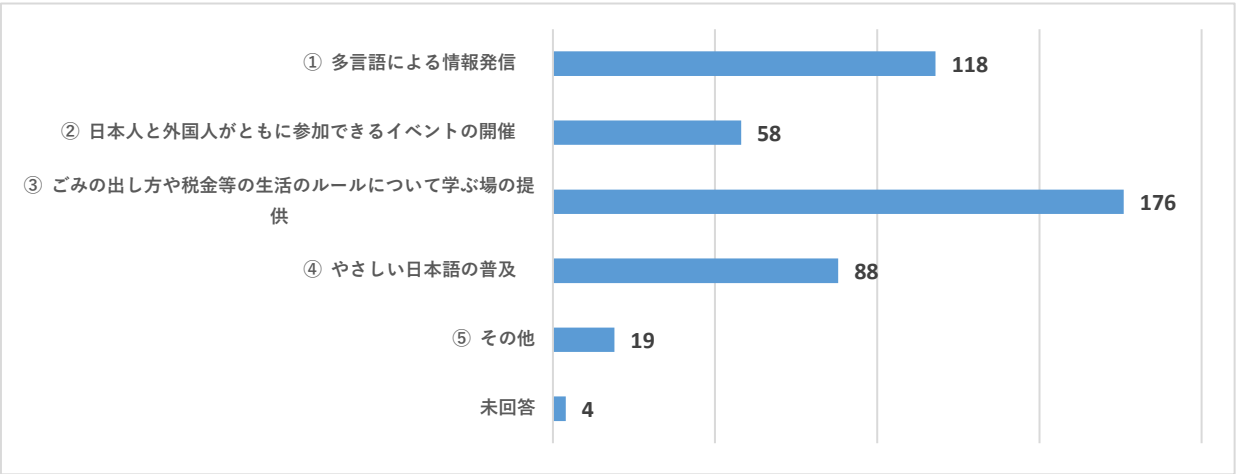
問6 上尾市では、現在多文化共生の推進に取り組んでいます。多文化共生の推進に市が取り組むことに対してどのように思いますか。



問7 日本人市民と外国人市民ともに暮らしやすいまちになるために、外国人市民に求めることは何ですか。（複数回答）



問8 日本人市民と外国人市民ともに暮らしやすいまちになるために、市に求める取り組みは何ですか。（複数回答）



上尾市多文化共生推進委員会条例

令和6年 12 月 24 日
条例第 34 号

（設置）

第1条　本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 上尾市多文化共生推進計画（本市における多文化共生の推進に関する計画をいう。次号において同じ。）の策定及び変更に関すること。

(2) 上尾市多文化共生推進計画に基づく施策の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第7条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（報告）

第8条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するも

のとする。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和　31　年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程

令和7年3月28日
訓令第1号

（設置）

第1条　第3次上尾市多文化共生推進計画（上尾市多文化共生推進委員会条例（令和6年上尾市条例第34号。第8条第1項において「条例」という。）第2条第1号に規定する上尾市多文化共生推進計画であって、令和9年度から令和13年度までをその計画の期間とするものをいう。以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、第3次上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　推進計画の案の作成に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第3条　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2　委員は、別表に掲げる課に属する職員のうちから、それぞれ当該課の長が指名した者をもって充てる。

（設置期間）

第4条　検討会議の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

（会議）

第5条　検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　検討会議は、検討会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（関係者等との協議）

第6条　検討会議は、その所掌事務を遂行するに当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

（協力要請）

第7条　検討会議は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者及び関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

（報告）

第8条　検討会議は、推進計画の案を作成したときは、その内容を上尾市多文化共生推進委員会（条例第1条の規定に基づき設置された上尾市多文化共生推進委員会をいう。以下この条において「委員会」という。）に報告しなければならない。

2　検討会議は、委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、推進計画の案の作成に関しその進捗状況を委員会に報告するものとする。

3　前2項の規定による報告の結果に基づき、委員会が検討会議に対し推進計画の案の内容に関し指示を行ったときは、検討会議は、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第9条 検討会議の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

総務部危機管理防災課 こども未来部こども支援課 こども未来部こども家庭保健課 健康福祉部高齢介護課 市民生活部人権男女共同参画課 環境経済部商工課 消防本部消防総務課 教育委員会事務局学校教育部指導課

上尾市多文化共生推進計画策定の経過

令和7年度		
5月15日	第1回計画策定庁内検討会議	市民アンケートの内容検討
6月3日	第2回計画策定庁内検討会議	市民アンケートの設問検討
6月25日	第1回多文化共生推進委員会 第3回計画策定庁内検討会議	・市の現状 ・現行計画（令和４年～令和８年）の進捗 ・市民アンケート案 ・アドバイザーによる講演
11月上旬	市民アンケートを実施	
2月26日	第2回多文化共生推進委員会 第4回計画策定庁内検討会議	・市民アンケートの結果報告 ・アンケート集計結果から見えた課題 ・他自治体の先進事例について
令和8年度		
4月21日	第3回多文化共生推進委員会 第5回計画策定庁内検討会議	・基本理念、基本方針、基本施策について ・推進体制について
6月30日	第4回多文化共生推進委員会 第6回計画策定庁内検討会議	・第2次上尾市多文化共生推進計画の進捗状況について ・基本方針と基本施策について
9月4日	第5回多文化共生推進委員会 第7回計画策定庁内検討会議	・指標の設定について ・各施策の主な取り組みについて
11月19日	第8回計画策定庁内検討会議	・基本理念について ・上尾市多文化共生推進計画（素案）について
1月8日	第6回多文化共生推進委員会 第9回計画策定庁内検討会議	・上尾市多文化共生推進計画（素案）について ・パブリックコメントの結果について
2月12日	第7回多文化共生推進委員会 第10回計画策定庁内検討会議	・上尾市多文化共生推進計画（最終案）について ・その他

上尾市多文化共生推進委員名簿

（順不同、敬称略）

No.	氏 名	委員区分	役職
1	岡村 佳代	1 号委員（学識経験を有する者）	委員長
2	尾形 昭夫	2 号委員（各種団体を代表する者）	副委員長
3	砂川 真枝	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
4	池田 将寛	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
5	河田 千栄	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
6	吉田 充	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
7	三井田 晴宏	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
8	名取 秀幸	2 号委員（各種団体を代表する者）	委員
9	水津 暁維	3 号委員（公募により選考したもの）	委員
10	程 淑媛	3 号委員（公募により選考したもの）	委員

（任期：令和7年6月25日～令和9年3月31日）

アドバイザー	田村 太郎	ダイバーシティ研究所代表理事

上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議委員名簿

（順不同、敬称略）

No.	氏 名	所 属	職 名
1	小林 咲希	危機管理防災課	主事
2	金子 阿佐美	こども支援課	主任
3	○ 厚谷 佳代	こども家庭保健課	主任栄養士
4	堀田 悠	高齢介護課	主任精神保健福祉士
5	町野 菜月	人権男女共同参画課	主任
6	中嶋 健志	商工課	主任
7	青木 彰吾	消防総務課	主任
8	◎ 杉原 慎一	指導課	副主幹

◎委員長 ○副委員長

（令和8年4月1日現在）

用語解説

用　語		解　説	掲載ページ
A～Z	AGA（上尾市国際交流協会）	Ageo Global Association の頭文字。地球市民としての意識向上を図るとともに、国際交流にかかわる個人及び団体の連絡調整並びに援助、そして市内在住の外国籍市民との交流並びに基本的人権の尊重を目的として、平成８（1996）年に発足した団体。	P9、17、18、23、24、26、29、30
	AGA サロン	各国出身の講師を招き、その国の文化や歴史について話を聞く上尾市国際交流協会主催事業。	P29、30
	ALT（外国語指導助手）	Assistant Language Teacher の頭文字。小学校や中学校等で授業を補助する外国語指導助手のこと。	P27
	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。	P15、21
	JICA（国際協力機構）	Japan International Cooperation Agency の頭文字。独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする団体。	P28
	SNS	Social Networking Service の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。	P9、10、12、15、18、21
あ行	上尾市国際交流協会（AGA）	地球市民としての意識向上を図るとともに、国際交流にかかわる個人及び団体の連絡調整並びに援助、そして市内在住の外国籍市民との交流並びに基本的人権の尊重を目的として、平成８（1996）年に発足した団体。 AGA は、Ageo Global Association の略。	P10、17、23、32

あ行	あげお市政出前講座	市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能・市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取り組みを促進することを目的にしている。	P18、19、27、28
	あげおヒューマンライツミーティング	人権尊重意識の普及・向上と、市民・団体相互の交流を促進するため、毎年、人権週間(12 月 4～10 日)に合わせて開催している人権啓発イベント。	P29
	あげおワールドフェア	外国人市民と参加者が交流することで相互理解を深め、それぞれの地球市民意識を高めることを目的に、上尾市国際交流協会が主催する様々な国と地域の人々が集まる国際交流イベント。	P9、12、26、28、29
	育成就労制度	令和6年6月法改正により、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました（本制度は令和9年4月1日から運用開始します。）	P1、6、8、31
	一元的相談窓口	在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう情報提供及び相談対応を多言語で行うワンストップ型の相談窓口。	P1、19
か行	外国人支援コーディネーター	生活上の困りごとを抱える外国人に対して専門的な知識や技術をもって相談に応じ、適切な連携先につないで解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う専門人材。	P19、20
	協力確認書	外国人の受け入れ機関（事業所等）が、地方公共団体から特定技能外国人に関する『共生施策』への協力を要請された場合に、必要な協力を行うことを約束する書類。令和7年4月1日以降、提出は義務化とした。	P20
さ行	在留資格	外国人が日本に入国して在留することを認める資格。	P1、6、8、12、18、24
	サマースクール	夏休み期間中、外国人の児童・生徒に対し、日本語学習や教科学習支援を行う短期教室。	P22、23
	三者同時通訳	日本語によるコミュニケーションが困難な外国人からの 119 番通報や災害現場での対応におい	P26

		て、民間の通訳センターを介して提供する多言語電話通訳サービス。	
	就学ガイダンス	小学校入学前の外国人児童の保護者に対し、入学前に準備するものや日本の学校生活の特徴等の説明会。	P23
	水害ハザードマップ	住民等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の水害に対応した浸水想定に基づき、これに応じた避難方法等を適切に周知するために各市町村が作成するものであり、降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される、洪水浸水想定区域及び想定される水深を表示した洪水浸水想定区域図に、避難所等の情報を表示している。	P25
	生活オリエンテーション	外国人市民向け、日本語教室の案内やごみの出し方等生活に必要な知識・情報や生活ルール・マナーをやさしい日本語を含む多言語で案内する。	P10、13、15、20
た行	多言語支援センター	災害時に多言語で情報提供することを主とした、被災地における外国人支援活動の支援拠点。国際関係課及び国際交流協会、ボランティア等によって構成される。	P9、11、25、26
	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P1、2、8、9、10、11、13、14、15、16、18、24、26、28、30、31、32
	多文化共生ボランティア	多文化共生というコンセプトに則り、県内全域を対象とした様々なイベントに語学等を用いて協力するボランティア。	P11、31
	多文化共生サポーター	異なる文化的背景を持つ人々が共存し、互いに理解し協力し合うための多文化共生社会の実現を目指し、地域社会において異文化間の交流促進や課題解決に貢献できる人材。	P15、26、30、31
	地域日本語教育コーディネーター	県内の日本語教室等の実情に精通している日本語教育の専門家。	P17
	中学生海外派遣研修	毎年 7~8 月に、市立中学校 3 年生をオーストラリアのロッキャーバレー市へ派遣する事業。	P27

	通訳・翻訳ボランティア	上尾市在住・在勤・在学の 18 歳以上で、外国語から日本語及び日本語から外国語への通訳又は翻訳を行うボランティア。市の窓口等や災害時に通訳及び翻訳を行う。	P9、24、31
	特定技能制度	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能制度」を創設（平成31年4月から実施）	P1、4、6、8、31
	取り出し指導	児童・生徒に在籍学級以外の教室で行う指導。	P23
な行	日本語教室	日本語習得を目的とする外国人市民が日本人市民と共に日本語を学習する場。	P9、10、12、15、17、18、19、20
	日本語指導職員	日本語指導を必要とする児童生徒に対して、日本語指導や日本の学校への適応指導等を行う職員。	P23
は行	ハイライツ	広報あげおの記事の一部を 4 言語（やさしい日本語、英語・ベトナム語・中国語）で表した、広報あげお巻末の外国人市民向け情報コーナー。	P21、22
	ハローコーナー（外国人市民のための相談窓口）	様々な困りごとを抱えている外国人市民の相談に対応し、必要に応じて、関係部署、関係機関につなげる一元的相談窓口。	P19、20、21
	ハローコーナーニュース	ハローコーナーに寄せられた質問や外国人市民向けの生活情報を5言語（英語・中国語 ・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語）でまとめた情報誌。HP への掲載、公共施設に設置する他、希望者に郵送。	P21
	ピクトグラム	言葉を使わなくても意味が分かるようなシンプルな絵文字・絵を使った図表。	P13、18、23
	防災ガイドブック	主に地震や風水害等の自然災害に関し、発災直後の行動や災害への備えについて、イラストを交えて解説したもの。	P25

や行	やさしい日本語	難しい言葉を言い換える等、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。法律等のルール、在留や社会保険等の手続、災害・避難情報をはじめとする国や地方公共団体からのお知らせ等をはじめ、外国人市民が日本で安全・安心して生活するために必要な情報をやさしい日本語で広く知らせることが期待されている。	P10、13、15 18、19, 20、 21、22、23、 24、25、31
わ行	ワンナイトステイ事業	埼玉県・国際交流基金日本語国際センターと協力し、海外からの研修生を市内の家庭で受け入れる事業。	P29

第3次上尾市多文化共生推進計画

令和9年3月　発行

発 行　　上尾市市民生活部市民協働推進課
住 所　　上尾市本町三丁目1番1号
電 話　　048−775−4597
FAX　　048−775−0007
メール　　s53000@city.ageo.lg.jp